

令和 4 年

第 2 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 4 年 2 月 28 日
至 令和 4 年 3 月 14 日

飯 舘 村 議 会

令和4年第2回飯館村議会定例会会期日程

(会期15日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	2. 28	月	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 予算審査特別委員会の設置及び付託 5. 予算審査特別委員の選任
第2日	3. 1	火	休 会		議案調査
第3日	3. 2	水	休 会		議案調査
第4日	3. 3	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～5番）
第5日	3. 4	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 3. 一般質問（通告順6番）
第6日	3. 5	土	休 日		
第7日	3. 6	日	休 日		
第8日	3. 7	月	休 会		議案調査
第9日	3. 8	火	予算審査特別委員会	午前9時	令和4年度飯館村一般会計及び各特別会計予算審査（個別説明）
第10日	3. 9	水	予算審査特別委員会	午前10時	令和4年度飯館村一般会計及び各特別会計予算審査（総括質疑）
第11日	3. 10	木	予算審査特別委員会	午前10時	令和4年度飯館村一般会計及び各特別会計予算審査（総括質疑）
第12日	3. 11	金	休 会		議案調査
第13日	3. 12	土	休 日		
第14日	3. 13	日	休 日		
第15日	3. 14	月	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 「ゼロカーボンビレッジいたて宣言」並びに追加提出議案の提案理由の説明 3. 議案審議

					閉 会
--	--	--	--	--	-----

令和4年2月28日

令和4年第2回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和4年第2回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和4年2月28日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和4年2月28日 午前10時00分				
	閉議	令和4年2月28日 午前11時44分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	4番 飯畑秀夫		5番 佐藤健太			
職務出席者	事務局長 細川亨		書記 伊藤博樹		書記 羽田一	
地方自治法の 第121条の1 規定による 説明のため の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	高橋正文	○	村づくり 推進課長	村山宏行	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤哲	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	教育課長	佐藤正幸	○	農業委員会 事務局長	三瓶真	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○
選挙管理委員会 委員長	伊東利	○	代表監査委員	高野孝一	△	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年2月28日（月）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 予算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 予算審査特別委員の選任

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件12件、条例案件2件、その他案件5件、承認1件、計20件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会が2月8日に所管事務調査のため開催されております。

次に、議会運営委員会が2月22日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、今定例会の一般質問の通告は6名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から令和4年1月分の例月出納検査結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって4番 飯畑秀夫君、5番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月14日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月14日までの15日間に決定いたしました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第3、村長提出の議案第6号から議案第24号及び承認第1号を一括

して、村長の提案理由の説明並びに令和4年度の所信表明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに、令和4年第2回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、令和4年度村政運営の所信と財政運営方針、12月議会定例会以降の村政の主な動きについて、申し上げます。

まず、令和4年度当初予算についてです。

令和4年度一般会計当初予算は112億8,800万円で、対前年度比0.8%、金額にして8,800万円の増となりました。令和4年度予算は「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」の実現に向かって新たな一歩を踏み出してから2回目の当初予算となります。また、私が村長に就任してから一貫して主題としておりますふるさとの担い手が主役となった飯舘村の再生と発展を目指す5つの政策方針を実現するために、新たに2つの力点、4つの指標を明確にし、例年より編成開始時期を前倒しして編成したものであります。

2つの力点とは、すなわち村が力を入れるべきこととして村民の今を支える取組、村の将来への布石となる取組の2つの視点を持って村政を運営するということでもあります。また、4つの指標とは次世代継承、なりわい、10年後を見据える、帰還困難区域であり、この4つの目標を持ってあらゆる事務事業に取り組むということでもあります。

4つの指標のうち1点目、次世代継承であります。震災のときに小学生だった方も今や多くが成人を迎えられている中で、村の内外の分け隔てなく新たな世代が可能性を見いだし、わくわくする楽しいふるさとを創出する取組が村の将来への布石としても非常に重要であります。先般、今年1月に新成人となられたお二方が村役場に来庁し、学校給食で食べたヤーコンが忘れられずに自ら試作販売したヤーコンケーキでの村活性化の提案や、避難先で営農再開したご両親の姿を見ながらご自身が農業を継承することを決心したこと、アスパラガス栽培やソバ作りでの若者定着を図り、村おこしをやっていきたいことなど大変心強い提案をいただき、目頭を熱くいたしました。また、福島大学食農学類の1期生ほか十数名が3つのグループをつくって村を実践教育フィールドとした活動を展開しているほか、東京大学や大阪大学、明治大学、上智大学など村と協定連携をしている大学の学生による活動がコロナ禍でも継続的にかつ将来性を持って実施されているところがあります。震災から11年を満了しようとする中、既に次世代が大きな一歩を踏み出しており、その一歩をさらに力強いものにしていくための取組が村として今求められているということでもあります。

2点目のなりわいは、企業誘致や企業支援を含む産業の創出を強力に進めるということでもあります。一例として、昨年12月に蔵平地区における木質バイオマス発電施設緊急整備事業が国の事業採択と村議会の議決をいただき、令和6年度の稼働に向けて動き出しておりますが、この事業は村経済の活性化、村民所得の向上はもとより多くの村民の皆様が求めてきた里山、森林の再生を果たすために必要不可欠な20年以上の持続性、確実性のある事業であります。また、停滞している林業の活性化を強く促し、浜通りをはじめとする福島全体の復興を強く牽引するとともに、間伐と植林を進めることによる脱炭素社会の実現

への大きな貢献、排熱を利用した未来志向型農業体系の構築などこれまでの村にはなかった次世代も夢を描くことができる未来像を提示し、村内の就業人口と定住人口をともに増加させることにつながる事業でもあります。今後もこういった複数の成果を見込むことができる新たな産業の構築、企業誘致にチャレンジしてまいりたいと考えております。

また、一方で過去最大のコロナ禍であった昨年度に約30人の意欲の高い方々がそれぞれなりわいを持って新たに村に移住されているほか、村民においても20代の方々の村内での就業や30代の方による民家を改築したレストランの新規オープンに向けての取組、40代の方々による村内での新たな就労など、次世代の方々による村内でのなりわい活動が活発化してきており、今年度はさらに自ら業を起こす起業のモデルづくりなど多角的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の10年後を見据えるは、あらゆる事務事業に取り組むに当たって共通する視点、姿勢であります。今後年代別や居住地別の人口動態や村内での就業状態などもろもろの状況を踏まえて復興・創生期間後の村を見据えた施策に取り組むということでもあります。

4点目の帰還困難区域は村の最重要課題の1つであり、長泥地区特定復興再生拠点区域の令和5年春の避難指示解除に向けてさらに取組を加速していくということでもあります。なお、去る2月25日にコロナ禍であることに配慮してテレビ会議形式ではありましたが、長泥地区除染検証委員会を設置しております。今後、委員会での検証報告を踏まえた住民の皆様との協議や生活インフラの再整備、国県との協議など全庁横断的に課題に取り組んでまいります。

以上、次世代継承、なりわい、10年後を見据える、帰還困難区域の4つの指標をもって令和4年度の予算を編成いたしました。さらに2つの力点、村民の今を支える取組、村の将来への布石となる取組の視点から、引き続き継続強化する施策のほか、新たな挑戦を重ねてまいりたいと考えております。

村民の今を支える取組としては、村民の皆様と命と生活を守るための新型コロナワクチンの村内・村外での接種を進めるとともに、先般包括連携協定を締結した福島県立医科大学との連携による村内での介護予防体制の強化のほか、新たな挑戦としては訪問診療などの新たな取組を含めた医療環境の強化、見守り活動と連携した買物環境の充実を目指すことなどです。

また、村の将来への布石となる取組としては、新たな世代が可能性を見いだすわくわくする新しい楽しいふるさとを創出する取組のほか、飯舘村振興公社の農業部門の設立を含めた農業基盤の再生に向かつての体制強化を進めます。また、新たな挑戦としてカーボンニュートラルに資する村独自の宣言や体制、取組の構築、自治体デジタルトランスフォーメーションやデジタル田園都市構想に対応したICT施策の検討など、地方と都市の環境格差を問題としない、あるいはその格差を縮めるための新たな取組にチャレンジしてまいりたいと考えております。

詳細については予算審査特別委員会等に付託しご説明いたしますので、慎重かつ適切にご審議を賜りますようお願いいたします。

それでは、12月議会定例会以降の各課の主な動きについて報告いたします。

まず、総務課関係です。

1月9日、飯舘村消防団、女性消防隊、役場消防隊の観閲式並びに令和4年飯舘村消防出初式をいいたて希望の里学園体育館で挙行いたしました。出初式には佐藤一郎議長はじめ村議会議員の皆様、飯舘村分署長、飯舘駐在所長をご来賓にお迎えし、村内外から出動した約90名の消防団員、消防隊員とともに火災が1件もなく災害がない年になることを期して新型コロナウイルス感染予防対策の継続、防火防災への備えなどさらなる努力を重ねられるようお願いいたしました。赤石澤傳消防団長からは、新年を迎え心を新たにして村民の安全安心の確保に努めていただきたいとの訓示があり、団員、隊員は村民の生命と財産を守る備えをより強固にしていく決意を新たにしていたところであります。

次に、1月20日に第4回行政区長・副区長会議を開催しております。会議では、新型コロナウイルス感染予防対策の一環としてあらかじめ郵送しておりました資料に基づき、村長、総務課長が主な事業の内容や進捗状況の概略を説明し、区長から寄せられた事業等に対するご質問やご要望に対して各課長がお答えする形で開催いたしております。ご要望等については、実現可能なものから速やかに対応してまいります。

次に、村づくり推進課関係です。

まず、村の10大ニュースについてであります。昨年の年末から今年1月上旬まで投票を募集した結果、応募総数は514票で第1位は東京2020オリンピック聖火リレー・パラリンピック聖火フェス集火式でありました。結果発表につきましては、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、広報いいたて紙面上での発表とインターネット上での動画公開による発表を行いました。また、金賞をはじめ各賞の当選者につきましてはそれぞれ賞品を郵送にてお送りしたところであります。この事業は村の歴史を保存するという観点でも意義のある事業と思っておりますので、来年度以降もぜひ続けてまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊の委嘱についてであります。今年2月1日付で新たに1名の地域おこし協力隊を委嘱し、これにより村の協力隊の数は合計5名となっております。新しい地域おこし協力隊の横山梨沙さんは、海外でのコーヒーショップ勤務経験を生かし村でもコーヒーを主軸にした活動をする予定であります。今後は他の協力隊員と連携協力しながら、特技を生かして活動していただき村の活性化を図っていただきたいと期待しております。

次に、第67回福島県市町村広報協会コンクールについてであります。去る1月19日付で福島県から広報誌部門にて本村の広報誌が佳作を受賞したとの通知がありました。あわせて、映像部門にて「ネイティブスピーカーズ飯舘言葉の達人たち」が同様に佳作を受賞したところであります。これもコロナ禍にもかかわらず村民の皆様にご広報の各種取材に快く応じていただいた成果であると考えております。この場をお借りして御礼申し上げます。

次に、商工観光関係であります。

まず、商工業者向けの村補助金、新型コロナウイルス感染症事業者支援金であります。昨年12月28日に受付を終了し、1月末までに61件、610万円の交付を行いました。

次に、県の事業再開・帰還促進事業によるいいたてプレミアム付商品券については、今

年6月の販売開始当初から大変反響が大きく、1月31日の販売期間の終了を待たずに予定しておりました1万5,000冊が完売いたしました。販売実績は昨年度に比べ約1,300冊の増加となっております。さらにはこの交付金を活用して12月11日から1月16日までの期間、道の駅までい館、ふかや風の子広場周辺が美しいイルミネーションで彩られ、多くの来場者でにぎわいました。また、点灯式においてはジャズの演奏やキャンドルの点灯、商工会による花火の打ち上げなどが行われ、来場者の皆様に大変ご好評をいただき、飯館の冬を盛り上げる新たな風物詩となったものであります。

次に、宿泊体験館きこりであります。平成29年5月から素泊まりによる宿泊の営業を再開しており、昨年4月から本年1月末までの利用人数は252人で、宿泊以外のイオラ等の入浴施設の利用人数は1,982人でありました。営業再開以来、村内外の多くの皆様にご利用いただいておりますが、福島県沖地震の被害による宿泊棟の閉鎖や新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は大幅に減少しております。しかしながら、きこりにつきましては村唯一の多人数が宿泊できる施設であり、令和4年度春に仮オープンを予定しているあいの沢とともに村の観光交流の拠点として今後も村内外にPRをしながら、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、いいたて村の道の駅までい館の状況ですが、本年4月から1月末現在までのレジ客数はまでい館が11万633人、セブンイレブンが21万5,299人となっております。ここ数年、暖冬が続いていた中で昨年末から積雪が続いているほか、新型コロナウイルス感染症の第6波の中にあり、売上げへの影響を懸念していたところではありますが、飯館産米のおこわや凍みもち等の村民の皆様による加工食品についてはこれまで同様ご好評をいただいております。道の駅やセブンイレブンとして県内で初めての冷凍凍み天の取扱いを実現していることなど、物販コーナーについては昨年度同様以上の売上げとなっております。また、レストランコーナーにおいても愚真会による手打ちそばやいいたて雪っ娘かぼちゃを活用したハンバーグやコロケの限定販売など、新しいメニューの提供にもチャレンジしているところであり、従業員の皆様の努力により黒字経営を継続しているところでもあります。

次に、ふかや風の子広場の利用状況についてであります。オープン以来、1月末までに1万2,496人のご利用をいただいております。1月に「ひみつ基地どきどき」にて開催したイベントも好評で、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら今後も継続的にイベントを開催するなど、利用者の皆様に楽しんでいただける機会を設け村内外にPRしてまいりますと考えております。また、併設のドッグラン「わんこの庭のびのび」につきましてもオープン以来大変ご好評をいただいておりますが、冬季に入り降雪が続いているため閉鎖している状況であります。道の駅、風の子広場、ドッグランとともに今後も村の復興拠点として地域の活性化を図るとともに、村内外への情報発信に努めてまいります。

次に、住民課関係です。

初めに、新型コロナウイルス感染症予防のためマスク、消毒液等の購入費用を支援する村民一人当たり1万円を支給する村単独事業の新型コロナウイルス衛生資材等購入支援給付金については、基準日の昨年11月25日時点で村に住民登録がある村民1,823世帯、5,003人に対しまして5,003万円を支給したところでもあります。

次に、村税等の確実な期限内納付はもとより、新型コロナウイルス感染症予防対策にもつながる口座振替を推進するため、新規に口座振替を登録された方を対象にした口座振替キャンペーンであります。昨年12月末の期限までに575人の方から申込みがあり、道の駅までい館の商品券2,000円を順次送付しております。引き続き、確実、便利、安全な口座振替の登録を増やしていきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で国の経済対策として国民の生活、暮らしを支援する1世帯当たり10万円を支給する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金であります。支給対象者となります住民税非課税539世帯の方に本年2月9日付でお知らせ文書を送付し、本年3月中に対象世帯の口座への支給をするよう、事務を進めているところであります。また、同じく支給対象となります新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯、いわゆる家計急変世帯についてはご本人からの申請が必要でありますので、現在税務係窓口で受付を行っているところであります。

次に、村民の帰還状況ですが、2月1日現在の村への帰還者は637世帯、1,233人で、帰還率は約24.7%となっております。これに震災後の転入者193人といたってホームの入所者等を合わせ、村内の居住者は774世帯で1,476人となっております。

次に、避難を継続している方の状況ですが、県外に175人、県内は福島市に2,200人、南相馬市に307人、伊達市に266人、川俣町に256人、相馬市に136人など合わせて3,331人となっております。

次に、健康福祉課関係です。

初めに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で子育て世帯に対する国の支援策として18歳以下の子供1人当たり10万円を支給する子育て支援臨時特別給付金については、支給対象者となります306世帯に対しまして5,760万円を支給したところであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてであります。村内居住者の2回接種率は1月31日現在、90.1%となっており、村内・村外を合わせますと89.5%となっております。また、現在国が進めているブースター接種、いわゆる3回目接種であります。3回目接種については村内に集団接種会場を新たに設け実施しております。接種対象者には順次意向調査を行い、2回目接種から6か月を経過した65歳以上の高齢者を優先に接種日時を村が割当てしてご案内し、2月23日に255人、24日に225人の計480人の接種を行っているところであります。今後、3月に実施する6日間の接種と合わせ村内での集団接種については今年度末までに最大で1,920人の接種を実施する予定であります。また、村外のかかりつけ医等での接種を希望される方に対しては順次接種券、予診票等を送付しているほか、必要に応じて関係市町村との調整を行っており、今後も村民の皆様の接種機会の確保に努めてまいります。

次に、令和3年度の乳がん・子宮がんの集団検診を1月28日、いちばん館で行い、乳がん検診は104人の方が、子宮がん検診は78人の方が受診されました。今年度はコロナ禍により検診を実施しない医療機関もありますが、県内にまん延防止等重点措置が発令される中でも感染防止対策を徹底して実施する体制を取り、例年より多くの方が受診されている

ところであります。

次に、1月10日に田村マツヨさん、1月18日には志賀ヨシ子さん、馬場保子さんが満100歳を迎えられました。コロナ禍の状況により福島県知事賀寿贈呈式は行われませんでした。少人数にて贈呈式を行ってまいったところであります。村からはお祝い金と記念樹を贈るとともに、国、県、社会福祉協議会、老人クラブ連合会の褒状等を代理で贈らせていただいたところであります。飯舘村では1月の3名を含めて39人目の100歳到達者となります。さらなるご長寿をご祈念するものであります。

次に、震災当時に住んでいた住居を全て解体された方への被災者生活再建支援金についてですが、申請期限が令和5年4月10日まで1年延長されました。現在までに971件の申請となっており、うち946件が給付済みとなっております。

次に、帰村された村民の健康維持や増進のために開設しておりますサポートセンターつながりがあります。利用登録者は120人となっております。コロナ禍により県知事からの緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が発令されるたびに中止を余儀なくされてきておりますが、解除されれば感染防止対策を講じながら通常の半分に当たる10人程度で実施してきたところであります。あわせて、高齢者の通いの場の1つとして村内7地区で地域サロンが運営されております。7つのサロンを合わせた会員数も188人となり、十分なコロナウイルス感染予防を行いながら身近な地区集会所での交流などを徐々に実施いただいております。

次に、高齢者支援の一助として去る1月14日にみやぎ生協、コープふくしまと地域見守りの取組に関する協力協定を締結いたしました。村内でコープふくしまの宅配サービスを利用されている高齢者の異変に気づいた際に、配達員が村や関係機関に連絡を行うなど地域見守りに協力をいただいているところであります。また、去る2月14日に村民の健康福祉に関する取組を推進していくため、福島県立医科大学と包括連携協定を締結いたしました。今後、理学療法士や作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師を目指す学生の学びの場を確保するとともに、学生が村に訪れることによるにぎわいの創出や村民との交流の輪が広がることを期待しているところであります。

次に、産業振興課関係です。

まず、あぶくまもち関係についてであります。これは村が新たな特産物として今後振興を図っていくこととしている福島県が開発したもち米のオリジナル品種であります。より一層の振興を図るための組織として、昨年12月10日に生産者3名で構成される飯舘村あぶくまもち生産組合が設立されております。さらに、この生産組合が本年1月18日付で県とあぶくまもちの種苗許諾契約を締結し、種もみの生産を行える権利を得ることができましたので、令和4年は村内の圃場60アールで、まずは種もみの生産が行われることとなっており、令和5年の本格栽培と作付面積の拡大に向け村として振興してまいりたいと考えております。

次に、木質バイオマス施設等緊急整備事業についてであります。昨年12月10日に国の福島再生加速化交付金の交付可能額通知を受け、さきの12月村議会定例会において関係予算の議決をいただきましたので、村から事業主体であります飯舘バイオパートナーズ株式会

社に対して去る12月20日、係る補助金の交付決定をいたしました。今年度は主に焼却炉やタービン、安全設備などのバイオマスプラント本体の設計を行うこととしており、今後令和4年度、令和5年度2か年をかけてプラント本体やプラント建屋など関係する施設を整備予定であり、令和6年春の運転開始に向け事業が本格的にスタートしたところであります。

次に、農地中間管理事業についてであります。意欲ある担い手に農地を集積、集約化する農地中間管理事業については、去る12月11日に前田・八和木行政区において事業の調印式が行われております。これにより、今年度は5つの行政区においての契約が完了し、本年度分は合計約184ヘクタールの農地集積がされたところであります。なお、来年度以降も集積が見込まれる農地がありますので、農地の荒廃を防止し農地利用の効率化及び農業の生産性の向上を図るため、引き続き意欲高い担い手に対しての農地集積を進めてまいります。

次に、鳥獣被害対策であります。今年度村鳥獣被害対策実施隊により1月31日現在でイノシシ330頭、サル58匹を捕獲しております。うち、今年度に購入、設置しましたサル用の大型囲いわなによる捕獲数は27頭となっており、サル駆除プロジェクトチームによる成果が現れてきているところであります。また、小宮地区のクリアセンター敷地内で建設を予定しております有害鳥獣減容化施設については、現在敷地及び建物の設計を実施中であり、今年度中に設計を完了させ、来年度建設工事を進めたいと考えております。

次に、建設課関係です。

建設管理係であります。水道施設の仕切り弁や排泥弁などの村道沿いの標識のうち、識別が困難な看板について629枚の交換を実施しております。

土木係においては、村道の除雪についてであります。2月7日時点において1次路線を2回、2次路線を1回、拡幅、吹き溜まりの除雪を7回実施し、冬期間の交通の安全に努めてまいりました。

次に、河川等清掃業務、いわゆる河川の土砂除去についてであります。古今明川と佐須川と合わせて延長3.22キロメートルにおいて河川の土砂の撤去を進めており、年度内完了の見込みとなっております。これで村が管理する普通河川の土砂撤去については一通り終了となります。

次に、農林土木関係ですが、営農再開支援水利施設等保全事業による側溝の土砂上げ等延長6.2キロメートルについて、今年度内の完了に向けて工事を進めているところであります。また、農業基盤整備促進事業につきましては村内17の行政区について測量設計等の委託12件、工事39件を発注しておりますが、うち8行政区の委託業務6件、工事7件について完了しており、他の発注についても早期完了に向けて実施しているところであります。なお、各行政区における説明会についてはコロナの影響が落ち着き次第、早急かつ計画的に進めてまいります。また、ため池の放射性物質対策工事については今年度11か所のため池について完了いたします。

次に、教育委員会関係です。

去る2月24日に総合教育会議を開催いたしました。会議では、いいたて学の出組につい

て、就学支援費の継続について、児童生徒の研修旅行についての3点を中心に、各教育委員より思い思いのご意見をいただき、今後の方針等について議論をさせていただいたところであります。

次に、令和4年度の就園・就学見込数であります。までの里のこども園は5歳児19名の卒園児を含む21名の減少に対し、新入園児1名であり、現在より20名減の39名、いいたて希望の里学園は9年生13名の卒業生を含む14名の減少に対し新入生17名を含む21名の増加であり、現在より7名増の69名となり、園児・児童・生徒の合計人数は現在の121名より13名減の108名となる見込みであります。

次に、次年度に向けた学習指導についてであります。先般の中央教育審議会の答申における小学5年生・6年生の教科担任制が本格導入されることとなりますが、本村では令和2年度より算数や英語の授業において後期課程の教員が授業を行うなど義務教育学校ならではの取組を実施しており、令和3年度においてはさらに教科や学年を拡充し、3学年から6学年の外国語活動及び外国語科、3学年から6学年の算数科、3学年から6学年の音楽科、5学年の社会科、6学年の国語科において教科担任制を行ってまいりました。また、9学年の数学科では習熟度別学習を行うことで個に応じた指導を徹底し、学力の向上を図ってきたところであり、さらに外国語については新たに外国語専門の教室を設け普段の生活から外国語を身近に感じることができる環境を整えてきたところでもあります。また、ICT教育につきましてはGIGAスクール構想により整備しました1人1台のタブレット端末を効果的に活用し、プログラミング教室や共同学習、調べ学習、プレゼンテーションなどで活用するとともに村外、県外はもとより国外とのオンライン学習を行うなど、コロナ禍における学習環境をも見据え、幅広い活用をしてまいりました。次年度につきましても、このような本村の教育環境を十分に生かしながら、引き続き教育の充実を図るよう指示してきたところでもあります。

次に、生涯学習課関係です。

12月11日にはイルミネーション点灯式、商工会による花火大会などとのコラボレーション企画として交流センターふれ愛館及び道の駅までい館にてクリスマスジャズコンサートを開催し、クリスマスソングやスタンダードナンバーが演奏され、上品なサウンドと心にしみる歌声に満たされるひとときとなりました。

次に、1月9日に村成人式を実施しております。新型コロナウイルス感染症対策として参加者全員の抗原検査を実施した上で、式典のみの開催とさせていただきましたが、震災を乗り越えた新成人たちは頼もしく、しっかりと成長した姿を見せてくれました。

なお、オミクロン株の流行によりスキー教室、芸能発表会などは中止しております。

次に、各課の主要施策についてご説明申し上げます。

まず、総務課関係です。

新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見えない状況でありますので、職員等の感染予防対策に万全を期し、役場機能が停滞することのないよう引き続き対策に努めてまいります。

次に、防災関係ですが、毎年のように各種災害に見舞われる近年の状況を鑑み、地域防

災計画、国土強靱化計画等の実効性ある施行に努めてまいります。今年度においてはモデル事業として地域防災を担う地区自主防災組織を早期に立ち上げ、村内に平行展開できるように努めてまいります。あわせて、村内事業所と協定を結び火災など有事の際に初期対応を担う企業消防組織を新設し、村民及び地域の安全安心の確保に努めてまいります。

次に、令和4年度に予定されている参議院議員通常選挙、県知事選挙についてではありますが、準備に万全を期し、正確かつ適正な選挙事務の執行に努めてまいります。

次に、財政関係であります。令和3年度から施行された第2期復興・創生期間に係る各種事業については、2か年目となる当該年度においても精力的に取り組んでまいります。あわせて、精度の高い財源の担保及び確保に努め、効果のある予算の執行に努めてまいります。また、将来を見据えた長期的に対応できる骨太の財政力が確保できるよう、経常経費の節減等に注力し、引き続き規律ある財政運営に努めてまいります。

次に、村づくり推進課関係です。

初めに、移住・定住についてであります。本議会に上程している令和4年度予算において、福島再生加速化交付金を活用した交流、移住、定住に係る窓口を外部委託することとしております。これは令和3年度から発足している福島県移住支援センターが県外からの移住希望者を主に総合的な相談窓口を担っていることに加え、令和4年度については移住・定住の交付金が活用できることから、業務の見直しを図るものであります。また、この交流・移住・定住に係る窓口については総合的な相談窓口として専門の人員を配置し、飯舘村を全国に向けて発信する情報提供や空き家の情報の提供等各種対応をこれまで以上にきめ細かく対応してまいります。

次に、第6次総合振興計画についてであります。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の流行により実施できなかった各種事業や取組について、ウイルス流行の状況を見定めながら実施していくこととし、あわせて、村の主要施策となる人口増加対策としての交流、移住、定住対策を主軸とした計画の見直しも実施してまいります。

次に、長泥地区における特定復興再生拠点についてであります。

帰還困難区域である長泥地区においては、特定復興再生拠点区域計画に基づく令和5年春の避難指示解除に向けて2月25日に設置した除染検証委員会での検証を踏まえつつ、さらに住民の方々の意向を丁寧にお聞きしながら、井戸掘削事業や昇口舗装事業、居住促進ゾーンにおける集会所等の整備事業、集会所等の備品の整備などの生活インフラの整備等を進めてまいります。また、関係機関との連絡調整を緊密に取ることで環境再生事業等の着実な実施を進めてまいる所存であります。

次に、商工観光関係であります。

まず、事業再開・帰還促進事業のプレミアム付商品券であります。商工業者の事業再開及び帰還促進を図る目的で、令和元年度より取組を始め、年々反響が大きくなり、令和3年度には販売予定冊数が完売するほど大変好評を得ております。令和4年度は1万7,000冊、額面で2億5,500万円の事業規模で実施してまいります。あわせて、販売促進のイベントや商談会についても充実してまいりたいと考えております。

次に、村民の森あいの沢についてであります。令和4年春からあいの沢キャンプ場を再開いたします。また、自然体験学習館の修繕や炊事場排水処理の整備など、皆様に楽しんでいただける施設となるよう環境整備についても併せて進めてまいります。また、宿泊体験館きこりについては宿泊棟の改修工事を予定しており、村唯一の多人数が宿泊できる施設として今まで以上に利用しやすい施設になるよう心がけてまいります。このほか、ベンチャー企業創出支援事業や企業立地支援事業のPRを行い、積極的に企業支援、企業誘致に取り組み、雇用の確保拡大を推進してまいります。

次に、住民課関係です。

初めに、村税についてであります。令和3年度から固定資産税の土地・家屋の課税が始まるなど、帰還困難区域を除いて税の課税が再開していますので、引き続き適正な課税事務を行ってまいります。

次に、収納対策についてであります。納付忘れがなく金融機関やコンビニに行く必要がない上、期限内納付につながる口座振替の登録を令和3年度に引き続き推進しながら、滞納額が増えないよう収納向上対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、交通安全、防犯対策についてであります。必要な交通安全施設の新設や修繕、防犯カメラによる監視、さらに南相馬警察署防犯指導隊、交通安全団体等との連携を図りながら村内の交通事故防止や防犯対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理対策についてであります。一般廃棄物については南相馬市のクリーン原町センターへの焼却処理を委託し、村営住宅がある行政区のごみ収集回数を週2回に増やすなど、快適な生活環境づくりを図ってまいります。また、分別の徹底やごみ減量化にご協力をいただきながら不法投棄防止対策や環境美化に努めてまいります。

次に、健康福祉課関係です。

今日、医療と介護そして生活支援は村民が暮らしていく上で欠かせないものであり、ふるさとの再生と発展の一環として構築してまいりたいと考えております。

まず、医療についてであります。いいたてクリニックでの診療に加え、在宅での診療が受けられる体制を進めるため、医師及びクリニック、訪問看護ステーションが連携し、村民の安心につなげてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、現在オミクロン株による新規陽性者が全国で報告されるなど、感染拡大が続いております。村としましては感染防止に係る基本対策や注意点など、広報やホームページ等で周知を図ってきたところであります。今後につきましても感染防止に係る村民へのお願い等、分かりやすく周知を図ってまいります。

また、新型コロナワクチンの3回目接種についてであります。村では村内での接種を希望する村民に対し、2月23日からいちばん館で接種を開始しておりますが、3月末日までには対象者の約60%、村内接種希望者はほぼ接種が終了する見込みとなっております。4月以降につきましては2回目の接種以降6か月を経過した方に対して順にご案内し、ワクチン接種を進めてまいります。

次に、村民の生活状況と健康状況を把握するため訪問活動を引き続き継続し、老人クラ

ブ联合会や地域サロン、お茶会等での健康教室の開催や生活習慣病対策のための栄養指導、健康づくり事業等の内容の拡充を図ります。

次に、在宅介護サービスを村内で受けられるよう、村外事業者に対する在宅サービス提供加算や、村外のデイサービス等を利用される方に対して施設までの送迎を行う村外介護サービス等送迎事業も引き続き行ってまいります。

また、村内を拠点とした健康づくり、介護予防事業についてはサポートセンターや7つの行政区で実施している地域サロンにて事業を展開してまいります。

次に、産業振興課関係です。

まず、木質バイオマス施設等緊急整備事業ですが、現在国に追加申請中の福島再生加速化交付金が認められれば、令和4年度中にプラント建設工事が着工の見込みであります。本事業は本村にとって非常に重要な事業であり、また対外的にも注目度の高い事業でありますので、事業内容及び進捗等については村民、議会はじめ周辺自治体等へも機会を捉えて説明しながら、令和6年春の運転開始に向けて各種の取組を進めてまいります。

次に、農政関係であります。これまで村は農地の管理を担い手等に任せたいという農家の意向を踏まえながら農地中間管理事業を活用した農地利用集積を進めてまいりました。令和元年度から令和3年度までに7行政区で約350ヘクタールの農地利用集積を実現しましたが、令和4年度にはさらに関沢、小宮、宮内、関根・松塚行政区において農地利用集積を進めることとしており、これまでの分と合わせて約395ヘクタールが集積される見込みであります。他にも水稻作付農家に対する種子代補助をはじめ、農地の保全管理から生きがい農業へ、さらには本格農業へステップアップする農家に対し、村独自の補助制度のほか、国県等の各種事業を活用して支援を進めてまいります。

なお、福島県営農再開支援事業の除染後農地の保全管理については、県特認の10アール当たり1万2,000円は引き続き活用できますことと、加えて他の支援メニューである農用地の反転耕や均平化作業、さらには電気牧柵等の設置や堆肥の配付等を引き続き実施し、より高度な営農にステップアップできる環境づくりを進めてまいります。

次に、畜産関係であります。令和4年度は和牛遺伝子評価支援事業として、遺伝子評価による優良個体を判別する仕組みを利用する農家に対し、新たに支援をしたいと考えております。優良個体選抜の確実性を上げ、繁殖・肥育の効率化につなげることで、経営の安定と牛の品質向上を図り、飯舘牛ブランド再生に向けた取組を進めてまいります。

次に、森林関係であります。平成29年度から取り組んでおりますふくしま森林再生事業計画では民有林を対象とした森林整備事業を実施しており、令和4年度においても草野地区、二枚橋地区と順次森林の再生を計画的に進めてまいります。また、地域住民等による森林保全管理等の取組を支援する森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業についても対象地の拡大を進めてまいります。

次に、除染関係であります。除染に対する住民からの問合せについては、引き続き線量測定、必要に応じてのフォローアップ除染等の対応を実施することを国との協議で確約を得ております。また、帰還困難区域の特定復興再生拠点エリア内については除染及び地力回復工事はおおむね完了し、令和4年度は一部家屋の解体作業のみ実施される計画であり

ます。なお、去る2月25日に除染検証委員会を立ち上げましたので、今後帰還困難区域における除染結果等の検証を行うこととしております。

次に、仮々置場から中間貯蔵施設等への搬出であります。令和4年度には約39万袋の搬出が計画されております。なお、除染廃棄物等が搬出された仮々置場等の農用地については地権者等と協議の上、原状回復工事を実施して農家の方への引き渡しが行われるよう引き続き国と協議をしております。

次に、食品放射性物質測定業務として、平成29年度までに導入した非破壊式の食品放射性物質測定機器10台を活用して測定を実施しておりますが、令和3年度には3つの行政区において村民自らが測定を始めております。今後、同様の取組を進めたいと希望する地区に対しても、引き続き支援を進めてまいります。

次に、帰村個人線量計貸与事業では、帰村する村民に対して村内の生活での被ばく線量を管理していただくため、放射線の個人積算線量計を貸し出し、専門家による定期的な読取りと説明、相談など国と連携して実施をしております。

次に、鳥獣被害対策についてであります。令和4年度も鳥獣被害対策実施隊を組織し対策を推進をしております。特に、令和3年度より発足したサル駆除プロジェクトチームによる対策も引き続き実施し、サル駆除に力を入れてまいります。

次に、建設課関係です。

まず、農業基盤整備促進事業を強力に推進するために、現場管理の住民の方への一部委託などを実施するとともに、事務体制の強化を図り、抜本的な課題解決策に取り組めます。

村道、河川関係の維持管理や整備計画ですが、村道の草刈り等の維持管理については復興庁の住民参加型・地域の課題解決加速事業を活用し、令和3年度同様14行政区で実施いたします。村道の舗装機能回復工事については、令和4年度には延長9.5キロメートルを計画しております。また、普通河川の草刈り及び堆積土砂の浚渫については令和3年度に完了する予定となっております。引き続き河川の草刈りを実施をしております。なお、県管理の2級河川については河道掘削として実施する予定となっておりますが、発生する残土の処理については行政区との調整が必要となります。

次に、村営住宅等関係ですが、村内111戸と飯野団地の管理運営も引き続き行い、安全安心な住宅環境の管理運営に努めてまいります。

次に、農林業施設整備関係ですが、早期の営農再開に向けて農業用施設の整備について事業採択された18行政区の各種工事を引き続き進めてまいります。

次に、教育委員会関係です。

令和2年4月の開校から3年目を迎えます義務教育学校いいたて希望の里学園では、9年間を通した系統的な学習、3学年からの教科担任による授業、9学年の習熟度別学習、英語専門教室の設置、常勤ICT支援員の配置など、今年度に引き続き義務教育学校のメリットを生かした、本村の学校ならではの取組を実践をしております。特に、昨今のコロナ禍においては臨時休業等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対してはオンライン授業を実践するなど、学習に著しい遅れが生じることのないようICT機器を最大限活用し、学びの環境、また規則正しい生活環境を維持するよう努めてまいります。

次に、開園から5年目を迎える幼保連携型認定こども園、まていの里のこども園であります。ゼロ歳から2歳までの未満児、3歳児から5歳児の以上児、それぞれの年齢に合ったきめ細かな保育、教育を行うこと、こども園の状況や情報を発信することにより村の教育への関心を高め、乳幼児期から一定の子供の数を確保し、1人でも多くの子供たちが村の学校へ入学を希望していただけるよう努めてまいります。こども園、学校、ともに1施設となりゼロ歳から15歳まで一貫した教育を目指す本村においては、保育教諭と教職員の連携を密にした教育課程の構築や合同行事の実施による一体感の醸成を図るとともに、地域の関わりを深めたふるさと教育を定着させてまいります。

次に、生涯学習課関係です。

生涯学習関係では様々な事業を行っておりますが、事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染防止対策を十分に取りながら、村民の安全安心を第一に考え、事業の延期や中止、実施方法や行き先の変更なども含めて慎重に進めてまいります。

まず、10年後を見据えた子供たちの体験学習事業として「いきいきわくわく学びの旅事業」を5・6年生を対象として夏休み中に実施してまいります。研修先は震災以降北海道栗山町で農業を営んでいる村民を訪ね、開拓の村である飯舘村と栗山町のよいところを学び合い、交流する予定であります。

次に、新規事業として村の将来を担う中学生の英語力の向上と国際感覚の習得及び希望の里学園の児童生徒を増やしていく特色ある取組として、飯舘村語学研修事業「希望の里WAKUWAKU Eツアー」を夏休み中の海外研修として実施してまいります。歴史や自然、郷土の食文化、伝承芸能など飯舘村の様々な魅力を村外へ発信し、また、次世代へ継承する事業として「飯舘YOITOKO発見！ツアー」を実施してまいります。

4年目を迎えるスポーツ公園では「いいたてスポーツ公園ナイター駅伝」を7月下旬に実施し、駅伝チームの選手育成と村民の交流及びいいたてスポーツ公園の利用促進、交流人口の増加などを図ってまいります。

なお、6次総重点事業、ひとり1趣味事業、文化祭、自主文化事業、「時を満喫・人生をもっと楽しく交流事業」、成人式などの企画実施に当たっては実行委員会を組織し、世話人をお願いすることなどによって住民参加型で実施してまいります。また、これらの事業を通して、帰村している村民としていない村民及び移住してきた村民の交流を進め、帰村者、移住者の生活安定につながる新たなコミュニティの形成や、新たに住む、新たに住み直す環境の構築を進めてまいりたいと考えております。さらに、村商工会、まてい館、希望の里学園などと連携しながら事業を実施することで、村のにぎわいづくりや移住定住推進の一翼を担ってまいります。

それでは、提出しました議案につきましてその概要をご説明いたします。

議案第6号は、令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）です。

規定予算総額から4億1,185万1,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を182億9,164万3,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に4億6,893万5,000円の追加、農林水産業費の農業費から2億9,354万9,000円の減、土木費の道路橋梁費から2億6,993万8,000円の減な

どを計上したところであります。

歳入では、この減額に伴う財源の調整を行っております。あわせて、繰越明許費と債務負担行為の補正及び地方債に係る限度額の追加及び変更を行っております。

議案第7号から議案第11号までは各特別会計の整理予算です。

議案第12号は、令和4年度飯舘村一般会計予算です。

歳入歳出予算の総額を112億8,800万円といたしました。これは前年度に比べ8,800万円、率にして0.8%の増となります。うち、復旧・復興関連予算は73億6,473万円で、歳出予算総額の65.2%を占めております。

それでは、令和4年度の重点事業について申し上げます。

まず、村政方針である「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」に沿った5つに区分される各種事業について申し上げます。

1番目の「生きがいと生業の力強い再生と発展」では、1. 事業再開・帰還促進事業プレミアム付商品券に1億777万6,000円、2. 中山間地域等直接支払事業交付金に9,900万1,000円、3. 福島県営農再開支援事業に7億4,696万8000円、4. ふくしま森林再生事業に3億4,818万円、5. 木質バイオマス施設等緊急整備事業に11億5,328万円。

次に、2番目の「健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとづくり」では、1. 総合健診事業に3,657万円、2. 予防接種事業に3,985万2,000円、3. サポートセンター運営事業に4,370万3,000円、4. 村外介護サービス送迎事業に4,738万9,000円、5. 敬老会事業に623万4,000円を計上しております。

3番目の「情報通信技術（ICT）による新たな村づくり」では、1. 農業農村情報通信環境整備体制推進計画策定事業に2,000万円、2. 学校ICT支援事業に1,104万8,000円、3. 村民コミュニティ構築支援ICT事業に3,151万3,000円を計上しております。

4番目の「ふるさと資源のフル活用」では、1. 地域おこし協力隊活動事業に2,719万2,000円、2. いいたて魅力向上発信事業に2,196万2,000円、3. みがきあげよう！ふるさと補助金に1,523万円、4. 交流・移住・定住等促進事業に7,809万1,000円、5. 宿泊体験館きこり宿泊棟改修事業に3億5,050万円を計上しております。

5番目の「生き生きとした学びの場を育む」では、1. わくわくどきどき合宿通学事業に112万4,000円、2. 希望の里WAKUWAKU Eツアー事業に1,268万7,000円、3. スクールバス運営事業に1億485万3,000円、4. 被災児童生徒等就学支援事業に1,278万4,000円などを計上し、5つの村政方針に沿って予算を計上しているところでもあります。

次に、歳入の概要を申し上げます。

地方交付税は27億1,043万1,000円で、前年度に比べ8.1%の増です。

次に、村債は1億5,260万円で、前年度に比べ34.7%の減です。

次に、自主財源は27億9,181万円で、前年度に比べ12億8,949万6,000円、率にして51.5%の増です。この主な要因は、国・県支出金を一旦積み立てて使用する「帰還環境整備交付金基金」などの基金繰入金が増となったことなどによるものであります。

議案第13号は、令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計予算です。歳入歳出総額をそれ

ぞれ 8 億 1,660 万円としました。前年度に比べ 4.5% の減です。

議案第 14 号は、令和 4 年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算です。歳入歳出総額をそれぞれ 1 億 4,447 万 2,000 円としました。前年度に比べ 22.1% の減です。

議案第 15 号は、令和 4 年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5,272 万 6,000 円としました。前年度に比べ 68.9% の減です。

議案第 16 号は、令和 4 年度飯舘村介護保険特別会計予算です。事業勘定及びサービス事業勘定を合わせた歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11 億 5,777 万 2,000 円としました。前年度に比べ 5.6% の減です。

議案第 17 号は、令和 4 年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,674 万 7,000 円としました。前年度に比べ 4.4% の増です。

議案第 18 号は、飯舘村地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例です。これは地域包括支援センターの設置者は包括的支援事業の実施や人員基準について、村の条例で定め遵守しなければならないとされているため、運営及び人員に係る基準を定めるものであります。

議案第 19 号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例です。これは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律等の改正に伴い有期雇用労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備等を行うものであります。

議案第 20 号は、村民の森の指定管理者の指定についてです。村民の森の指定管理期間が令和 3 年度で満了することから、令和 4 年度から令和 5 年度まで 2 か年延長し、指定管理者として指定するものであります。

議案第 21 号は、民家園ふるさとの指定管理者の指定についてです。民家園ふるさとの指定管理期間が令和 3 年度で満了することから、令和 4 年度から令和 5 年度まで 2 か年延長し、指定管理者として指定するものであります。

議案第 22 号は、いいたて村の道の駅までい館の指定管理者の指定についてです。いいたて村の道の駅までい館の指定管理期間が令和 3 年度で満了することから、令和 4 年度から令和 8 年度まで 5 か年延長し、指定管理者として指定するものであります。

議案第 23 号は、メモリアルホールいいたての指定管理者の指定についてであります。メモリアルホールいいたての指定管理期間が令和 3 年度で満了することから、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 か年延長し、指定管理者として指定するものであります。

議案第 24 号は、村道路線の認定についてです。これは二枚橋地区における県道 12 号線のバイパス工事により生活道及び県道を補完する道路として必要であるため、旧道を 2 級村道として認定するものであります。

承認第 1 号は、専決処分の承認についてです。これはさきの臨時会において予算措置を行った備品購入費、いいたて希望の里学園の電子黒板購入について緊急を要することから 2 月 14 日付で専決処分をさせていただいた物品購入契約の承認を求めるものであります。

以上が提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時12分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時40分）

◎日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託

議長（佐藤一郎君） 日程第4、予算審査特別委員会設置及び付託の件を議題といたします。

お諮りします。

議案第12号令和4年度飯館村一般会計予算について、議案第13号令和4年度飯館村国民健康保険特別会計予算について、議案第14号令和4年度飯館村簡易水道事業特別会計予算について、議案第15号令和4年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算について、議案第16号令和4年度飯館村介護保険特別会計予算について、議案第17号令和4年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算について、以上の6議案については、飯館村議会委員会条例第5条の規定によって、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第17号までの6議案については、委員定数9人で予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、予算審査特別委員の選任

議長（佐藤一郎君） 日程第5、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 佐藤眞弘君、2番 横山秀人君、3番 花井茂君、4番 飯畑秀夫君、5番 佐藤健太君、6番 菅野新一君、7番 渡邊 計君、8番 佐藤八郎君、9番 高橋孝雄君、以上の9名を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました9名の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に予算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(午前11時44分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年2月28日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 飯畑 秀夫

同 会議録署名議員 佐藤 健太

令和4年3月3日

令和4年第2回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和4年第2回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和4年3月3日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和4年3月3日 午前10時00分				
	閉議	令和4年3月3日 午後 3時18分				
忘（不） 招議及 出席議 びに並 びに欠 席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 △○ 招 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐藤 眞 弘	○	2	横山 秀 人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀 夫	○
	5	佐藤 健 太	○	6	菅野 新 一	○
	7	渡邊 計	○	8	佐藤 八 郎	○
	9	高橋 孝 雄	○	10	佐藤 一 郎	○
署名議員	6番 菅野 新 一		7番 渡邊 計			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 高橋萌育	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉岡 誠	○	副 村 長	高橋 祐 一	○
	総務課長	高橋 正文	○	村 推 進 課 長	村山 宏行	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教 育 長	遠藤 哲	○	教 育 課 長	佐藤 正幸	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	三瓶 真	○
	農 業 委 員 会 長	菅野 啓一	○	選 挙 管 理 委 員 会 長 書 記	高橋 正文	○
	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員 長	伊東 利	○	代 表 監 査 委 員	高野 孝一	△
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年3月3日（木）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～5番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

2月28日に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に佐藤健太委員、副委員長に佐藤眞弘委員を選任した旨、議長に報告がありました。

次に、会期中の常任委員会及び特別委員会の活動状況であります。3月8日、総務文教、産業厚生の両常任委員会が閉会中の所管事務調査等協議のため、それぞれ開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 菅野新一君、7番 渡邊計君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。3番 花井 茂君。

3番（花井 茂君） 議員番号3番 花井 茂です。

令和4年第2回飯館村議会定例会において一般質問をいたします。

2020年から始まった新型コロナウイルス感染症との戦いは、変異株オミクロンの感染蔓延により、感染者は無論、その濃厚接触者の隔離により社会活動を離脱し停滞を招く事態に直面しております。医療現場においても逼迫しており、従事者は無論、エッセンシャルワーカーの皆様にはこうした中での奮闘に心から感謝を申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

1項目めは、あいの沢の利活用についてであります。村民の森あいの沢は村の数少ない観光資源であります。キャンプや自然散策の村外からの来訪者も多く、広大な自然環境が魅力でありました。しかし、原発事故後は放射線量が高く、山林とため池の除染は一部のみであります。あいの沢の活用については、あいの沢利活用検討プロジェクトチームが立ち上げられ、これからの利活用方針検討が進められています。

そこで1点目は、このプロジェクトチームで出されている意見集約、利活用計画の方向性について伺います。あいの沢が持つ魅力については、今後の利活用方針決定の大前提として確認しておく必要があると考えています。その一つは自然環境であります。あい

の沢は東北の南部、関東の北部に位置しており、広葉樹林の南限の樹木、北限の樹木が混在する多種類の広葉樹種の植生があることです。これを専門家の調査により明らかにし、貴重樹種の保護とPRに活用すべきと考えます。何となく自然豊かでよいという曖昧な概念から、あいの沢のこれが特異性だということを調査により明らかにすべきだと考えます。

2点目は、地の利についてであります。キャンプ場を先行再開と聞いていますが、復旧再開をするだけでなく、特色のある何かに特化したキャンプ場を目指してはどうでしょうか。あいの沢からは海にも安達太良連邦・吾妻連峰にも車で1時間圏にあり、あいの沢をベースに日帰りで行き来ができ、ショートステイ型のベースキャンプ場としても適地であります。コロナ禍の今、キャンプブームであり、オートキャンプ、ソロキャンプを楽しむ方が多数いらっしゃいます。自分の時間を自然の中で過ごす志向の高まりがあります。こういう方々が求めているキャンプ場はどのようなものか。決してグランピングのような立派な施設、設備を求めている方ばかりではありません。利用者のターゲットを絞り込み、あえて不便な何もないキャンプ場の整備を検討してはいかがでしょうか。そうすることで、最低限の施設、設備の整備で十分と思われれます。あいの沢にはお金で整備できない満天の星空があり、あるいは蛍の飛び交う水辺をつくってはいかがでしょうか。

3点目は、トレッキングコース整備についてであります。トレッキングもまた愛好者は相当数いらっしゃいます。あいの沢から白石の八石山、前田の明神岳、阿武隈山系のなだらかな稜線、巨岩・奇岩を巡るトレッキングコースを開拓整備することで、家族やトレッキング愛好者が集う場ともなります。数十年前にもこの構想実現のため、白石行政区でも取り組みましたが、遊歩道の大部分が国有林であることがネックとなり実現に至りませんでした。今は加えて山林未除染の問題も存在していますが、原発事故後11年、放射線量を再調査し、あるいは除染の方策を探るべきではないでしょうか。国有林活用についても、貸付けを受けるべく国との協議をするべきではないでしょうか。多目的で多くの方の志向に合わせる整備はいずれどちらつかずとなり、その時々で整備の追加整備に追われる結果となることを学習すべきではないでしょうか。

2項目めは、行政サービスのデジタル化についてであります。国はコロナ禍における種々の対応でデジタル化の遅れが顕著となり、デジタル庁を設置し行政のデジタル化を進めています。その中で村民生活に直結しているのがマイナンバーカードではないでしょうか。

まず初めに、村民におけるマイナンバーカードの普及状況について伺います。

2点目は、村政の方針としてインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーによる新しい村づくりを掲げていますが、この方針とマイナンバーカード活用について伺うものであります。現在、避難指示解除されていない長泥行政区を除く19行政区の帰村者は約25%程度です。これまでも村外居住者への村民に対する行政サービスについては議論されてきましたが、新人議員であることに免じて改めて伺います。他の自治体でも実施しているマイナンバーカードを使つてのコンビニエンスストア等での住

民票等の交付、行政サービスについて、村は費用対効果の観点から導入は難しいとの立場であったようですが、ここで改めて、システム導入の初期費用、維持管理費用の見込金額は幾らか。そして発行件数から割り出した1件当たりの行政コストを明らかにし、理事者、議会ともに共通認識を持ち、議論するべきだと考えます。

以上、村長等の考えを伺います。

村長（杉岡 誠君） 3番 花井茂議員のご質問の2点目、行政サービスのデジタル化について3点のご質問がありますが、関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、1点目、マイナンバーカードを活用した村外居住の住民サービスの考えと普及状況についてと、2点目、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー、いわゆるICTによる新しい村づくりとマイナンバーカードの位置づけのご質問であります。

まず、マイナンバーカードの普及状況であります。国ではマイナンバーカードの普及拡大を図るため、令和4年度末までにほとんどの国民がマイナンバーカードを保有することを目指していますが、本年2月1日現在のマイナンバーカードの普及状況は、国全体で41.8%、村については27.2%となっております。

マイナンバーカードを取得した場合のメリットとしては、現在のところ本人確認のための公的証明書としての利用のほか、e-Taxの電子申告での利用、スマートフォンによる新型コロナワクチン接種証明書の取得の利用、健康保険証としての利用などがあり、これらはマイナンバーカードを利用して公的に個人を認証する仕組みを利用したものであります。

マイナンバー制度は、「行政の効率化」、「国民の利便性向上」、「公平・公正な社会の実現」を図ることを目的に導入され、国民生活を支える社会基盤となっていくものであり、村としましても、マイナンバーカードの重要性はますます高まるものと認識しております。また、現在検討を進めております福島市を中心とした9市町村の圏域構想の中でも、自治体情報システム運用の情報交換等を行うこととしており、マイナンバーカードを利用した住民サービスの利便性向上についても協議されていくものと考えております。

次に、3点目、コンビニエンスストア等における証明書等の交付、いわゆるコンビニ交付についてのご質問であります。

現在、マイナンバーカードを利用してコンビニ交付を導入している県内の自治体は、59市町村のうち約半数の28市町村となっております。コンビニ交付を導入した自治体を参考に、住民票、印鑑登録証明書を交付するためのシステム構築に係る導入費用、毎年発生する維持経費を調査したところ、導入費用は約4,000万円、維持経費は年約400万円の見込みであり、導入後10年間で総額約8,000万円との試算となりました。

導入自治体の住民票、印鑑登録証明書の発行件数の中で、コンビニ交付が占める割合は年平均約4%との調査データがあり、これを採用して、村の証明書発行件数は年約5,200件となっておりますが、ここからコンビニ交付の発行件数を算出すれば、1年間で約200件、10年間で約2,000件となり、10年間の発行コストは1件当たり約4万円と試算され

ます。

また、現在のコンビニ交付のシステムは市町村単位で整備することから、原発避難者特例法による、いわゆる二重住民票制度が終了し、避難先へ住民票が異動した場合には、住民票や印鑑登録証明書等の取得に当たって村によるコンビニ交付サービスを利用することはできなくなります。

村としましては、今後、政府が強く推進していく行政のデジタル化や進化したデジタル技術を駆使した行政サービスにより、人々の生活をよりよいものへ変革する「自治体DX」、いわゆる自治体デジタル・トランスフォーメーションの動きに注視しつつ、さきに答弁しました圏域構想でのシステム標準化・共通化等の協議を進めながら、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付についても検討していきたいと考えております。

なお、現在も役場への来庁を必要としない郵便請求による各種証明書の取得が可能ですので、役場への来庁が困難な方については、積極的に郵便請求をご利用いただきたいと考えております。

このほかのご質問については、担当より答弁申し上げます。

副村長（高橋祐一君） 私からは、ご質問1の村民の森あいの沢について、1-1から1-4まで関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず、1-1のプロジェクト会議の経過ですが、令和3年10月3日に職員10名で構成する「きこり・あいの沢活用検討プロジェクトチーム」を発足し、官民合同チームの支援によるコンサルタント会社を活用しながら、これまでに5回の会議を開催しております。その中で、きこり宿泊棟の改修工事の検討を進めるとともに、現在すぐに利用提供できるオートキャンプサイトを令和4年春に再オープンすることといたしました。あわせて、自然体験学習館の改修や浮橋前サイトの炊事場排水施設の整備を行い、順次利用エリアを拡大していくことを確認いたしました。

次に、1-2の「あいの沢の立地を生かしては」とのご提案ですが、議員ご指摘のとおり、あいの沢は主要県道12号線に隣接し、海にも山にも1時間圏内という恵まれた環境に位置しており、東日本大震災前から、夏休みなどはあいの沢を拠点として、海や山を楽しむような利用をされた方が多くいらっしゃいました。近年の登山ブームもあり、海も山も一緒に楽しむ絶好の立地と考えますので、この辺を強調したPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、1-3の「植生を生かす」のご提案でございますが、あいの沢にはミズバショウやオウレン、サギソウやトキソウなどをはじめとした山野草が四季を彩ります。冬虫夏草の新種なども発見されているように、非常に珍しい希少植物が多く自生する地域でもございます。さらに、圧倒されるような星空は訪れる人を魅了するほど美しいものであります。この豊かな植生に注目し、「宿泊体験館きこり」にそうした希少植物を撮影したパネルを寄贈された方もいらっしゃるほどでございます。ただ、あまりPRをすると、そうした希少植物が無断で持ち去られるといった心配もありますので、資源としての有用性を把握しつつも、その発信や活用については注意してまいりたいと考えております。

次に、1-4のトレッキングコースのご提案でございますが、臼石行政区でも整備しま

した八石山のハイキングコースや、前田地区にまたがる明神岳など、あいの沢と連携できるプログラムの可能性は高いと心得ております。ただ、現在あいの沢については全体の利活用計画を検討中でありますので、専門家の意見も聞きながら、村の名所やこれら様々な「ふるさと資源」を複合的に活用し、いただいたご意見を含めて、今後もさらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

なお、八石山や明神岳は以前から白石行政区・前田行政区のシンボルとして位置づけられ、登山道なども整備されたところでもありますので、村外への発信はもとより、もう一度地域における位置づけや、魅力喚起の「ふるさと資源」として着目いただければと思うところがございます。今後、行政区の地域みがき上げ計画と連携を図りながら、関係人口・交流人口の増加を図り、村内外に観光拠点としての魅力を発信してまいりたいと考えております。

以上であります。

3番（花井 茂君） あいの沢の再開整備に関しまして、あいの沢については放射線量が高いというイメージが付きまっておりますので、放射線量がネックになるのは必然なのかなと思います。そこで、あいの沢周辺の放射線量の空間測定というのは近々行われているのかお伺いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） あいの沢周辺の線量ということではありますが、一応この発足しましたプロジェクトチームの会議でも計測をしております。基本的には使用に問題があるような数値というのはなかったわけではありますが、やはり若干木道とか高い部分も散見されましたので、そちらについては今後対応していくようになるかなと思います。

なお、モニタリングポストがあいの沢の管理棟前にございますので、そういったことで常時見ることもできるというふうになってございます。

3番（花井 茂君） 線量が国の基準を満たしているということではありますが、若干気になるような線量の場所もあるかと思いますが、そういったところもしっかりと公表して、そういった公表をすることでかえって信頼関係が生まれるということもあるかと思えます。なので、例えば若干高い気になるようなところであれば、福島市が以前公園などでやっていたように、日にちと時間と放射線空間線量を提示して、それを花の名前を書くようなやつに、場所のポイントポイントで挿しておくような、そういった情報開示をしていただきたいと思います。

次に、キャンプ場を4月から再開ということになっておりますけれども、4月からは有料になるのか、無料で再開、暫定的な再開になるのかお伺いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 現在キャンプ場のオープンで検討しておりますのは、まずは、村の職員あるいはあいの沢に度々訪れているような方々、いわゆるあいの沢の利用方法についてある程度分かっている方をモニターとして入れて、そこで現在あいの沢のキャンプ場にちょっと足りないところであるとか、改善点、すぐに直すべきところとか、そういったところについてのモニターをやりたいと思っております。その上で、ゴールデンウイークあたりから通常の有料の運営というふうな形に入っていければと考えているところでございます。

3番（花井 茂君） キャンプ場については、利用者がキャンプ場を選択するのに重要視されているのがやはり水回り環境だと思います。キャンプ場を再開するに当たっても、トイレのきれいさ、水回り環境を整備することで誘客が促進されると思いますので、そのところを要望いたしたいと思います。あいの沢再開については、プロジェクトチームにより積極的な意見交換をしていただき、魅力的な村民の森あいの沢にしていっていただきたいと思います。

次に、マイナンバーカードについてお伺いいたします。マイナンバーカードの普及率が村では27.2%となっております。毎月、お知らせ版等で手続等の広報はしっかりと、かなりの枠を割いてやっていると確認しておりますが、マイナンバーカードの普及については、どうしても悪しきイメージがついてるんだろうとの私の主観があります。そこで、普及に向けてマイナンバーカードのメリット・デメリットについてもしっかりと広報すべきではないかと思えます。メリットがあればデメリットがあるのは常なので、そこを正直に広報して、できるだけマイナンバーカードを普及して、飯舘村もデジタル化の先進の村になるような形に持って行っていただきたいと思えます。

そこで、国は、デジタル庁のオープンリリースでは2021年の10月20日から健康保険証の代替サービスの運用が開始となっておりますが、この健康保険証の代替というのは村全体でやらなくてはいけないのか。例えば、現在27.2%のマイナンバーカードを取得した人が独自で健康保険証に代替できるのかお伺いいたします。

住民課長（山田敬行君） マイナンバーカードの健康保険証としての利用のご質問であります。健康保険証の代替で使えるということなんですが、いわゆる資格取得が本人のどうかとか、特定健診と薬の情報とか、ただそれを使える端末が各医療機関で整備するということになっておりますが、今国全体でも僅かな設置数になっているということでもあります。今の段階におきましては、マイナンバーカードをもって健康保険証としての利用については少ないといえますか、今後増えていくことは想定されますが、今の時点では少ないという状況になっております。

3番（花井 茂君） マイナンバーカードを国は推進してはいますけれども、なかなかその利便性を利用するような方向にまだ追いついていないというのが現状なのかなと思えます。

次に、コンビニエンスストア等での証明書等の交付サービスについてお伺いします。コンビニエンスストアでの住民票等の交付取得についてのシステムの導入費用、維持経費、導入後の10年間の総額、かなりの多額でした。ほかの自治体でも年の平均の取得率が4%程度ということなんですけれども、もし飯舘村でコンビニエンスストア等での証明書取得サービスが始まれば、現在、村外に住んでいる方もいらっしゃるかと思います。そういう方の利便性もありますけれども、村内に住んでいる方も窓口の時間外にそういう証明書が取れるというのは非常にありがたいという意見を聞いております。なので、窓口が休日、仕事で日中窓口に行けない、そういう方々への利便性を考えると、どうしても必要であるべきと考えますが、1件当たりの発行コストが4万円というのはなかなか厳しいのかなと思えます。でも国はデジタル田園都市国家構想ということで進めていますので、このことについては各自治体のそういう地域の課題を解決に取り組むという

ことを目指していますので、このデジタル田園都市国家構想については、地域の取り組む自治体数を2024年度末までに1,000に増やすという新聞情報がありますので、村としてもこの1,000の中にしっかり入っていただいて、こういった予算をしっかりと取っていただき、村民に利便性のあるコンビニエンスストア等での証明書交付サービスを導入していただければと思います。とにかく村民に利便性のある先進の村を目指していただくことを要望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（佐藤一郎君） これで花井茂君の一般質問を終わります。

続いて、4番 飯畑秀夫君の発言を許します。

4番（飯畑秀夫君） おはようございます。4番 飯畑秀夫です。

最初に、新型コロナ感染拡大により、村民の皆様には毎日の感染対策で大変ご不便を強いられ、ご苦労されているとお察しいたします。一刻も早くふだんの生活が迎えられるよう心から願っております。

飯館村は1956年、昭和31年9月30日に大館村と飯曾村が合併され、初代村長に高橋市平氏、2代目末永 進氏、3代目山田健一氏、4代目斉藤長見氏、5代目菅野典雄氏、そして6代目が杉岡 誠村長、現在に至っております。震災当時の人口は約6,500人おりましたが、2022年1月1日現在の村内居住人口は1,476人と記載されております。飯館村避難情報から参照しております。当時の人口の約23%となっております。東日本大震災からもうすぐ11年が過ぎようとしております。飯館村が未来永劫継続するために、今お互い尊重し合い、助け合い、協力しながら村づくりをしていかなければならないと私は思います。また、避難生活の中でご苦労されてきた村民の方々の中には、お亡くなりになられた方もおります。本当に悲しく、心から哀悼の意を表します。村民をはじめとし、杉岡村長、高橋副村長、役場職員の皆様、議会議員一同と力を合わせて飯館村をよくしていきたい、守っていききたい、そのように思い、飯畑秀夫はこれからも村民のために精進し、活動してまいります。

では、質問に入ります。

私からは4点質問いたします。

1番目としまして、新型コロナウイルスワクチンについて質問させていただきます。

本村でも65歳以上の高齢者等に3回目のワクチン接種が始まっております。今回の3回目のコロナ接種会場は村内いちばん館でも可能になっており、村民の皆様にとって利用しやすく安心できる環境を整えたと思います。村長はじめ、役場職員の皆様、協力関係者の皆様に感謝いたします。

そこで質問いたします。新型コロナウイルスワクチンの接種について、厚生労働省は令和4年1月21日に、5歳から11歳までの子供も対象に加えることを特例承認いたしました。保護者の中には接種の判断に迷う方もいると聞いていますが、元の対応と対策をお伺いいたします。

1-2として、新型コロナウイルスワクチン接種の拡大や子宮頸がんワクチン接種の再開で、健康被害救済制度の重要性が増していくと考えられます。窓口は多分市町村にな

と思いますが、本村に調査委員会の設置は考えているのかお伺いたします。

2番目としまして、遊休農地・耕作放棄地の現状と課題についてお伺いたします。

震災前、本村の基幹産業は農業でありました。農地法に基づく本村の農地の面積をお伺いたします。また、農地の売買、賃借があれば、件数と面積をお伺いたします。また、農地法第3条の規定による本村の農地下限面積は幾らかお伺いたします。

3つ目としまして、少子化対策についてお伺いたします。

本村の人口増加と発展のために、少子化対策が必要不可欠であると私は考えます。東日本大震災の避難生活及びコロナ禍の影響で出会いの場が少なくなっており、家族から息子に嫁がいれば助かるという声もありました。内閣府の地域少子化対策重点推進（強化）交付金等を活用し、出会いの場等の提供はできないかお伺いたします。

最後に、地域環境についてお伺いたします。

飯舘村は標高が高く、冬は積雪時に除雪を行っていますが、北向きや日当たりの悪い箇所は凍結して滑りやすく、通勤・通学路とも重なるため、運転していて危険だという村民の声がありました。それらの箇所を重点的に除雪や融雪剤を散布してほしいと要望されました。本村の除雪体制や除雪費等は十分確保されているのかお伺いたします。

以上、4点について質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 4番 飯畑秀夫議員のご質問の1-1の新型コロナウイルスワクチン接種の5歳から11歳までの子供における村の対応についてお答えいたします。

現在、村民の5歳から11歳までの接種対象者は220名ほどと想定しており、接種方法は避難先等の小児科医での接種が理想と考えております。しかしながら、小児の接種につきましては、低年齢で接種の介助が必要であったり、ワクチンが小児用であり、1バイアル、いわゆる1瓶当たりの接種回数が多かったりすることなどから、個別接種可能な医療機関が限られているようであります。

これらのことから、新型コロナウイルスワクチンの小児接種については、福島市、伊達市、桑折町、国見町、飯舘村の福島圏域内自治体の連携により、福島市の「NCVふくしまアリーナ」を会場に集団接種を予定しているところであります。圏域による集団接種は3月中旬から土日を含め6日間予定しており、2回目につきましても1回目接種から3週間後の4月に6日間予定しているところであります。この連携による集団接種は、1つ目に各自治体での接種機会にさらに選択肢を提供できること、2つ目に平日と土日の実施で幅広く日程を選べること、3つ目に広域的な感染対策を講じることができるなどの効果が見込まれているところであります。

なお、12歳未満のワクチン接種につきましては努力義務ではありませんので、保護者等に意向を確認しながら接種を進めてまいります。

次に、ご質問の1-2のワクチン接種に係る健康被害救済制度における調査委員会の設置についてお答えいたします。

村では、予防接種法の規定により実施された予防接種による健康被害の発生に際し、適正かつ円滑に処理するため、飯舘村予防接種健康被害調査委員会設置要綱を平成3年7月に制定しているところであります。調査委員会は相馬郡医師会長から推薦された者2

名、相双保健所長、専門医師2名で構成されることとなっており、常時設置しているものではなく、被害等が発生した場合に速やかに設置することとなっておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

農業委員会会長（菅野啓一君） 4番 飯畑議員のご質問2-1の農地法に基づく農地の面積と農地の売買、賃借の件数及び農地の下限面積についてお答えいたします。

まず、農地の面積であります。農地台帳に記載の総面積は約4,127ヘクタールです。内訳としましては、水田が1,379ヘクタール、畑が1,269ヘクタール、採草放牧地が1,479ヘクタールとなっております。

続きまして、農地法に基づく売買及び賃借の件数ですが、令和3年分の農地法第3条による農地の売買、賃借・使用賃借の件数が12件、面積では約14.5ヘクタールの農地に係る申請が行われております。内訳としましては、家族間の農地の贈与、賃借が3件、新規参入農業者の農地取得が5件、申請の営農効率向上などのための取得が3件となっております。

最近の農地に係る権利と設定、移動事由の傾向としましては、地権者の高齢化により後継者へ農地の権利を譲る目的の生前贈与が大半ですが、その他、移住者等が新規就農を目的に居住区周辺の農地を求める案件が増加傾向にあるようです。

この他には、農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理事業により、令和3年12月までに5行政区において183.9ヘクタールの使用賃借権の設定が行われております。また、農地の権利の移動または設定を伴う、農地法第5条による農地転用の申請件数ですが、件数は9件で、面積では約1.8ヘクタールの農地に係る申請がありました。主なものは、長泥地区復興再生拠点エリア整備に係るもの、八木沢地区養豚施設整備に係るもののほか、公共事業に伴う仮設現場事務所設置による一時転用などとなっております。

次に、農地法第3条第2項第5号の規定による農地の取得に係る下限面積についてですが、法令の規定では、取得に係る下限面積を福島県においては50アールとしておりますが、地域の実情に応じて農業委員会が下限面積を設定できる特例措置により、本村では下限を10アールと定めております。ただし、住宅等に付随した農地に関しては、移住者による小規模農地の取得をしやすいするためや、新規就農、定住人口の増加を図る目的などから、1アール以上であれば農地取得を可能としているところです。

以上でございます。

生涯学習課長（藤井一彦君） 私からは、3-1の少子化対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

飯畑議員おただしのとおり、今後の村の発展のためには村の人口を増やしていくことが不可欠であり、少子化対策も大切であると認識しております。

現在、原発避難者特例法、いわゆる二重住民票により、村民は村に住民票を置いたまま避難先に居住し、避難先の自治体で住民サービスが受けられるようになっておりますが、全村民の福祉向上のための事業予算の主要財源となっております地方交付税の算定におきましては、原則、国勢調査による人口、すなわち村の居住人口を基準に算定されてい

ることから、村では村内の居住人口を増やしていくことが最重要課題だと考えております。村としても移住・定住の推進や次世代が可能性を見いだすなりわいづくりなどを中心に、様々な施策を行っているところであります。

議員おただしの少子化対策として出会いの場を提供することにつきましては、村においても30年ほど前から交流スキーツアーの開催や、婚活の支援や相談を行う「大きなお世話志隊」の設置、青年たちが自ら交流の場を企画・実施する「青年交流事業」などを実施してまいりました。これらの事業は村内に居住する男性、特に女性と交流する機会の少ない農業後継者を主な対象として、村内外の女性との出会いの場を提供することで、後継者不足の解消を目的として実施してきたものであります。

一方、避難指示の解除後、帰村している若い世代はまだ少ない状況にありますので、村外に居住している若い世代が村に来たり、村に関心を持ってもらう事業を実施していくことが必要であると考えております。したがって、生涯学習課では若い世代が参加するスキー教室やテニス教室、クリスマスコンサートなどを実施しているところでございます。

また、地域の新たな担い手づくりを進めるため、PTAや商工会青年部、地域おこし協力隊などで頑張っておられる若い村民を社会教育委員に任命しておりまして、これらの若い村民には男女共同参画計画策定委員や、文化祭、農業体験講座などの実行委員としても活躍をさせていただいており、若い方々の発想で事業を企画するとともに、多世代への情報発信を進めていただいているところでございます。

東日本大震災の避難生活により、出会いの場が少なくなったとの声があるところのご指摘でございますが、実際は都市部へ避難した方も多かったことなどから、男女が交流する機会は震災前より増えていたと考えられます。村の婚姻件数は、避難後は増加傾向、これは、被災前の平成20年から22年と震災後の平成24年から26年を比べた場合、約1.3倍に増加しているという傾向でございました。

なお、現在は新型コロナ感染拡大により、男女が直接出会う機会は減っているものと思いますが、震災前と比べまして、格段に機能が向上したスマートフォンやネット環境を利用したSNS、アプリケーションサービスなどにより、新たな出会いの機会が増えているようでもあります。

一方で、議員からお示しいただきました地域少子化対策重点推進交付金の活用につきましては、結婚対策だけではなく、妊娠・出産、子育て支援など、少子化対策として広く使える交付金となっておりますので、有効に活用することができないか、今後検討をしてまいりたいと思っております。

以上であります。

建設課長（高橋栄二君） 私からは、4の地域環境について、本村の除雪体制及び除雪費のご質問についてお答えいたします。

村では、例年11月下旬に除雪担当者会議を開催し、毎年の除雪体制を整えており、本年度においては9業者と除雪委託契約を結んで実施しております。

除雪の実施についてであります。除雪計画書において、一次除雪路線と二次除雪路線

に区分しており、一次除雪路線については1級村道及び国県道を結ぶ路線、スクールバス運行路線、公共施設に通じる路線とし、二次除雪路線については地域内の生活道路として特に必要と認めた路線として選定しております。

出動基準であります。一次除雪路線については積雪がおおむね15センチメートル、二次除雪路線についてはおおむね30センチメートルの積雪で出動することとしております。また、吹きだまり等により交通に支障がある場合は、その都度指示をし、除雪を実施しております。

そのときの気象条件にもよりますが、路面の凍結は村内の至るところで発生します。その対策として、主要な箇所には融雪剤入りの滑り止め砂を設置し、凍結対策をしているところです。また、滑り止め砂の設置箇所等については柔軟に対応しているところがございます。

本村における除雪費であります。冬期間の交通安全を確保するために間に合う予算を確保し、実施しております。

また、震災前に実施しておりました行政区委託による除雪も今後検討し、地域に身近な村道の除雪体制の整備を進めたいと考えております。

なお、飯舘村社会福祉協議会においては、日常生活支援事業、いわゆる地域お助け合い事業において、独り暮らし高齢者・高齢者のみの世帯を対象とした雪かき等も行われており、村全体として冬期間の暮らしを支える取組を実施しております。

私からは以上です。

4番（飯畑秀夫君） 新型コロナウイルスワクチンについてご答弁ありがとうございました。

今回は努力義務ではないということで、少し周りの様子を見てから接種を決めたいという保護者や、持病、またアレルギー等でやむを得なく接種を受けられない子供もいるのではないかと考えます。しかし、接種をしないことにより、子供同士で差別や偏見、ないとは思いますが、いじめにつながるのではないかと懸念の声が全国的にあると聞いております。そこで質問いたします。接種者及びプライバシーの関係もあるんですが、差別や偏見、いじめ等の対策はしているのかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今回の小児のワクチン接種につきましては、5歳から12歳未満という形になります。学校での学生児童対象ということになるかと思いますが、学校単位での集約という部分については、村としては進めていない状況であります。あくまでも個人で村のほうに問合せをいただいて、医療機関だったり、あるいはNCVアリーナで行います圏域での接種を紹介するというところで考えております。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございました。

子供たちのワクチンは、福島市、伊達市、桑折町、国見町、飯舘村、福島県地域自治体の連携によりふくしまアリーナで開催するというので、子供たちも安心して接種できるのかなとは思っております。

次に、1回目、2回目とコロナワクチン接種をしているわけですが、村民の中に接種して具合の悪い方や体調の悪い方はおりましたか。把握していますか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 飯舘村の1回目、2回目のワクチン接種につきましては、村に

居住される方については福島市の医療機関での接種を依頼し、あるいは村で送迎をしながらサポートしてきたという経過でございます。医療機関で接種した際、我々が把握している部分については、多少アレルギー症状が出たというふうなことで、病院内で処置をし、その後帰宅されたという例は一、二件ございました。ただ、入院が必要だったり、あるいは継続して医療機関にかからなければいけないような、そういった大きな事例は報告を受けていないという状況であります。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

健康被害救済制度についてなんですけれども、立ち上げてたのをご存知なくて申し訳ありませんでした。それについてなんですけれども、今、避難場所でもワクチン接種をしているわけなんですけれども、もし仮に村外で接種をした場合、ないとは思いますがもし何かあった場合、窓口等はどこになるのでしょうか。お願いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 接種地といいますか、住所地が飯舘村で飯舘村民がそういう被害があったということであれば、基本的には飯舘村、自治体、村で設置をするというような形になるかと思えます。その中で、どこで接種してそういう症状になったのかという部分を調査しまして、そうなりますと、その接種した自治体との連携ということになるかなと思っております。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

次の質問に入ります。遊休農地についてご答弁ありがとうございました。本村は農業の村であるので、面積は4,127ヘクタールとすごい面積があるわけなんですけれども、使用されていない面積は幾らでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） このうち、使用されていない面積ということでもありますけれども、震災後につきましては農地中間管理事業等を進めまして、その中で集約をして使用している農地という部分で、これまで大体350ヘクタールぐらいをそこで集積しているという実績がございます。また、震災前から、その全体につきましては、詳細に把握しているということよりは、品目ごとにそれぞれ何ヘクタールぐらいというようなことがあったかなと思っております。

例えば水田、米という形で捉えますと、令和3年度におきましてはこの中で176ヘクタールであるとか、そういう形で区分がされているところであります。そのほかにも、以前になりますと、畑地等でありまして大体1,100ヘクタールとか、あとは採草放牧でありまして1,970ヘクタールという数字がありましたけれども、この中のところで営農再開している部分ということになりますと、今ほど述べましたように、米であれば1,470ヘクタールの集積による牧草、米、その他、大豆等であれば大体350ヘクタールというようなことで把握しておりますが、その中で全体のうちにしていないところが幾らあるのかという詳細までは、今手元に持ち合わせていないところであります。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

農地法により、農家の資格を証明するなど、農地を求める場合に規制があると思うんですけれども、新規就農者の中には農家をやっていた方がいると思うんです。その

場合、農地取得の条件を満たさないため農地を確保できないとか、そういう事例はありましたか。お伺いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 移住された方々で、やはり農家の住宅を買ったんだけど、そこだけ売買できないという例はございます。ただ、その場合、まずはその農地については地権者、持ち主からまずお借りして営農の実態を見させていただく、その上で農業が、あるいは家庭菜園も結構そういった形できちんと農地として管理されているようであれば、そこで農家ということを見なして売買が今度可能になると、そんな二段構えの手続になるとお考えください。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

新規で事業者を募っているわけですから、やっぱり新規就農をする人にとって農地が取得しやすいやり方で進めてもらいたいと思います。また、先ほど言った使用されていない農地もたくさんあるということで、遊休農地を複数区画に区割りし、市民農園のように、就農したい方や家庭菜園をしてみたい方に貸出しすることはできないでしょうか。お伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 使われていない農地がある場合に、そこを市民農園として貸出しができないかということでございます。法制度上は今様々な制度がございますので、特に市民農園につきましてもそこについては可能だということでございます。ただ、村のほうといたしましては、現在中間管理事業というものを使っての農地集積をもって、農地集積するという方針で、農地の利活用を図ることにしておりますので、今のところ市民農園という形での農地活用は図っていないところです。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 移住した方や村営住宅にいる方の近くに、まず最初に小さくていいんですけども、例えば深谷地区とか飯樋地区の近くの何坪かの土地、3坪でも5坪でもいいんですけども、そこで自分で自家野菜を栽培できる、そういう形に最初にしてから、小さな規模から家庭菜園を始めることにより、農業を始めやすい環境づくりになるのかなと思うんですが、今申した村営住宅、移住してきた方がまとまって住んでいる近くに市民農園のご検討をお願いして、この質問は終わります。

次に、少子化対策について、ご答弁いろいろとありがとうございました。少子化対策でもいろいろ、避難生活の中で出会いの場は増えているということですけども、答弁をもらってるとおり、やっぱり居住人口が大事になるわけでありまして、そこに重要課題、そのとおりだなと思います。昔、商工会か何かで婚活パーティーみたいなのをやったことを記憶しているんですが、商工会でそういうところで予算をつけて婚活パーティーみたいな感じでできればなと思って質問いたしました。

また、地域少子化対策重点推進交付金についても、それだけではなくて、やっぱりいろいろなこと、結婚妊娠、出産、育児、切れ目のない支援のために、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援することで、地域における少子化対策の推進に資することを目的とすると内閣府のホームページには掲載されております。実際、この事業は現在進行形で、県内でも積極的に取り組んでいる市

町村もございます。交付金を活用して、結婚支援、子育て支援、定住支援サービスを提供、また、子育て世代が住みやすい環境づくりを推進することを趣旨としております。具体的に県内の支援内容を見ますと、やっぱり出会いの場とか婚活イベントの場の提供、お世話による結婚相手の紹介、結婚生活支援事業、新婚世帯が新たに借りる民間の住宅敷金、礼金、引っ越し費用への助成等があります。本村でもいろいろな事業をしていたということで、実際に行った例をホームページで見ますと、昨年11月に婚活パーティーを開催して、男性9名、女性11名が参加し、5組のカップルが成立したとホームページには掲載されておりました。そこで、本村でも地域少子化対策重点推進交付金を活用し、婚活パーティー等を開催し、少子化対策と人口増加が一番の課題であり、本村の子供、今回卒業する人もいますけれども、こども園に入ってくる子供は少ないと聞いております。そのためにも、活性化を図るためには、村づくりにつながるきっかけになればと私は考えております。ぜひ、前向きに検討し、居住人口を増やすためにご検討お願いいたし、この質問は終わります。

続いてですけれども、除雪体制についてご答弁ありがとうございました。飯館村もやっぱり雪掃きをする面積、距離がすごい長いと思うんですけれども、実際に雪掃きをしている距離はどのぐらいありますか。

建設課長（高橋栄二君） 除雪路線の延長でございますが、まず一次除雪路線につきましては、村道の本数として61本ございます。距離としましては約106キロメートルございます。二次除雪路線につきましては路線数として125本、距離としましては約104キロメートルございます。合計で211キロメートルございます。さらには、施設の除雪もございます。一次の除雪の施設と二次の除雪の施設で合計26か所ございます。

以上でございます。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

106キロメートルと二次路線の104キロメートルで210キロメートル、本当にすごい距離の除雪をされていて、自分は小宮行政区なんですけど、区長さんから建設課のほうに、丁寧に小宮地区の村道を掃いてもらいたいというお言葉をもらっております。本当にありがとうございます。

また、最初に申したとおり、通勤・通学路等と関係しますんで、皆さんやっぱり車で通勤するわけなので、自分が言われたのはいろいろな箇所があるんですけど、月舘から前田、月舘から上ってきて佐須に行く箇所がどうしても日当たりが悪く、あそこでよく滑って事故が起きたりしていて、また大火から飯樋方面に向かう堤があるんですけども、大火から飯樋町、宮仲抜けるところ、そこも結構車が落ちていたときがあります。また、一番メインとしまして、やっぱり役場職員の皆様もですが、学校関係の方も、白石から関根・松塚の道はどうしても凍結して怖いという話も聞きますので、予算的には十分だということなんですけど、そこを重点的といえいいんですか、朝晩は融雪剤をまくことは可能なんですか。

建設課長（高橋栄二君） 県道とかは、原町川俣線等については、県のほうで融雪剤をまいております。村道につきましては、凍結対策につきましては融雪剤入りの滑り止め砂等を

そういう箇所に設置をして対応しているところでございます。路線全体に融雪剤をまくというようなことは、実際してございません。費用のこともございますし、気象条件によっても、なかなか融雪剤をまいただけでは満足する通行にならない、融雪剤をまいて、さらに除雪をすとか、そういった対応にもなってくるということもございます。先ほど申しましたとおり、一次路線で100キロメートル、二次路線で100キロメートル、200キロメートルの除雪路線を抱えているというところもございまして、当然、支障を来すところにつきましては、現場のほうにも確認をしつつ、除雪の実施については指示を出して進めておりますし、今後ともそういうふうな対応をしてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

県道には融雪剤をまくということで、村道にも融雪剤をまく予算は取れないものでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 原材料費としてございますので、融雪剤を購入するということは可能でございます。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

多少でもやっぱり役場で融雪剤を買っておいて、どうしても本当に危ないなど、見てアイススケート場みたくなっていれば、車が多く通るところは朝少しでも融雪剤をまけるような体制を取ってもらえればと思います。何分、自然が相手なので、なかなか距離も200キロメートル以上ということなので大変だと思いますが、村民の生活のためによろしくお願いいたします。

私のほうから4点質問いたしましたけれども、やっぱり村長が言うとおおり、5年後、10年後が大事になってきますので、それに向かって行政のほうも縦割りとかではなく、皆さん仲よく協力しながら、飯館村の将来のために一緒に頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤一郎君） これで飯畑秀夫君の一般質問を終わります。

続いて、1番 佐藤眞弘君の発言を許します。

1番（佐藤眞弘君） 1番議員、佐藤眞弘でございます。

令和4年3月第2回飯館村議会定例会の一般質問をさせていただきます。

現在、希望の里学園は、小中一貫校で9年間の義務教育の学校となりました。教科の中で、都市部の子供たちとの差が出やすい英語教育への取組の状況についてお伺いいたします。

教育課長（佐藤正幸君） 1番 佐藤眞弘議員のご質問であります、いいたて希望の里学園における今年度の英語教育の取組状況についてお答えをさせていただきます。

文部科学省による新学習指導要領においては、3、4年生での「外国語活動」、5、6年生での「外国語科」及び中学校での「英語科」において英語教育を行うこととなって

おりますが、いいたて希望の里学園においては、令和2年度の開校当初より1年生から9年生において系統的に英語教育に取り組んでおり、中学校の英語教諭2名及び常勤のALT (Assistant Language Teacher) いわゆる外国語指導助手であります。1名という充実した指導体制で、学年の発達段階や一人一人の能力に応じたきめ細やかな英語教育を行っております。

特に、従来小学校教諭が行っておりました5、6年生の外国語科においては、中学校教諭による教科担任制での授業を行っており、また、全ての学年の授業においてネイティブスピーカーであるALTの指導による正しい英語の発音や表現に触れることができる素晴らしい環境で学習を行うことにより、実際のコミュニケーションで活用できる知識、技能が育成されております。

ALTは、授業のほかにも英語教室の環境整備、教職員への授業支援など、英語教育全般にわたり幅広く活動をしており、教員の信頼も厚いため、英語教育の推進に大きく貢献しております。

今年度は、オンライン会議システムを活用しての学びも積極的に進めております。前期課程では、アメリカ在住の学生や学校教師、県内の金山小学校や川内小学校とのオンライン交流活動を継続的に行っております。また、後期課程の9学年においては、上智大学の留学生と英語での交流を通じて、外国に関する興味関心とコミュニケーション力の向上が図られております。さらに、後期課程の生徒全員が英語検定を年3回受験しており、着実に英語力の向上が図られているところであります。

最後に、令和4年度はこれまでの取組を発展させるために、英語での学びを学校教育指導の重点事項としてグランドデザインに位置づけ、幼児期であるこども園からの一貫した英語教育に取り組んでまいります。これからのグローバルな社会で活躍できる人材の育成に向け、今後も英語教育を推進してまいります。

以上でございます。

◎休憩の宣告

議長 (佐藤一郎君) 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

(午前 11時22分)

◎再開の宣告

議長 (佐藤一郎君) 休憩前に引き続き、再開します。

(午後 1時10分)

1番 (佐藤眞弘君) それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

現在、特色ある学校づくり事業補助金というのがありますが、使用の実績と成果についてお伺いします。

教育長 (遠藤 哲君) 特色ある学校づくり事業補助金ですが、英検のほかに漢検、数検も3回ずつ受験しております。これは全てこちらから支出しております。それから、いいたて学に取り組んでおりますが、いいたて学に関わる費用、あるいはICT機器、あるいはICTの教材等もこちらから支出しております。非常に学校でも有効に活用されておりますし、成果も上がっております。

ちなみに、英検のほうなんですけど、実は昨日2次試験の結果が入りまして、9年生は英検3級というのが学年相当なんですけど、準2級の1次に4名受かっておりまして、そのうち2名が準2級に合格ということで、大変すばらしい成果も出ておりますので、今後とも英語教育にも力を入れてまいりたいと思います。

以上です。

1番（佐藤眞弘君） 昨年の12月、国は国際研究産業都市イノベーション・コースト構想の中核拠点として、政府が浜通りに整備する国際教育研究拠点をめぐり、拠点を運営する福島国際研究教育機構の新設を明記した、福島復興再生特別措置法改正案が閣議決定されております。浜通り地区が、今後ますます国際化が進む中で、英語教育及び英会話などの生きた語学と国際感覚を身につけられるよう、英語教育の充実をお願いし、一般質問を終了いたします。

議長（佐藤一郎君） これで佐藤眞弘君の一般質問を終わります。

続いて、6番 菅野新一君の発言を許します。

6番（菅野新一君） 令和4年3月定例会で一般質問を行うものであります。

まず初めに、収束の見えない新型コロナウイルス感染症予防対策として、毎日の業務ご苦労さまでございます。健康福祉課を中心に、今回は村内でのワクチン接種が進んでおります。役場職員総出で、そして関係機関の皆様、ありがとうございます。今後、おかげさまで当村では僅かな人数で推移をしておりますコロナ感染症にみんなで気を配りながら乗り切ってと考えております。

今回の質問は、農政問題について2項目、3点についてお伺いをいたします。

1番目といたしまして、村内の農業振興対策について何うものであります。

①といたしまして、以前は生業（なりわい）農業に対して4分の1、生きがい農業に対して上限50万円などの村独自の支援がありました。現在は支援策や施策はどのようなものがあるのかをお伺いいたします。

②番として、村では今年度より生鮮野菜、花卉、その他等、道の駅以外で出荷する計画があるようですが、農家の生産意欲を高めるため、何らかの支援策はないのかをお伺いいたします。

2番目といたしまして、深谷復興拠点周辺の景観についてを伺うものであります。

道の駅前の県道12号線南側にある水田の景観を、今後どのような管理・運営をするのかを伺います。

2項目、3点について質問をいたすものであります。

村長（杉岡 誠君） 6番 菅野新一議員のご質問、村の農業振興対策についての1-1と1-2について、関連がございますので併せてお答えいたします。

村では、農業者及び農業経営体の営農意欲を喚起し、「農」の再生に向かって着実に進むための村独自の施策として、平成29年3月に飯舘村営農再開ビジョンを策定し、ステップ1「農地を守る」、ステップ2「生きがい農業」、ステップ3「なりわい農業」、そして、ステップ4「新たな農業」を位置づけ、段階的に着実にステップアップできるよう支援を行ってまいりました。

まずステップ1「農地を守る」取組として、各地区での農業復興組合の設立を支援し、現在も継続しております福島県営農再開支援事業を活用した各種の保全や地力回復、獣害対策に関する補助を実施しております。

また、ステップ2「生きがい農業」の取組としては、避難指示解除後から令和元年度までの3年間、村単独事業として「農による生きがい再生支援事業」を実施し、パイプハウスや生産資材導入経費の支援として359件の方にご利用いただき、さらに、令和3年度からは、「生きがい農業」から「なりわい農業」へのステップアップを目指す取組を支援する事業として、「生きがい農業ステップアップ事業」を創設し、新たに市場等へ出荷販売を目指す農業者に対し、資材代等を補助する取組を始め、現在までに4件の活用があったところです。

さらには、ステップ3「なりわい農業」では、「原子力被災12市町村農業者支援事業」、いわゆる4分の3事業の県単事業のかさ上げ補助や県への申請に当たっての強力な支援のほか、地域の中核となる担い手の営農効率向上や経営基盤強化などを目的とした、農地を集積するための農地中間管理事業活用に向けた話合いや説明会を、平成30年度から現在まで延べ80回以上実施してきております。

また、水田農業の振興策として、飯館地域農業再生協議会や水稻生産農家などからのご意見、ご要望を踏まえて、主食用米のカメムシによる損害を未然に防止し、良質な米の生産を支援するために「水稻カメムシ防除支援事業」を、さらにはコロナ禍が長引く中で、意欲高い水稻生産農家のさらなる作付拡大を支援するための「未来へつなぐいいたてのお米支援事業」を実施しております。このほかにも、販売用作物を栽培する農業用ハウスの暴風雪被害を防ぐための費用を支援する「農業用ハウス暴風雪被害対策事業」などを実施しております。

また、補助事業のほかにも、主に花卉農家への営農指導、品目の選定、販路開拓などを支援するために専門指導員が訪問指導をする「まidea農業普及推進事業」、福島大学の研究と連携した「飯館牛復活プロジェクト」実施のためのJAふくしま未来そうま和牛改良組合飯館支部への支援を行っております。

さらにステップ4「新たな農業」としては、新年度に和牛畜産農家の繁殖計画の効率化や和牛改良促進などを図る目的で、和牛遺伝子、いわゆるゲノム評価を行うための支援のほか、スマート農業推進のための実証モデル事業や、スマート農業技術導入にかかる費用を支援するための事業、そして、新たな特産品として「あぶくもち」生産を支援するための事業などを新年度予算に計上し、村独自の支援を行うこととしたいと考えております。

一方で、村の農業振興を図るためには、農畜産物を生産するだけではなく、販売していくこと、販路を拡大していくことが大変重要であり、同時に、市場が求める品質と出荷量の確保というものが課題になっております。このため、個々の農業者の生産規模拡大、品質向上を図り、市場出荷を目指すことが基本となると考えており、これまで以上にJAふくしま未来等々と連携・協力した取組を進め、農業者への支援を継続してまいります。

また、JA出荷までに現在は至っていない農業者などへの販路としまして、今回村が取り組んだ野菜などの青果物を対象とした、少量からでも出荷ができる新規の販路開拓も同時に進めながら、農業者の生産意欲の向上につながる取組を進めてまいります。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、ご質問2の深谷復興拠点の周辺の景観についてお答えいたします。

村は原子力災害からの復興に当たり、いいたてまでいな復興計画を策定し、取組を進めてまいりました。その復興計画の中には、深谷地区に復興のシンボルとして、復興住宅、再生可能エネルギー施設、花卉栽培施設、交流拠点施設を整備することとしており、現在、計画に基づいて「いいたて村の道の駅までい館」を中心とした村の交流の拠点が整備されていますが、その中で、県道12号線を挟んだ道の駅の南側の水田約10ヘクタールにつきましても、復興拠点エリアの一部として地元地権者にご理解をいただきながら、平成29年度より福島県営農再開支援事業等を活用し、飯舘村振興公社への委託の下、村を訪れた方に楽しんでいただけるよう花畑として整備をしてまいりました。

これまでの状況は、開花の時期には道の駅を訪れた方が、県道を越えて花畑の近くまで足を運び、花をめぐる様子も見受けられましたが、天候や水田の排水性の関係もあり、年によっては思うように開花しないなど、難しいところもあるところです。なお、昨年とは何か試行錯誤をしながら、サルビアや、秋にはセンニチコウなどを咲かせ、村の復興拠点の景観づくりに努めてきたところであります。

今後の管理、運営についてであります。来年度以降は引き続き飯舘村振興公社に委託し、花畑の整備を継続するとともに、一方で農作物による景観形成も村本来の農村風景の復活、農業の振興を発信するという面で意義があると考えておりますので、それらも検討の視野に入れながら、地権者、水利組合の皆様、深谷行政区の皆様と相談しながら管理運営を行ってまいりたいと考えております。

道の駅南側の農地は、復興拠点のイメージを形成する意味でも非常に大事な農地でありますので、景観に配慮し、活用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

6番（菅野新一君） 二、三再質問をいたします。

村では、今年度から道の駅以外にも野菜、花卉、その他もろもろ出荷したいという計画がありますが、安定収量確保のために、そして生産農家の意欲を高めるため、活性化を図るためにも、飯舘村独自の支援が必要と思いますが、何か支援を考えておりますか。

産業振興課長（三瓶 真君） 飯舘村独自の支援ということでございます。先ほどの一部答弁にも含まれた部分がございますが、まず、これまで生きがい農業としてやってこられた方が、より市場出荷を目的として作付、栽培に取り組んでいただくため、今年度も引き続き行う事業としては、生きがい農業ステップアップ事業というものを計画しております。

また、これも今年一部行っておりますが、お米の生産農家に対してのいわゆる種子代の補助ということで、新年度において、いいたてのお米支援事業という形で現在施策を考

えておりますので、この後の予算委員会等でもご説明をしたいと思っております。

さらに、花卉農家、あるいは野菜農家等に対しましては、昨今の農業の流れでありますスマート農業、いわゆるICT機器を活用した省力化であるとか、効率化を目的とした事業がございますけれども、そういったものの導入に当たっての支援を検討しておりますことと、さらに畜産農家等につきましては、優良種を今後確保していきながら、経営安定につなげていただくために、遺伝子分析というようなものを行う農家に対しても、その分析に係る費用の一部といいますか、半分程度を支援できればと考えておりますし、加えてもう一つ、繁忙期の農家の方の労働力確保という点で、そこで雇用を行う農家に対して、その賃金に僅かではあるかもしれないんですけども上乘せをすることで、雇用の確保を図ったりすることで生産能力を向上させたいということで、それらの事業について、村独自の施策として取り組みたいと考えております。

以上です。

6番（菅野新一君） 今回、予算審査特別委員会がございますけれども、道の駅の南手の田んぼの問題には十分予算がありそうですが、ほかの農政分野に対しては非常に予算が少ない。そう私は見て感じましたので、今後ともやっぱり村独自でできるものからやるというような方法で考えなければ、村は発展しないんです。そういうことですから、十二分にその辺も庁内で、みんなで検討しながら進んでいきたいと思っております。

飯舘村の第6次総合振興計画では、ふるさとの担い手の育成、生きがいと生業（なりわい）の力強い再生と発展、あしたが待ち遠しくなるようなわくわく楽しいふるさととうたわれております。計画だけでは何も進展はしません。ですから、やはりできるものからやるという、今後農家の生産意欲を高め、農家人口を増やすためにも、即急に支援やできる施策を考えなければならないと思っておりますが、村長の思いをお伺いします。

村長（杉岡 誠君） ただいま、できることを早急にとのご指摘でありますので、まさしくそのとおりでなというふうに思っております。

これまでの取組を少し小括させていただくところをご説明申し上げたいと思っておりますが、平成29年の3月末に避難指示が解除されたときに、やはり土に携わるということ、もとの村の皆様がお持ちであった、その魂というか歴史の部分をしっかり踏まえて、行政として支援をするということ、職員の立場の中で営農再開ビジョンの中に盛り込んで皆様に支援をさせていただいたということがございます。

平成29年から多分平成31年までの3か年間はそういう土に携わる方を増やすというような、そういうフェーズの取組だったかなと思っております。それに対して、平成31年、令和元年から令和3年、今年度までについては、ある意味力強いなりわい農業を形づくるといって、畜産拠点であったり、あるいは大規模な農地集積をしての方々の支援というものを、村の予算で通って見える部分もございますけれども、例えば経営所得安定対策のように村の予算を経由しないで、農家の方々に直接交付される転作のお金というものもありますので、そういったものの支援ということをやってきたかなと思っております。

ただ、お花の農家さん、あるいは園芸作物、お野菜の農家さんについては少し手をこま

ねている部分があったかなと私も思っておりますので、まずは販路というところで、ちゃんと作れば買ってくれる、売る場所があるということをしかり形づくるというところを、実は年度末に向かって動かさせていただいたというところがございます。

作ってもどうせ売れないというところが、実は大きな意欲の減退するといえますか、前に進めなかったところに対して、まずは売れるところがあるし、しかり品質を評価する方々がいるというのを見せるところから、実は令和3年度にやらせていただきましたので、次のステップとしてはやはり議員がおっしゃるとおり、しかりやりたい、もっという品質のものを出したいという方々の支援をやっていきたいと思えます。

当初予算の中で見える部分の中では、村の予算を経由するものだけが上がっておりますけれども、それ以外の様々な支援も含めて、これから様々なことをやっていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上であります。

6番（菅野新一君） ただいま、生きがい農業は終わって、今から生きがい農業もステップアップ事業というふうに切り替えるという答弁がございしますが、それに対して具体的に、やはり資材とか肥料とか、何かできるものから村民に知らせ、農家人口を増やして小さくてもいいから農業をやるという人を多くさせるためには、やっぱり広報などお知らせ版で知らせるべきだと私は思えます。

それから3つ目の質問の再質問に入りますけれども、振興公社で管理しています南側の田んぼなんですけれども、一部はまあまあ出来かというように見られておりますが、非常にここ何年か成功した例はない、はっきり言って。本当にヒエを作るならそれはそれでいいですけども、草野方面から川俣方面に向いてのカーブからの水路から下は、畑作物には非常に適さない。だったら、振興公社で田んぼをつくって黄金色にするとか、そのほうが非常に見栄えがいい。上のほうは村内外の人に問はず、幾らでも種子代とか肥料代を支援しながら、そして、全然川のほうは見える道路縁でしかやっていないわけで、非常にコストがかかっているながらも成果が上がっていないというのが現状であります。その点、どのようにお考えになっておりますか。

産業振興課長（三瓶 真君） まさに議員おただしのとおり、道の駅オープンの年等、ヒマワリによりまして一部の景観が美しくなって好評をもらったという年もあるように思えますが、確かにちょっとここ数年、先ほど言いましたように天候や排水の関係もあって、ちょっと目に見える形での景観形成というものができていなかったというところは我々も認識をしておりますとございします。

今後、今の進め方でありまして、ただいま稲などを作付してなどというご意見がありましたとおりに、村といたしましても花だけにこだわっておりますと、なかなか現状、農地の状況なども鑑みますと、しかりと景観形成をすることが難しいのではないかとというようなことも反省点として捉えているところでありますので、次年度、来年度につきましては、ぜひ今議員から言われたような形で、水稻という形での管理ができないか、ちょっと全体になるかどうかということも含めまして、今あそこの土地につきましては、花畑で整備するというふうに地権者の方々にはご説明をしているところでござい

すので、これからいろいろとお話をする中でご理解をもらってということになりますけれども、いずれにしましても、花だけにこだわることなく、あそこの農地をきれいに整備するにはどうしたらいいかというところを、地元の方々とも相談、ご理解を得ながらやっていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

6番（菅野新一君） 深谷復興拠点の周辺は、非常にいろいろなトラブルがあるように村民から声を聞きます。十分にその辺は管理監督をし、立派な事業の進め方をお願い申し上げます。

私は令和4年度よりは農業・商工業などを含め、飯舘村の特色ある施策、支援を考えなければならぬ時期と提案して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（佐藤一郎君） これで菅野新一君の一般質問を終わります。

続いて、2番 横山秀人君の発言を許します。

2番（横山秀人君） 2番 横山秀人、ただいまより、令和4年3月第2回飯舘村議会定例会の一般質問、6項目について行います。

まず、1項目め、新規就農者及び営農再開農家・農業法人等への支援について。

令和4年度の水田活用直接支払交付金の拡充・見直しの概要が発表されたことによって、農家の方々に収入減少の不安が広がっているとお聞きします。また、営農再開後、予想していなかった課題等が起き、今後どのように農業経営を行っていけばよいか悩んでいる農家も多いとお聞きします。

まず1点目、令和4年度における水田活用直接支払交付金の拡充・見直しによって、飯舘村の農家がどれだけの影響を受けるのか。また、今後の飯舘村の対策を伺います。

2点目、農業者、特に営農計画を立て、補助事業やリース事業を受けて営農再開している農家や農業法人、そして新規就農者の課題・要望等を聞き取った実績とその対応策、また、農業者、そして行政、JA等が参加した意見交換会等の今後の実施スケジュールを伺います。

続きまして、2項目め、放射線量の数値をお知らせする方針及び方法等について。

ある市では、公園等、子供たちが多く集まる場に放射線量の数値看板が設置されています。道の駅やドッグランのオープン、飲食店の営業再開、イベント等の実施により、飯舘村を訪れる方が年々増えていると感じます。特に道の駅、スポーツ公園で子供たちを見かけることが多くなりました。子供たちが集まる施設・公園等においては、放射線量の数値を伝え、より安心して楽しんでいただくことが大事であると思います。飯舘村民だけでなく、飯舘村を訪れるの方々に対しての、放射線量の数値をお知らせする村の方針及び広報について伺います。

3項目め、住民懇談会の実施について。

令和4年1月、2月にかけて、伊達市、福島市、川俣町、飯舘村で懇談会を実施しました。参加した村民の感想として、「避難先近くに来てくれるから参加できた」、「飯舘村の詳しい情報が聞けてよかった」、「参加者同士の情報交換ができた」、「また行っ

てほしい」などの感想があり、避難先での継続的な懇談会の必要性を感じました。村として、住民懇談会等の開催の有無、また、村民の要望、提案等についてどのように検討し、実施・公表されていくのか伺います。

4 項目め、行政窓口の避難先出張所の開設について。

1 点目、村外に避難している村民の多くから、以前福島市にあった、飯舘村役場飯野出張所のような行政窓口を避難先に設置してほしいとの要望があります。今年の冬は雪が多く、また、凍結路面箇所も多数あり、証明書等を取得する際の来村がとても危険だったと感じた方が多かったからかもしれません。また、出張所があれば身近に相談窓口があり、安心できるとの声もあります。避難12市町村における避難先での出張所等開設状況について伺います。

2 点目として、村民の住民福祉の向上のため、相談窓口・証明書等発行ができる出張所を避難先に開設する計画があるか、または検討する予定があるか伺います。

5 項目め、バリアフリー対策の取組状況等について。

1 点目、高齢者の方から、飯舘村役場周辺の石畳や石の階段について、つまずきやすく危険とのご意見をいただきました。ほかの村民にも聞き取りしたところ、障害者駐車場から役場玄関まで遠く、また、車椅子の方が通る場所に縁石があり、石畳を通るしかないとの声もいただきました。バリアフリー対策の基本方針及び主な取組状況を伺います。

2 点目、当事者、例えば高齢者、また障害者等、実際に公共施設等を利用する方々、また社協等の団体等による評価及び継続的なバリアフリー対策会議の必要性について伺います。

最後、6 項目め、牛肉フェスティバル、ホラ吹き大会等の復活について。

村民との対話で感じることは、「牛肉フェスティバル」、「ホラ吹き大会」など、福島第一原子力発電所事故前に行っていたイベントを楽しそうに話す方が多いということです。飯舘村民の心に響く事業、イベント名を聞いただけでわくわくするような事業を復活することは、飯舘村民の元気の源になると思います。「牛肉フェスティバル」、「ホラ吹き大会」等、原子力発電所事故前に行っていた事業の復活に向けて検討する計画があるか伺います。

以上、6 項目、質問をいたします。

村長（杉岡 誠君） 2 番 横山秀人議員のご質問の3点目、住民懇談会の開催についてお答えいたします。

現在は、村内に震災以前の人口の約2割の方が居住されておりますが、残り約8割に近い方々は、福島市をはじめ、村外に避難を継続している状況にあります。こうした状況ではありますが、直近の村の状況のお知らせや、各地区の状況を把握し村政に反映させるため、行政区ヒアリングや、各地で年度末に開催されます行政区総会などにおいて説明や聞き取りを行ってきたところです。さらに今年度は、各地区に役場職員103名を新たにコミュニティ担当者として割り当て、地域みがき上げ計画を全地区において作成することとし、既に10地区で計画が策定されておりますが、今後、これまで以上に細かく課題や要望の把握に努めていきたいと考えております。

住民懇談会については、従来、大きな制度の改正や変更などの際、村としての方向性を直接住民の皆様を示すため、また、その方向性に対してご意見をいただくために開催してまいりました。来年度については、そうした制度改正等に限らず、ご自身が感じている村の課題や要望など、あらゆる分野において、より多くの村民の皆様のご意見を聞く場として住民懇談会を実施したいと考えております。村にお住まいになっている村民の皆様はもとより、どこにお住まいになっていても、村民の皆様の村への思いは極めて重要であり、こうした方々とのつながりをより強固にするためにも、住民懇談会は必要であると考えているところであります。

また、村民のご要望、ご提案にどのように検討・実行・公表されていくのかについては、現在の制度、予算で対応できるものについては、庁内で検討し、個別に対応させていただくことを想定しておりますが、多くの村民の皆様に関わることや、即応することが困難な大きな課題については、庁内での検討に加え、村民や有識者を交えた会議体を設置することなども検討してまいりたいと考えております。

なお、現在、行政区ヒアリングの際に、協議、ご要望いただいた事項については書面で回答しておりますが、今後の住民懇談会でのご要望、ご提案や予算、事業、制度への反映状況については広報紙等で公表していくことを考えてまいります。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、ご質問の1項目めと2項目めについてご回答申し上げます。

まず、ご質問の1項目め、新規就農者及び営農再開農家・農業法人等への支援についてのご質問であります。この質問の1点目の水田活用直接支払交付金の拡充・見直しによって受ける影響と村の対策についてお答えいたします。

今般、国が示した水田活用の直接支払交付金の見直しによる、村への影響が大きい主な変更点は、①今後5年間で一度も水張りが行われない農地は交付対象外とすること、②多年生牧草に対する支援を、生産コストを踏まえ、当年産において播種を行わず収穫のみを行う場合、単価を10アール当たり3万5,000円から10アール当たり1万円へ見直すこと、③飼料用米の複数年契約加算の新規分を廃止し、継続分のみ10アール当たり1万2,000円から10アール当たり6,000円へ変更することです。

これら3点につきまして、制度がそのまま適用されますと、飼料用米を作付している農家及び水田を利用して牧草を栽培している農家にとっては、令和4年度から経営計画に大きな位置づけにあった交付金収入の見込みが大きく減少することとなり、特に大きな面積を作付している農家ほど影響が大きく、今後の経営計画の大幅な見直しを余儀なくされるものと考えております。また、大規模農家以外も含め、先駆的な農業に携わっている村内の農家全体の生産意欲の減退につながることも懸念されます。さらに、村が推進している農地中間管理事業を活用しての農地集積においても、交付金活用を視野に入れた飼料用米生産による大規模経営や、水田を活用した広い面積での牧草栽培の選択が困難になり、集積が進まなくなる可能性があり、集積が進まない農地については、急速に荒廃が進むことにもなりかねないなど、村の農地活用、農業振興にとって甚大な影響

が出てくることが懸念されるところです。

次に、村の対策ですが、今回の制度見直しを受け、昨年12月から様々な機会を通じて問題提起、要望活動を行っております。また、今年2月4日付で、ふくしま未来農業協同組合飯館総合支店はじめ、関係する農業団体から連名で要望書を頂いておりますので、今後、村議会や県、町村会、被災市町村等関係団体と連携し、国への要望活動を継続してまいります。

次に、ご質問1の2点目についてお答えいたします。

以前は、農業者との意見交換会や懇親会などを農業委員会が主催し、実施されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年からこの懇談会の開催が実施できない状況にありました。しかしながら、村では1年を通じて、折に触れ村内の農業者の皆様と対話をしながら農業振興策を検討するよう努めております。

具体的には、村内の花弁生産者で構成される「いいたての花出荷組合」とは、役員と村長との意見交換のほか、組合員参加により、役場の会議室を会場に、東京の花弁市場関係者と市場動向や品種について、オンラインによる意見交換会を開催しました。また、課題や要望に対する支援策についてのアンケートを実施したところ、労働力の確保や栽培技術について課題を抱えていることが見えてきたところでもありますので、この対応につきましても、新年度に支援を行うための関連予算を計上しているところでもあります。また、「前田明神そば生産組合」とは、今後の営農計画や該当する交付金、村振興公社との連携などの具体的な提案をしながら相談を行っております。

このほかにも、販路の相談があった菜種を生産する組合には、販路開拓の支援を行ったほか、和牛畜産農家とJAふくしま未来そうま和牛改良組合飯館支部との意見交換の中で要望を受けた、遺伝子評価検査の支援を行うための関連予算を計上しているところです。さらに、村内の農業法人からいただいた、スマート農業技術を活用した機器導入支援や、園芸用ハウスの活用支援の要望などに基づき新年度予算に計上するなど、高い意欲を持って村内での農畜産業経営に取り組む方々の声を施策に反映することに努めているものです。

村といたしましては、今後も機会を捉えて農業者の声を直接聞きながら、議会の皆様とも協議をし、村の農業振興につながる対応策を講じてまいります。

なお、今後の意見交換会等の予定につきましては、現時点で時期は未定であります。農業者の声を直接お聞きし、施策に反映することは大変重要であり、必要でありますので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波を予測しながら、感染の収縮を見計らって開催をしたいと考えております。またその対象は、以前は認定農業者を対象に開催をしておりましたが、今後は補助事業活用者、新規就農者、若手農業者など、対象を広げることも含めて検討してまいります。

次に、ご質問の2項目めの放射線量の数値をお知らせする方針及び方法についてお答えいたします。

村は、第6次総合振興計画の観光分野の施策において、農村風景や季節ごとに感じる草花の自然のにおい、星空などの観光資源を生かし、村でしかできない体験やものに一手

間加え、情報発信することで、心のふるさとになるような、観光客より深い関係づくりを目指すとあり、村に来ていただける人に「観光以上移住未満の関係」として、よりよい関係を築いてまいりたいと考えております。その中で、議員おただしのとおり、村に訪れる方、特にお子さんがある保護者等が放射線量の数値を確認できるようにし、より楽しく飯館村を過ごしていただける環境を構築していくことは大事であると、村も認識しております。

放射線量の数値をお知らせする手法として、現在村内には国設置のモニタリングポストが44基、県設置のモニタリングポストが13基、村設置のモニタリングポストが90基の計147基あり、その全てが現地でデジタル電光板をご確認いただけるほか、村のホームページ上でも数値をご覧いただけるようになっております。また、村が計測している定点での測定結果を広報いいたて「お知らせ版」及び村ホームページに毎月掲載をしております。また、村外から親子が訪れる機会の多い道の駅やふかや風の子広場、スポーツ公園、交流センター、宿泊体験館きこりなどの震災以降に新しく造成、整備された施設については、除染後の土地をさらに土やコンクリート等で遮蔽しておりますので、必要な線量低減が図られており、利用には差し支えないものと考えております。

なお、より安心安全への配慮として、道の駅及びきこり、交流センターにはモニタリングポストを設置しており、周辺の屋外の空間線量の確認にご活用いただければと思っております。また、その他の役場、きこり等については、表示機能のついた「屋内型」の線量計を設置し、空間線量を見られるようにしているところです。この「屋内型」の線量計につきましては13個を村が所有し、各所に配置しておりますので、今回のご質問の趣旨を鑑み、配置見直しによって対応することも検討できるかと思われま

す。いずれにいたしましても、村としましては安心して村内に訪れていただき、今の村を楽しんでいただけるよう様々な取組を進め、併せて放射線量の数値公表に努めてまいります。

以上でございます。

総務課長（高橋正文君） 私からは、質問の4点目の避難先出張所の開設についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、被災12市町村の避難先での出張所開設状況を申し上げますが、現在、4つの町が開設をしているようでございます。その内訳については、富岡町さんが2か所、大熊町さんが3か所、双葉町さんが5か所、浪江町さんが3か所の開設となっているようでございます。これらの4つの町の皆さんが、本村のように村から車でおおむね1時間圏内に9割の方がお住まいの状況とは大きく異なっているようでありまして、いまだ多くの方が首都圏などを含めた広範囲にわたり避難を継続されているということもあり、出張所等が現在も重要な役割を果たしているものと考えているところでございます。

次に、相談窓口・証明書等の発行ができる出張所を避難先に開設する計画があるか、または検討する予定があるかということでございますが、村はご承知のとおり、平成28年度から平成30年度までの3年間、飯野町に支所を開設しておりました。平成30年度は松川事務所ということで、松川のほうに事務所を開設していたということでございます。

村民の皆様からは、手続、証明書発行でご来庁された場合に、併せて多くのご相談が寄せられることがあったということで、窓口を設けて職員を配置しても、最小限の行政サービスしか対応できなかったということもございましたので、現在は村内のほぼ本庁舎に職員が来ている、また、いちばん館、そして公民館のふれ愛館などで住民の皆様へ寄り添った対応に努めているところでございます。

なお、各種証明書の発行については、避難先から郵便で請求をいただくことが可能となっておりますので、今後政府の自治体DXの動きが加速していくという流れもございませうので、コンビニ交付や手数料のクレジットカード等による電子決済についても検討する必要があると思いますが、そういったデジタル手続に不慣れな村民の方も多くいらっしゃるということから、村といたしましては、引き続き村内の全庁で丁寧な窓口対応に努めていきたいと考えているところでございます。

なお、現在復興事業やコロナ対策など、非常に予算規模も大きくて、行政執行に係るマンパワーも十分ではないということもございませうので、国や県のほうから出向の職員や、任期付職員等の応援をいただいている状況でございませう。こういった現状を鑑みまして、現在の状況では、避難先に再度出張所等を再開する計画は持っていないということでありませうので、ご理解を賜りたいと存じませう。

副村長（高橋祐一君） 私からは、5項目め、2つのご質問について、関連がございませうので一括してお答えいたします。

まず、1点目の役場庁舎のバリアフリー対策の主な取組についてですが、高齢者や足腰の不自由な方への対策としまして、役場庁舎建設時には駐車場に障害者用の駐車スペースを確保したり、役場玄関入り口で車での乗り降りが可能となるようなスロープを設置いたしました。また、庁舎にエレベーターを設置し、車椅子や足腰の不自由な方でも2階までお越しいただけるようになっております。しかし、役場前石畳につきましては、村民の方からつまずきやすいというご意見を多くいただいていたことから、平成21年度に役場駐車場から庁舎玄関の前までの石畳、植樹帯の一部を平らにする舗装工事を行ってまいりました。

議員おただしの役場周辺の石畳や石の階段の危険性については再度点検を行い、障害者用の駐車スペースを役場玄関近くに確保するなど、また、看板等を設置して分かりやすくするなど、つまずきを防止する対策を検討してまいりたいと考えております。

なお、震災以降に建設しました公共建築物につきましては、福島県の「人にやさしいまちづくり条例」に沿った取組を行っておりますので、その基本理念であります「すべての人が安全かつ快適に生活することができる社会の実現」を達成できるよう、バリアフリー化等の対策をしているところであります。

今後、震災前からある公共施設については、村民の方が快適に利用できるように再度点検を行い、福島県の条例に沿った取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、5-2の対策に対する評価についてであります。今後の施策や建物改修等に必要と考えますので、利用者の皆さんの声をお聞きする機会を設けるなど、バリアフリー対策の積極的な推進を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

村づくり推進課長（村山宏行君） 私からは、6点目の「牛肉フェスティバル」、「ホラ吹き大会」等、原子力発電所事故前に行っていた事業の復活に向けた計画の部分についてのご質問に対してお答えいたします。

これまで村は、昭和60年代頃から住民参加型の村政運営を一貫して継続してまいりました。震災及び原子力発電所事故後もその方向性に変わりはありません。また、「牛肉フェスティバル」、「ホラ吹き大会」などのイベントは、住民の参加を基本としつつ、村外への村のPRとしての役割も大きく、村への求心力を村内外両面において発揮してまいりました。中でも「牛肉フェスティバル」は「飯舘牛」の振興施策として、村内畜産農家支援として実施してきたところでもあり、「飯舘牛」のブランド化に大きく貢献したと認識しております。

なお、現在「飯舘牛」の復活・新生に向けて、12軒の畜産農家が村内で和牛の飼養を行っており、日々高品質な肉用牛の生産に邁進しているところですので、今後、飯舘村産牛肉のPRに力を入れていきたいと考えております。

こうした「牛肉フェスティバル」や「ホラ吹き大会」などのイベントの在り方については、震災及び原子力発電所事故、そして全村避難を経て、一部地域を除く避難指示解除となった現在の村の状況に合わせ、目的や手法等の見直しが必要であると考えますが、村内外へのPR及び産業振興につながるものであることから、「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」を目指す上でも重要であり、道の駅でのイベント等、にぎわい創出につながるイベントを開催してまいりたいと考えております。

また、こうしたイベントは、村外、県外との交流事業にもなることから、交流・移住・定住施策の一環としても検討してまいります。

私からは以上です。

2番（横山秀人君） 今、6項目の回答をいただいたわけですが、1項目ずつ再質問を行いたいと思います。

まず、項目1の新規就農者及び営農再開農家・農業法人等への支援について再質問いたします。

今回の水田活用直接支払交付金の拡充・見直しによって、どれほどの収入減が見込まれるのか、令和3年度の作付状況からその概算額を教えてくださいませんか。

産業振興課長（三瓶 真君） 今回の制度見直しによります、村への影響額の概算をというご質問でございます。村の中で整理をいたしましたものによりますと、例えば令和4年の今後作付が見込まれております飼料用米であるとか牧草の面積、これを基準に今回の減額幅を算定した場合、令和4年度1年間分の影響としまして、まず飼料用米については、対象となる22の生産者で204万円ほどの減額となる試算であります。また、牧草では、同じくその生産面積全てが播種を行わない年であるとした場合に、これまでの制度と比較して減少する額は、6つの生産者1年間分で1,511万円の減額ということで、非常に大きな影響が見込まれているところであります。

以上です。

2番（横山秀人君） 今回答をいただいたこの2つの金額を合わせますと、1,700万円ほどの収入減、これはもう明らかに所得の減であります。飯舘村の復興を支える農家、農業法人にとってこれは予想外のことであり、また、今までこの交付金制度を基に事業計画を立て、設備投資をし、人員を確保し、そして補助金等の利用を行ってきた農家にとっては、これが毎年なわけですから本当に死活問題になります。また、先日農業団体からも飯舘村議会へ要望書が提出されていますので、農家にとってもまさにこの危機感を感じている状況だと思います。

答弁では生産意欲の減退につながる、また、農地集積が進まなくなる、村の農地利用、農業振興にとって甚大な影響があると懸念されると回答しております。飯舘村にとってこの制度改革がもたらすマイナスの影響、飯舘村の村づくりの視点も含め、具体的にどのような影響があるのか、再度教えていただけますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 具体的なその影響ということでもあります。まず基本的な内容は、今ほど答弁でお答えしましたように、当然、収入の見込まれていたものが落ち込むということになってまいりますので、今議員のご質問にもありましたように、これまで立っていた経営計画、こういうものが見直しせざるを得ない、あるいは最悪成り立たなくなってしまうというようなことになります。そうしますと、当然その担い手の方々の営農意欲というものも減退しますし、村の中の作付面積、さらには収穫される農産物というんでしょうか、そういうものも減少してくると。さらに、そういったことにつながりますと、いずれ、そのお1人の農業生産者、担い手の方が作付できるその面積というものも限られてくるということもありますので、その面積が縮小されるということになりますと、農地の荒廃であったり、あるいは遊休農地が増えるというようなことにもつながりかねないと懸念をしております。さらに、今出されましたものが飼料用米と牧草ということでありまして、じゃあこれ以外のものを作ればいいのかという話になりますと、そうは簡単にいかないというのがやはり農業というものだと思っております、やはりそこはこれまで作ってきたもの以外の新しいものに手を出すということになれば、様々なリスク等も伴うでしょうし、経営が安定するまでには相当の年数がかかるということで、村全体の農業に対してブレーキがかかるというようなことで懸念をしているところであります。そんな影響があるかと思っております。

以上です。

2番（横山秀人君） 今のお話をお聞きすると、避難指示解除になって、村で営農再開した多くの方の最大の危機を今迎えているのかなと感じておりますし、村もそう理解していると思います。どのような対策を村が行うかという質問に対して先ほどの回答は、国への要望活動とのことでありますが、今の回答、また、農業団体からの要望書等を考えますと、国への要望活動だけでは到底足りないと思います。飯舘村全体のリスク管理として、国への要望が通らなかった場合の今年の農家への対策を県へ要望する、また、飯舘村独自で支援をする、同時に考えていかなければならないと思っております。農業経営の状況は、農家、農業法人、様々だと思いますが、財務基盤が決して強いわけではありません。この一連の対策が遅れた場合、経営危機に陥る可能性が村も把握しているとおりであると

思います。そこを十分に考慮し、遅れのない支援対策を今から考えておくべきです。再度、国への要望だけでなく、飯舘村として対策が取れるリスク管理を具体的に伺います。

村長（杉岡 誠君） 村としてのリスク管理ということでございます。私は国への要望というのは一丁目一番地ということで考えておりますので、ご答弁申し上げましたとおり、私自身が昨年の12月から、こういう情報を得たときから、すぐに実は要請、要望活動しながら今まで動いてきているところであります。ただ、この制度改正に対して、やはり福島県内59市町村ありますが、全ての自治体でその危機感をしっかり共有できているかというと、いささかそういう状況ではないということも少し見えてきた部分がありますので、私は県の町村会の役員を務めておりますので、そういった中でも実は問題提起をして、各市町村全て皆さんが問題意識を持っていただきたいということで、要請をさせていただいている部分もございます。

ちなみに、今進めている農地中間管理事業に付帯する機構集積協力金というものがありますが、今現在の制度では、被災地においては特例的に令和7年度まで延長しておりますが、当初はたしか令和3年度で終了だったと思います。これも実は、終了する前のときに強く要請活動する中で、被災地の実情というもの、あるいは農地集積を力強くやっていくという村の姿勢を示すことで、令和7年度までこの機構集積協力金が延長されたという経過があります。このときは、実は飯舘以外には機構集積協力金を使うというような話はほぼなかったわけです。今、飯舘村はこの3年間に300ヘクタール以上集積しておりますが、こういうほかにはない特別な村独自の活動をすることで、私たちが前に進むという姿勢を示すことで、そういう制度が実は特例的にされたという部分ありますので、横山議員が今ご指摘のとおり、各農家の方々が先駆的に、非常に強い思い入れを持って、意欲を持って、今営農していただいていることが、村のこれからの復興に非常に大事なことでありますので、次世代のためにも本当に必要なことでありますので、まずは、制度改正の部分について要望を進めながら、ご指摘いただいたとおり、どうしてもということがあれば、これは次の策として考えたいと思います。ただ、次の策というのが既にあるんだということで前に進むと、国はそちらのほうで対応してくださいということになるかと思っておりますので、まずは国の制度についてしっかり問題を提起させていただきながら、もともとの制度のいい部分、そういったことをしっかり続けていただきたいという要請を努めていきたいと考えているところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） では、続きまして2点目について再質問いたします。

飯舘村では4分の3補助事業、また、リース事業等によって、多くの農家が営農再開をしているわけですが、再開はしてみたものの計画のとおりに行っていないとか、農業機械の利用を今後どうしようかとかという悩みを持っている農家がいると聞いています。飯舘村として、補助事業で営農再開した農家の事業計画の進捗状況の把握は行っていますでしょうか。また、補助金、リース事業で整備した機械の稼働状況、有無等の確認は行っているのでしょうか、質問いたします。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の補助事業を活用した農家のその後の事業の確認という

ことでございます。基本、国の4分の3事業等を活用した農家については、現地等を訪問しながら現在の営農の状況、そういったものを確認するということになっております。ちょっと遠方で参加したところについては、なかなか今コロナのことがありまして、確認できていない部分もありますけれども、基本的にはそれぞれの農家を訪問するなどしながら、現在の状況を確認しているということでもあります。ただ一方、機械等を導入した中で、まだ全てを確認できているということではありませんけれども、一応その確認ということでそこに努めているということでお答えいたします。

以上です。

2番（横山秀人君） 多分この農業支援については、数十億円規模の分、機械の補助金等が飯館村に入っていると思います。その税金を最大限に生かすために、やはり現況確認、また、進捗確認は必要であると思います。決して農家を責めるのではなく、もちろんこのような避難指示解除を受けたところでの営農再開でありますので、これは寄り添って、どうやったらよりよくなるのかと、そういう視点の下、進捗確認等を行っていただければと思います。

続いて、先日、農家の方からこの農業補助金について、実はその農業補助金とちょっと現場がずれているんじゃないかという指摘がありました。先ほどの回答の中で、様々な意見交換を作物別という形で行っているとお聞きしましたが、この頻度とかによっては、もしかするとこの農業現場の早い変化の中で、飯館村役場が持っている情報と農家が持っている情報、要望というのがアンマッチしているところもあると思います。そういう意味で、継続的な意見交換会というのは大事なのかなと思っているんですけども、まず、新型コロナウイルス感染の感染状況拡大という理由で、この意見交換会が延びているような感じの回答がございましたけれども、今、村の公共施設もまん延防止法とかによっては、定員というか入れる人数を減らしての会議ならいいですよとか、イベントならいいですよという形で、ある程度注意しながら認めている状況です。ですので、何回やってもいいと思うんです。人数を減らしてでも、やはり現場と役場がある程度同じ情報を更新しながら対策を考えていく、そういうことが必要だと思います。

ここからなんですけれども、やはりこの回答を見ていると、検討をしますという言葉が多いです。農家、農業法人の方に聞いてみますと、やはり具体的なスケジュールの提示のない中では意見提案意欲というのは下がっていくと。例えば年4回、こういう会議を持っているので、意見を半月前にくださいとかという締切りなり計画があるのであれば、それを目指して意見等を提案するんだけど、いつになるか分からないこういう状況が続けば、これは村の損失であります。例えば、提案したいんだけど時期が決まっていないのであれば、その分の本当に損失になると思います。また、作物別ではなくて、もっと村の全体的な農業を検討する、農家やJA、農業委員会、新規就農等という形で集まった情報共有の場、提案の場が必要だと思いますが、まず、いつから始めるのか、いつから検討するのか。一般質問を出して10日ほどたっていますので、ある程度検討するのであれば、検討すべき質問ということであれば、いつから行うのか、それを具体的にお話しいただきたいと。今回、特にこの村の村づくりに影響があるこの制度改

正については、農家の方もどのようになっていくのかと、すごく不安がありますので、4月、5月、早い段階でまず情報共有なり、そういう会議を持つべきだと思いますが、見解を伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまの意見交換会等に関してのご質問で、具体的なスケジュールがあったほうが良いということでもあります。議員のご質問にありましたように、まず今回、答弁の中で作物別といいますかそれぞれの業種別といいますか、そういう形でお答えをいたしましたのは、まさにそういったコロナウイルス防護の観点から、ある程度人数をそこで絞ることで開催がしやすくなるのではないかという観点からのものがありますし、あと時期を明確にということでもありますけれども、いかにせんその点につきましては不透明な部分が多くて、コロナの波をというようなお答えをしているところでもあります。また、いずれにしましても、スケジュールが分かれば、そこまでにそれぞれの持つ課題や要望を村のほうに出しやすいということであれば、なるべく早いタイミングで開催を周知することで、そういう対応もできるかなと思っておりますので、例えばそういう形で実施する方向で考えてみたらどうかと、今思っているところであります。具体的に4月から始まるのか、5月から始まるのかということにつきましては、大変申し訳ありません、繰り返しになりますけれども、今の感染拡大防止の観点から、どのようなタイミングでこれが可能になるかということもありますので、ちょっとそこも踏まえながら、また検討させていただければと思っております。

私からは以上です。

2番（横山秀人君） この村の農業にとっての最大な検討というか、危機感を持って早急に会議をして、要望書も上がっていることですので、どのように対応するか村全体で考えていただければと思います。

続きまして、項目2、放射線量の数値をお知らせする方針及び方向について再質問いたします。

回答の中のモニタリングポストが数多く設置されているというのは、村を通ってみても分かります。とても重要なことだと思います。ただ、その場に長期滞在する場所にあるとも限らないと、ほとんどが道路脇とかということなので、じっくりと確認はしないというのが現況だと思います。今回の質問は、人が集う、また、人が通る場所、特に子供が長く滞在する可能性のあるところに放射線量の数値看板が必要ではないかということでもあります。道の駅で滞在時間の長い遊具周辺や、ドッグラン、あいの沢の遊具置場、民家園、遊歩道、スポーツ公園グラウンド、そこにはたくさんの子供が来る可能性がありますので、リアルタイムでなくていいと思います、週1でもいいと思います、その前後2週間ぐらいの数値でも載っていれば、このような感じで経過しているんだなと、週1回計測しているんだなということも分かりますので、ぜひ、より安心して子供たちが遊べるように、子供たちが遊ぶ場所に放射線量の数値の看板を設置していただきたいということですが、いかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 今の放射線の表示に関する質問に対してお答えをいたします。確かにモニタリングポストを、その場所そのものに置いてあるということではないかも

しれないんですけども、モニタリングポストがあることによって、その周辺のある程度の広さの空間線量については分かっていたのかなと思いますので、ぜひそこはホームページ等にも掲載していますから、確認をいただきたいと思うところではありますが、ただ一方で、今の議員のご質問のように、それぞれの場所にそれぞれの、例えば掲示板という形でというのがどうなのかということでもありますけれども、ひとつ、屋内の施設であれば、答弁の中にもありましたように、今村の中で役場にも窓口等に設置してありますけれども、みまもる君という形の屋内の線量計がございますので、これが施設によっては複数台設置してあったりする場所がございますから、その辺りのところのちょっと見直し、配置というものをすることによりまして、必要な場所にそれを置いて、訪れる方々にリアルタイムで確認をいただくということもできるかなと考えています。

もう一方で、リアルタイムでなくてもいいということについてでありますけれども、手法としましては、今村のほうで所持しておりますポケット型の携帯線量計といたしますか、本当に簡易な線量計があります。ただ、これの数字につきましては、あくまでも参考値という形でありまして、全く正確な数値かということに関しまして少々疑問といたしますか、その辺のお知らせの仕方についての考察もしっかりしておかないといけないのかなという部分もありますし、あるいはその施設によって無人のところ等もございますので、そこに対してどういった掲示ができるのかというような課題もあるかと思っていますから、ここについては村のそういった全体の施設の表示を考える中で検討して、対策を取っていくということかなと考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） ちょっと私の質問が伝え方が足りないところがあったかと思います。ほかの市で公園に行ったときに、入り口に記載がある看板がありました。やはり知らない場所で遊ぶときに、ここはこういう数字なんだという形で、特に飯館出身ですので、その数値は気になるので、そこを見てこんなに低いんだなと感じたときがあります。村外から来る方にとっては、モニタリングポストとか屋内の表示盤がどこにあるかというのはやはり分からないと思うので、より見えるところとか、人が通るところとか、そういうところに掲示があるといいのかな、より安心するのかなということの提案、質問ですので、再度お伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） より人が集まる場所ということでもありますので、先ほどご質問の中で民間等の例もあったものですから、ちょっと人が常時いないところに関して、どういう表示の仕方があるのかなという部分で思ったわけでもありますけれども、仮に管理体制がしっかりした施設等を例に考えるのであれば、その中で、中にある何かの掲示板とかそういうものに関して表示するというのも可能かなと思いますけれども、ただいずれにしても、先ほど一番最後に述べましたように、村全体の施設をどういうふうに整理して、表示の形態を取っていくかということについて言えば、やっぱりしっかり一度考える必要があるのかなと思いますので、そこについてはこれから考えてまいりたいということでもあります。

以上です。

2番（横山秀人君） 分かりました。

また関連する質問なのですが、飯舘村の山に上る方が多くいらっしやると聞きます。だんだん増えてきたという声も聞きます。山自体は除染していないところがほとんどであります。登山道に対しては、例えば、ここから除染していない土地へ入りますよという警告看板というか、お知らせ看板というのは設置しているのかどうか。また、山に除染したところの数値と、また、これから山に入るちょっと行ったところの数値とか、放射線量とか、それをまだお知らせしているのかどうか、それを確認いたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 山についての登山道の除染ということなのですが、野手上山については一部環境省で行ったというのがありますが、ほかの登山道については全て除染はしていないということでございます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。再開は14時50分とします。

（午後2時36分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後2時50分）

村づくり推進課長（村山宏行君） 休憩前にお答えしましたが、遊歩道、登山道については、野手上山の一部以外については除染等をされておられません。基本的に国有林ですので、村のほうでそういった看板の設置というのはできていないということもありますし、また、山林で除染していないということは明らかですので、村としても問合せがあった際には推奨しないという、そういう状況になっております。

2番（横山秀人君） 村民であればある程度分かるところなんですけれども、村外から来るご家族、子供さん連れについては、やはりあったほうがいいかなと思いますので、役場のほうでご検討いただければと思います。

続きまして、項目3の住民懇談会の実施について再質問いたします。

行政区ヒアリングや行政区総会で意見を聞いているという回答でございますが、これはどちらも村内で行う会議であります。また、そこに参加する方というのはとても限定的であります。ですので、多くの世代、そして、多くの村民から意見等、提案等を聞くには、やはり住民懇談会が必要なのかなと思っております。飯舘村は、実は村民の声を聞くというアンケートを、ほかの自治体では行っているが村ではやっていないものがあります。それは復興庁、福島県、飯舘村で毎年行っていたアンケートであります。避難指示解除後は、ここ4年間、そのような村民アンケートはやっていないのかなと思います。やはり住民懇談会に参加できない方は、何かしらこのアンケート等があればそこに要望等が書けるんですが、書けないという状況であります。その点について、再度、この村の村民の声を聞くためにはどのようにしたらいいのか、どのような施策を考えているのか回答を求めます。

村長（杉岡 誠君） ご質問の住民懇談会については、実施をするという回答をさせていただ

きましたので、今はアンケートということではありますが、例えば住民懇談会に来られない方もいらっしゃるでしょうから、そういう方々のお声を集めるという意味での、アンケートという言葉が正しいかどうかということがありますけれども、そういう取組というのは必要かなと思っております。ただ、ご承知のとおり、今はコロナワクチンの通知が膨大に各方々に送られているような状況がありまして、そういった行政通知という優先して見ていただきたい通知もありますので、一定程度そういうものを鑑みながら、いろいろなものを送付させていただきたいなと思っております。例えば、広報と一緒に同封で送ってもなかなか見ない、あるいは見落としてしまうということもあるでしょうから、少しタイミングというものを見計らいながら、住民懇談会をまず優先しながら検討させていただきたいと考えております。

以上であります。

2番（横山秀人君） 村民の方から、住民懇談会においても、例えばお盆前にやるとか、ある程度の時期が発表されれば前が見れるわけです。あるんだと、それも避難先で、避難指示解除前にあれほどたくさんやっていた、そして意見を聞いた住民懇談会がまた再開するんだということで、やはりそれに合わせていろいろ考えたりすると思うんです。ですので、いろいろな取組に対して検討中であれば、なかなか難しいんでしょうけれども、半年後とか、ある程度大きな目標を持って村民のほうに広報をして、そこに今度合わせていけばいいのかなと思っておりますので、ぜひ住民懇談会を各避難先のほうで実施をお願いしたいと思います。

続きまして、項目4の行政窓口の避難先出張所の開設について再質問いたします。

避難先に再度出張所を開設する計画はないとの回答ですが、まず避難している村民約70%の方に聞いていただきたいというのが率直な意見であります。やはり一般質問に出すということは、もちろん1人の村民の声だけじゃなくて、何人もの村民の声があつてこそ、このような形で一般質問をいたします。ですので、まず村民の人に困っていないかと。今回あったのは、雪が多かったので飯舘村に証明書等を取りに行くのはすごくおっくうだったという回答もございましたので、ぜひ聞いていただきたいというのがあります。それは先ほど村長からあった、アンケートというのかどうかあれですけども、様々な方法で聞き取りできるのかなと思ってます。

あと、出張所開設をするに当たって、予算とかでマンパワーが必要ということではありますが、4町は行っています。先日浪江町の出張所、福島市にありますが行ってきました。そうしますと、やはり3人ぐらいだったかな。ただ、きちんとテーブルがあつて迎え入れてくれます。迎え入れてくれるというのはおかしいですけども、私が行っているいろいろお聞きしたいということであっても、はい、どうぞ座ってくださいという形で、様々なお話は聞いて、また回答いただきました。その4町もやっているということであれば、4町の費用はどこから出ているのか、また、その人員確保はどのようにしているのか、そしてそれを確認してからでも、その計画はないという回答を出す前に確認していただきたいというのがあります。

飯舘村の住民説明会等では、元に戻らないのは村民の意思ですと、また、住民票を移

す移さないも村民の意思ですと、ただ、飯館村としてはどちらを選択しても村民として支援していきますということを、以前ずっと説明していました。それを聞いて、安心して皆さんそれぞれのところに住んでいると思うんですけども、ただ、この行政窓口に関しては、やはりだんだん不満とかとても大変だなという感想があるので、計画はないという回答ですが、一度、ここは再度村民の声を聞いて検討していただきたいということであります。まずその点について再度見解をお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 飯野出張所等みたいなものを再開設というお話であります。まず、村民の声を聞かせてもらうというのは、先ほど村長も申し上げましたが、懇談会、あとはアンケートをやるかどうかも含めて、後で考えさせていただきたいと思います。

4町が現在も開いているということでありますが、具体的にどんな内容で、どんな財源でというのはちょっと承知しておりませんが、飯館村も震災当時から平成30年までは開いていて、この4町についても震災から現在まで引き続き継続して、ずっと支所等をやっているということであります。飯館村については、避難指示解除後3年というところで、住民のもうちょっとやってくれとかというご意見もあったと思いますが、総合的に勘案して閉所したということがございます。この答弁書にもありますように、現在の状況を見させていただくと、職員の数であったり、行政コストであったりを総合的に今考えると、再開設する状況にはないという判断をしている現状でございます。

2番（横山秀人君） 飯野の出張所を閉めるときに、多分そういう形で村としての方針をきちんと決めないといけないということがあったと思うんですけども、先ほど住民懇談会が実施されないというのは、避難している村民にとってはすごく飯館村が遠い存在に感じると。ただ、ここに窓口があれば、何かあったときにすぐ行けるかなという声もありますので、今避難指示解除後4年がたつわけですけども、避難村民がまだ70%以上いらっしゃるというところで、再度先ほどの住民懇談会と併せて検討いただければと思います。まずこれは要望で終わります。

続きまして、項目5のバリアフリー対策の取組状況等について質問いたします。

これは私もやはり21年間役場職員でしたので、また、震災後も役場職員だったということで、様々な事務の仕事が震災後本当に増えてきたと思っております。時間がなくて、このような形で業務を行っているのはとても大変というのは分かります。ただ、今の選挙公報とかビラ、そして選挙の演説とかの中で、村民の声を村政へという公約を掲げて、今この場に立っているわけでありまして。ちょっとこれから強い指摘となりますが、村民の声と思って聞いていただければと思います。

今回のバリアフリーの回答については、回答と現状が合っていないんじゃないかと思っております。回答の中で、役場駐車場から庁舎玄関前までの石畳、植樹帯を一部平らにする舗装工事を行ったとありますが、今現在、現状はどうでしょうか。縦型の石の縁石があり、また、雪も片づけられておらず、車椅子の方、高齢者の方は通れない状況です。私が聞いた村民もこの場所を指摘していました。対策を取っていたとしても、それが達成されていない状況であります。現場を確認してこの一般質問の回答を書いたのかと、本当にそう思っているほど、とても残念でなりません。この状況について再度回答を求めます。

総務課長（高橋正文君） 今、横山議員からお話があった内容でございますが、うちの職員の役場庁舎の現況確認と、議員がおっしゃっている場所が一致しているのかも含めて、後ほどもう一回再点検させていただいて、改善できるものについては速やかに改善するように指示を出しておりますので、もう一度議員にもちょっとお聞きして、確認させていただきたいと思います。

2番（横山秀人君） もちろんどの場所かについては、共通認識を持つために一緒に現場確認等をしたと思います。あわせまして、高齢者の方からもこの点がちょっと危ないんだというところも聞いていますので、その点のところもお伝えいたします。あと、それが終わったら、改善されたら、ぜひ広報等で安心してくださいますと、雪でできなかったけれども、ちゃんと今度は通れるようになったよという形の広報をいただければ、より多くの方が安心するのかなと思います。

もう1点、障害者用の駐車スペースを役場玄関の近くにとということですが、いつから検討をするのか。今回のこの件に関しての一般質問は、お二方ともすごく困っていたということでしたので、強い発言になってしまいますが、やっぱり私は声を聞いて一般質問しているわけですので、高齢者、障害者の方に、いや検討するって言ったけれどもいつになるか分かんないよとか、そういう形で回答はできないです。ですので、このような検討があるのであれば、どのような会議の下、いつから開始するのか、少なくともそのいつから開始するのかというのは、この一般質問の回答の中に入れていただきたいというのが切なる願いであります。本当にけがとかがもしかしたらまた起きてしまう可能性があるかもしれない、それに対してどのような改善なり検討なりを、いつから行うかを再度質問いたします。まず、検討のスタート時期を教えてください。

副村長（高橋祐一君） バリアフリーということで、今の役場周辺でのお話をしますと、答弁書にも書いてあるように、やはり駐車場から玄関まで入ってくる部分が若干遠いというふうな難点がございますので、いろいろと我々のほうで考えているのは、玄関から真っすぐスロープのところの東側の近場に、ある程度そういう駐車場を設けて、真っすぐ玄関に入れるような対応にしたいなというふうな形で話をしているところであります。予算の関係もありまして、毎年の修繕的な部分でできるのであればそういう形にしますが、また、いろいろ看板の設置とか予算が出てくる場合については、また皆さんとご協議しながら、やはり安全確保という部分でありますので、先に進めていきたいなと思っています。

2番（横山秀人君） バリアフリーということで、庁内に外から入ってくるのを試したとか、歩いてみて感じたことなんですけれども、役場のサインとか、迷わず行けるサインというのが、手書きのものもあれば、貼ってあるものもあれば、健康福祉課は壁にあっちに行ってくださいとかあるんですけれども、ある程度玄関を入ったらどこに行けばいいのかというサインも、これもバリアフリーとはちょっと違うのかもしれませんが、やっぱり入りやすさ、使いやすさというのが必要かなと思いますので、そちらのほうも検討いただければと思います。

では、続きまして、5-2ということで、当事者による評価、検討の場というところで

ありますが、やはり、使う方も参加した検討の場が必要かと思います。いつも思うんですけども、毎日役場に来ている方って、なかなか不思議と役場職員には言わないような。たまたま外にいたその人に、ここは歩きづらいんだよという形で、何か指摘をされるというのが私の場合は多いです。そこにいると、ちょっと聞いてみてという感じであるんですけども、そういう意味では、現場を見て会議が必要だと思うんですけども、これもやはり、当事者にとってみれば、いつからやるんだという回答を求められます。ですので、様々な検討課題はたくさんあると思いますが、これについても、ある程度目途を、いつからこのような検討をするのか、早めに村民にご提示いただいて、村民を安心させていただきたいと思いますので、これも要望として終わります。

続きまして、6-1の「牛肉フェスティバル」と「ホラ吹き大会」の復活についてですが、先ほど回答の中でちょっと質問がありまして、飯館牛の復活に向けて今12軒の農家が頑張っているというのですが、肥育をされている農家というのは何軒ぐらいいらっしゃるんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の肥育に取り組んでおられる農家数でございますけれども、村が把握している段階で4軒ということでありましたが、この12月から、また新しく1軒追加で牛を導入しておりますので、その方も含めると5軒ということになるかと思えます。

以上です。

2番（横山秀人君） すごく喜ばしいことだなと思いますし、村民の方からいつその飯館牛が食べられるんだということで、質問があるんですけども、ミートプラザがない中、飯館牛復活というのは、多くの方が飯館牛を購入できるかと思うんですけども、これはいつ頃というか、ある程度計画の中で1年後とか2年後を目指してとかというのはありますか。

産業振興課長（三瓶 真君） 飯館牛の時期ではありますが、まさに議員がおっしゃるように、我々としてもそこを目指して進めていくとしているわけではありますが、残念ながら、いつからというはっきりとした明確な時期は、申し訳ありません、ちょっとお示しできない状況であります。といいますのは、やはり牛を肥育するに当たっても、その生育期間というような縛りもございますし、あとは食品表示法等の関係で、そこに堪え得るような形で、飯館村で一番長く肥育したというような条件も必要になってまいりますので、さらには、先ほど肥育農家の数をお答えいたしましたけれども、この方々もまだ中心は繁殖の部分でありまして、肥育のほうも併せて一貫経営といいますか、そういう形を目指して今頑張っているという状況でありますので、その辺のところを村としてもお手伝いをしながら、いずれそのブランドをどういうふうに立ち上げるかという、その定義も含めた決めも、これから詰めていかなければならないというのがありますので、そういうプロセスを次第に踏んだ中で、いずれ飯館牛として販売できる時期が見えてくるのかなと考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） 詳しく追加の質問を答えていただきまして、本当にありがとうございます

す。本当に飯舘村民は期待しておりますので、本当に飯舘村の復興の一つになると思いますので、引き続き支援のほうをお願いできればと思います。

「牛肉フェスティバル」、「ホラ吹き大会」というのが何で出たかという、杉岡村長がおっしゃる「わくわく」にすぐにつながると、その言葉を聞いただけでわくわくするという方が、60代、70代、当時立ち上げた頃を知っている方がいらっしやると。住民懇談会等が開かれないということで、実は村長の思っているやりたいことが、なかなか村民に伝わっていないのかなと思っています。特にどういうのがわくわくだということに逆に聞かれるときもあります。だからそういったときに、もしかすると、昔のこのようなイベント名があると、すぐ村民の方が理解するのかなと。わくわくってどんなんだ、ああいう感じで、みんなで作くり上げて牛肉フェスティバルとかホラ吹き大会で、みんなわいわいがやがや笑ったときだという感じのあれであれば、村長のわくわく感がすごく伝わるのかなと思います。

今ずっと村を回ってみますと、この前、村長元気かって聞かれたんですよ。なんで村にいるのに分かんないのって言ったら、いや会ってねえんだと、もうずっと会ってねえんだという形で、心配している方がいらっしやいました。このような状況では、なかなか村長の思いが伝わらないと思います。ですので、戻るような話になるかもしれませんが、住民懇談会とかいろいろな場を持つこと、また牛肉フェスティバルとかホラ吹き大会とか、そういう場を持つことによって、また村民と、村長も含め行政職員との会う場になると思いますので、ぜひ復活というか、先ほど回答にありましたが、いろいろ工夫しながらも、みんなが企画から参加できるようなイベントを行っていただきたいと思います。まずこれは要望です。

最後に、やっぱり村民の中から結構厳しい意見があります。この一般質問の映像を見ていた方からも、検討しますという言葉が実に多いと。そして、この検討しますという言葉に対して、どのような対策をしているのかというのが見えないと。例えば、一般質問に対して、この質問に対して検討しているということについて、村としてはこういうふうに行っていますよとかという発表があるのであればまた別なんですけれども、何かこの議場の中だけで質問して回答して終わりのように感じていると。だから、今日の質問の中では、いつからとかという言葉を使わせてもらったんですけども、やはり具体的な事業がイメージできないと、これから飯舘村がどういうふうに変っていくのかとか、私たちの意見がどのような流れで反映されるのかとか、いろいろなところが村民に届いていないと思っています。ですので、ある程度イメージできるような回答を次回の一般質問からは、極力検討します、それはいつ頃から予定していますとか、どういう体制でやる予定ですとか、一歩先の回答をお願いしたいと。その要望をもって、一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（佐藤一郎君） これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 3 時 1 8 分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月3日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 菅野 新一

同 会議録署名議員 渡邊 計

令和4年3月4日

令和4年第2回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和4年第2回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和4年3月4日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和4年3月4日 午前10時00分				
	閉議	令和4年3月4日 午前11時36分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 眞弘	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	佐藤 健太	○	6	菅野 新一	○
	7	渡邊 計	○	8	佐藤 八郎	○
	9	高橋 孝雄	○	10	佐藤 一郎	○
署名議員	8番 佐藤 八郎		9番 高橋 孝雄			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 小林徳弘	
地方自治法の 第121条の1 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	高橋 正文	○	村づくり 推進課長	村山 宏行	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	生涯学習課長	藤井 一彦	○
	教育課長	佐藤 正幸	○	農業委員会 事務局長	三瓶 真	○
	農業委員会 会長	菅野 啓一	○	選挙管理委員会 書記長	高橋 正文	○
選挙管理委員会 委員長	伊東 利	○	代表監査委員	高野 孝一	△	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年3月4日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議（案）
- 日程第 3 一般質問（通告順6番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

議会運営委員会が3月3日に「ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議案」協議のため開催されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 佐藤八郎君、9番 高橋孝雄君を指名します。

◎日程第2、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議（案）

議長（佐藤一郎君） 日程第2、発議第1号ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議（案）を議題とします。

委員長の説明を求めます。

議会運営委員長（菅野新一君） 発議第1号ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議（案）。

2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて容認できない。また、ロシアのプーチン大統領は今回の軍事侵攻に際し核兵器の使用を示唆するような発言をしているが、このことは被爆者の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」との思いから、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願う人々の心を踏みにじる強い憤りを覚える。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻とプーチン大統領の発言に対して厳重に抗議する。ロシアは即時にロシア軍による攻撃を停止し、ウクライナから完全撤退をするよう、また関係国政府においては、1日も早い平和的解決に向けた外交努力を行うよう強く求める。

以上を決議する。

令和4年3月4日、飯館村議会。以上です。

議長（佐藤一郎君） 座席にお戻りください。

質疑、討論を省略します。

この決議は起立によって行います。

決議（案）に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤一郎君） ありがとうございます。

起立多数です。よって、本件は決議することに決定いたしました。

◎日程第3、一般質問

議長（佐藤一郎君） 日程第3、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。8番 佐藤八郎君。

8番（佐藤八郎君） おはようございます。

2022年3月定例会において、村民の願い、要望を受けて今日よりあしたに希望があり村民にとって見える分かる行政、何よりも、村民のためになる施策と予算の使い方について、5項目16点について一般質問提案をいたします。

我が飯舘村にとって歴史上あってはならない人為的原発事故からもうすぐ丸11年が過ぎ去ろうとしている今、今だからこそ村民が憲法に保障された全ての権利尊厳も奪われた原発事故によって大空から降散された自然界、未来見据えた人々の歴史を基本としての人生そのものの検証が必要となっているのであります。前村長の財政の件や原発の国策性、大企業の東電が加害者であるとしての村民代表としての行政執行は現在に至ってはどうかであったのか。この11年をきちんと総括し、これからの村づくりに生かしていくべきであります。目に見えない、臭いのしない、日常的に使用のしなかった言葉や記号、単位数値など、放射性物質によって私たちの生活は変えられ、放射線を浴びた人々、東電から金もらった人々など、被害地以外の方々から差別されるような生活が11年前にスタートされ、現在も東電のお金によって家を建てたことが東電御殿などと言われるような、今でも飯舘村出身だと言えないようなそういう状況も続いているのであります。

そんな暮らしの中で、同じく目に見えない、臭いもしないコロナウイルス菌との新生活となり、やっと原発事故から10年過ぎ去り、村民の方々のコミュニティー、集い交流を工夫をしながら展開することでの村づくりをしようという矢先に起こったコロナウイルス菌の騒動。本当に村民のためにと働く役場職員はじめ関係者には苦渋で大変なものとなっております。ご苦労さまです。そして、私たちが体験した避難が余儀なくされているのが、先ほど決議がありましたウクライナの情勢であります。他国に軍力で侵攻しているロシアを見ると、人間とはなんて愚かなものなんだというふうに、現在起きている地球全体の異常実態を知らながら何をしてるんだというふうに、自分なりに思うところであります。戦争とは人を殺し、物体や自然界を破壊する何物でもありません。

直ちに侵略をやめるよう求め、一般質問に入ります。

1項目めは、自然環境の安全についてであります。

1つ目として、除染を約84%しかしない飯舘村の実態をどう考えておられるのか伺うものであります。

2つ目は、除染済み地域で採取した森林資源、山菜やキノコ原木など原発事故前であれば収入元ともなっておられた部分はどの程度安全なものになっているのか伺うものであります。

3つ目は、未除染となっているもので採取した原発事故前には十分になりわいの中でもキノコであれば1人で年間200万円、300万円収入上げた方もおられるし、原木などももっと上げた方もおられます。そういう意味で、これらの具体的な活用策を伺うとともに、それでマイナスとなった部分についての具体的な対応策も伺いたいと思います。

4つ目に、2017年に解除した19行政区と長泥地区の放射線量値は、その後二、三年以降大差はないが、今でもホットスポットは全村に存在することへの国、東電に対しての村の考え方はどうなのか、伺っておくところであります。

5つ目に、11年目に入って間もなく終わろうとしておりますけれども、この原発事故被災地の経過も含め、正しく現況把握するための村全体を検証する担当部局を設置し、村は今後歴史として10年をこのようなまとめやこのような検証をされていたんだと、今後の未来を託す人々にとって分かるようなものをきちんと検証するためにも担当部局が私は必要だと思います。一千年に1度の大災害というか人為的災害ですけれども、片手間にできるようなものではないので必要ではないかと提案をするところであります。

2項目めは、原発事故で奪われた村民生活について、私も何十回となくこの10年間に人間としての憲法上の私たちの奪われた権利やいろいろなものを問いただしてきましたけれども、まともな答弁を今までされたことがないので、改めて原発事故で失ったものは何か伺うものであります。

2つ目に、失ったことでの生活への経済的負担は村民の生活、村民の経済的状況、家族状況、いろいろ含めてどのようになったのかどう把握され、捉えているのか伺うものであります。

3つ目は、加害者の言う補償と賠償は村民にとって正しかったのか伺うものであります。第三機関の中間指針をつくる委員会を立ち上げて、国と加害者が選んだ方々で、被害者を入れずに決めた基準に沿っての補償賠償が11年間続いているわけでありましてけれども、普通の事故やまして人為的な一千年に1度のあり得ない原発事故にとって被害者を入れずに賠償や補償を決めて、それを土台にして進めてきたこの11年、村民の代表とする長として正しかったものかどうか。私は完全に間違っただけだと思っていますけれども、その辺を伺うものであります。

4つ目は、生活する上で賠償に算出されないコミュニティーやお互いさま、絆や互助精神、要するに先ほど言いましたように加害者中心で決めた基準やルールに沿っての賠償は営業してお金もらっていたそれを補えなかった分の補填のような賠償でやってきましたけれども、例えば市場や農協や直売所の売上げ伝票に上がらないようなこういうコミュニティーやお互いさまや築き上げた絆や互助精神、この辺は何もされないし、飯舘に住んでいて原発事故被害に遭ったから仕方ないんだなどという、何か広島・長崎に原爆が落とされて広島と長崎に住んでいたから仕方ないんだではないんだと思うんです。そういう意味では営業関係に類似しないものも、きちんとそこはそこで精神的慰謝料で月10万円払った。その中に全て含んでいるんだということを東電も国も繰り返しておりますけれども、5人生活で50万円入った人と2人で20万円入った人で飯舘村の生活でかかる生活費、例えば福島市で暮らす生活費、どう違いますかというのを考えてみても分か

るでしょう。交通事故のむち打ち症でさえ裁判事例で月30万円の精神的慰謝料が出ている。10年前に10万円しか払わないで生活費その他関係も含んでいるんだなどという加害者の言い分を永遠と続けているのが実態であります。そのことについてもきちんと精査され、国県に求めていくのが私は本物の村民被害者の代表たる任務責任役割だとずっと11年間思っています。そういう意味では、この点についても伺うものであります。

3項目め、恵みの村内産について、もともと現村長も知っていらっしゃるように、緑豊かな自然豊かな山の幸でお互いさまで暮らせる、そんなに毎日お金を支出しなくても暮らせる、そういう生活の村、そこでも木材やキノコの原木、竹炭、山菜など恵まれたもので収入を得ていたのですから、賠償請求を行政として村民のためにすべきだと思うんです。農協に出荷しないから、市場の伝票が出てこないから、直売所での売り掛けはなかなか難しいとかそういう問題ではなく、村民を村長は信頼をし自主申告の下にきちんと請求するというのが、私は村民の代表たる村長の責任役割だとこの点もずっと今も思っております。ですから、東電がまきをたいて暮らしていた人はそれは自分の勝手だと、今は電気もあるしと答弁しているようですが、そんなこと言われる筋合いは全くないんです。加害者にそのことをきっぱり言わなければならないです。例えば畑、田んぼの地下にある暗渠排水、先祖代々作り上げた土地改良事業の一端のものが、農地として再生するならば暗渠事業該当するけれども、それ以外の人は除染で大型機械でぶっ潰して、壊して、器物破損したまま、地下にあるものそのものは賠償や補償の対象としていませんなどと開き直っている加害者ですけれども、普通のことであれば見えるにしろ見えないうにしろ、施設としてある暗渠施設を壊した事実がある限りは弁償するのは当たり前だ。それが世の中の法律でしょう。そういうことも何回も賠償項目に上げてくれと言ってもそれも今までしてこなかった。今は答弁でここ何年かは営農の関係で事業展開すれば暗渠も補助事業100%でできるんだという、しなければ壊されたまま永遠と終わりだということで村が言っていて、被害者の代表たる村が村民のために働く村が言っていていいのかどうか問われる問題だと思うので伺っておきます。

2つ目は、原発事故前の実態把握をし、被害を受けた村民代表としてきちんと検証し賠償請求をすべきだと何回か同じ項目みたいな質問がありますけれども、総合的に検証されてきちんと私など家の請求もまだできませんけれども、相続関係があつて。税金納めようがそこを守って耕そうが、その先祖から受け継いだものを守って一生懸命やってきたものに対してでも、相続完了して請求権の持たないものは何ら請求する立場にない。きちんと加害者の言うものをそろえない限りは私らは被害者とみなさないという加害者の横暴な態度がずっと続いて、そんな面倒くさいことはやめたという村民もかなりおります。どちらが加害者でどちらが被害者か分からないようなやり方はきちんとされるべきだと思うんです。あるものはある、ないものはない、駄目なものは駄目とここできちんと区切りをつけないと、今後日本全国にある原発事故がどんなことになるか私には想定もできませんけれども、この福島の実態が今後起きるであろう原発事故の基準とされては、私らは何か実証試験の人間モルモットみたいに感じざるを得ないので、この辺もきちんとされてほしいと思います。

3つ目は、本年から野焼きを認める通知を出しているんでありますけれども、放射性物質、いわゆる毒物となるおそれがあるものが飛散をしないのか非常に心配しております。また、焼却灰の処分について村として安心かつ安全である対策をきちんと示してほしいと思います。そして、丸投げにして、灰を取ったからやればよいというやり方もやめましょう。きちんと村でその灰はどのぐらいあって、線量値なりなんなり何を含んでいるのかを自分らできちんと科学的につかんで、つかんだ上で国の加害者にきちんと処理をさせるというこの現代的にやりましょう。加害者に丸投げすればよいという問題ではないと思うんです。そういう意味で、この間病氣やいろいろ因果関係があつて、私らとすれば因果関係があつて死んだ人なり病氣している人いっぱい知っています。村民の中で早死にした人も知っています。でも、あちらから言わせれば医師の証明がない限り因果関係あるとは認めないというやり方で11年が過ぎ去ろうとしていますので、灰なり放射性物質濃度なりきちんとやるべきと思うんです。

次に4項目め、原発事故は終了した事故というような風潮がマスコミ全体にはありますけれども、1つ目は、国、東電などは全てが過ぎ去った事故のように行政執行をしています。ただ、それは国県、財界とのつながりの強いところはそういう部分があつても、村はそういう態度ではいけないと思うし、村はまして役場職員、公務員は誰のために仕事しているかと言ったらそこに住む住民のために仕事をしているわけです。村長は国県の言いなりで、今まで何を聞いても元の村長の中で国県よりも先んじて進むような、だから除染も始まりもしないのに2年で村に帰れるなどと最初言ってみたり、いろいろ誤報なりそういう報告をしてきました。そのことは終わったことだからいいんですけれども、村民の生活や苦しみ、ストレスに向き合わない復興の名の下に執行するのは私は間違いだというのが11年間で分かったはずなんです。役場職員の方々もずっとこの11年間村民の姿、自分らも被害者ですから、被害者と公務員という労働者ということで非常に大変な11年間過ごしていますので、よく分かると思うんです。ですから、悪いものは悪いとしないと、あるものはあるとしないと流されては駄目だと思うんです。国県予算の絡みでなどと、今度国民健康保険証の免除申請が前回は7か月だったのに今回は5か月になっているんですけれども、免除期間が誰がそんなこと決めているのか知りませんが、いずれにしろ1年ごととか半年ごとに被害者である村民が心配不安を持つようなことをずっと続けているんです。当面緊急事態宣言されているうちは医療費無料ですと加害者が言わないんです。ずっとですから、1年ごと7か月ごと半年ごとに免除期間なくなるのかいつまで医療費無料なんだと村民は毎日心配しているんです。心配させるために免除されているのかと思うぐらい、例えばの例です。これは1つの例ですが、きちんとそこはそうでないものにしなければならないと私は11年間ずっと思っています。過去のことはもういいですけれども、きちんとしないといけないと、そういう意味で次の10年間を検証して、きちんと被害を受けた村民の意向、昨日も横山議員からもいろいろなこと提案ありましたが、ああいうことを土台にしながら、前の村長もどこにいても行く村長室云々とかといろいろアイデアもあつて、温泉に五、六人集まっているところでも何でも訪問したような話も聞いていますけれども、今はコロナウイルス中な

のでそういうことはあり得ないですけども、いずれにしろ工夫して村民が主人公たる村民の意向というものを聞かないと、そういう上に立って先を見据えていけば国県の事業に今あるものはこういうものが活用できる。今私らが必要としていないものはこういうものに補助をつけてくれということで県や国県に対してきちんと要求をしていく。そういう仕事が自治体の仕事だと思っています。そういうことで村民、被害を受けた村民が11年今丸々たとうとしているときにどうなんだということでもあります。目に見えない、臭いもしない放射性物質、本当に向こうで学者さんをそろえて、医者をつらねて言いたい放題言ってきた11年目たっています。逆に私らの立場で発言をする医者さんや学者さんもいっぱい出ていました。そういう流れで今の日本というのがあります。ウクライナ情勢一つ上げても、今アメリカ中心の報道が敷かれていますので、日本に入ってくる報道はアメリカCIA中心のものかどうか分かりませんが、非常に私ら大事なものはそんな難しいことはともかく、真実と実態は自分らの力で把握することです。今何があるんだと、濃度の強いところはどんな物質が今残っているんだと。きちんと実態をつかむべきだと思うんです。この今の現状の自然界を扱って、飯舘村という村民が主人公の村づくりをしようとするのであればそこは基本だとずっと私思っています。

5点目は教育行政についてですけども、放射線副読本と汚染水放出のチラシの配布について、びっくりしています。教育長の判断でされたのか、県の教育委員会なのか、文科省なのか、どこがどう仕掛けたのか分かりませんが、とある教育長さんは見ただけでこんなもの配れないということで全く動いていませんけれども、岩手とか他の県を調べてみますと、対応はいろいろばらばらです。経済産業省の汚染水問題、この内容は村長が新聞で発言した内容とも沿っていないものです。何か、流すのが何も問題ないんだという書き方なんですけれども、これも喜んでではないでしょうけれども、全生徒に配られて父兄がこれをもって読んでいます。一体、事実や真実は、教育長、特に教育行政の中では、ごまかしたりうそついたり隠すようなことやってならないと思うんです。大体、飯舘の現状を見ても、科学的にちゃんと問題ない調査をしているいろいろなデータを村民は持っています。見えています。現状としてそれにそぐわないような文書を文科省という名前を入れて学校によこせば黙って配るのでしょうか。どうか分かりませんが、内容的にもこれから答弁聞くのであれですけども、村長が新聞で風評被害の賠償も含めてきちんと慎重審議して進めるべきだ、というコメントしておきながら、教育委員会では何も問題ないんだというようなものを平気で配っているという事態。国会でも県議会でも問題になっていますけれども、きちんとした答弁も県議会へ県教育長はしていないし、国でもきちんとした答弁はまだされていませんけれども、そういうことはしてはならない。これは被害を受けた私たちを含め子供持つ親含め逆なですのような行為です。こんなのは、だから後で質問をしながら確認しますが、非常に私としては被害地の教育委員会として学校の子供や父兄に読ませるのに正しいとは理解できないものですから、この点も踏まえて答弁を求めるものであります。

何度も言いますが、村の主人公は村民です。村民は11年前に被害を受けたんです。自分も予想も何もしなかった人生をここ11年送っているわけです。いまだ立ち直れない

人もたくさんおります。家庭崩壊したところもあります。孤独死した人もおります。何と情けない11年だとそういう方々に向かって、本年度の予算これから審議されますけれども、わくわくして希望ある村にしていくのであれば、現状は正しく真実と実態をつかんだ上で施策を、そして国県に対してもきちんと要求する。国県にない事業はつくらせる。議員の中にも国会議員と親しい方もいっぱいいますので、各政党別としてそういうことで見える分かるそうなるからわくわくして村に戻りたい。昨日横山議員からあったように交流機会や会う機会を多くつくることでそうなる。俺らも子育て終わったら村へ戻って人生残すところ少なくとも頑張ろうという気になるんだと思うんです。そういうことをする、させる、それが本物の復興というか新たな飯館の再生、村づくりになるんだと思うんです。そういう意味で明快な、村民が見える分かる答弁をお願いをいたしまして発言を終わります。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員の4番目のご質問にお答えをいたします。

4-1、4-2と関連がありますので、一括してお答えを申し上げたいと思います。

村民の皆様が多くは村に住所を有しながら村外で生活を続けておられます。これは、現在も避難生活が続いているということであり、東京電力福島第一原子力発電所の事故は過去のものではなく、現在もその影響は続いていると認識しているところであります。また、現在村では営農再開や企業再開、産業創出などに取り組み復興しようとする村民の皆様のため、国や県と様々な協議を重ねながら各種支援事業を実施しております。議員おただしの村民主人公の村づくりは、お住まいの場所や年代、なりわいの形などの垣根のないふるさとの担い手とともに、明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさとを目指すという大きな村政方針の中に含まれているものであります。村としましては、このふるさとの担い手が主体となった活動を促進するため、令和3年度は飯館でわくわく推進協議会を立ち上げ、地域活性化等についての意見交換や事業提案、事業実施等に向けて協議を進めているところであります。こうした動きを進めるため、各種事業を通して支援しわくわくする楽しいふるさとを村民を含むふるさと担い手とともに築き上げるべく、国県との協議を深めてまいります。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、質問の1項目めについてと質問の3項目めの3番についてお答えをいたします。

まず、ご質問1の自然環境と放射性物質について、1-1から1-3まで関連がございますので、一括してお答えいたします。

初めに、1-1の除染を約84%しない実態をどう考えているのかについてです。ご存じのとおり、環境省による除染につきましては、帰還困難区域を除き、除染同意をいただいた宅地、農地、道路等の面的除染並びに林縁部20メートルの範囲の除染は平成28年12月に事業を完了しております。しかしながら、村の大部分を占める森林については環境省除染の対象外であり、林縁部から20メートルの範囲までの、いわゆる除染についても堆積物除去にとどまっているところです。このため、山林のほとんどは未除染となっており、現在村が進めているふくしま森林再生事業を実施するに当たっても、あらかじめ

め村内の空間線量を測定して対象地の絞り込みをするなど、森林内作業については被ばくを抑制する対策が必要であります。これまで、国、東電に対しては森林林業対策の推進や森林における放射性物質対策について福島県町村会、相馬地方市町村会を通じて要請活動をしてきておりますが、なお、国、東電に対し、引き続きの要請を続けてまいりたいと考えております。

次に、1-2の除染済み地域で採取した山林資源、山菜、キノコ原木などは安全なのかと、1-3の未除染で採取したもので原発事故前はなりわいになっていたものについて、これらの具体的な活用策についてであります。山菜や山採りキノコは現在県より出荷・摂取制限、または放射線量が出荷や摂取の基準値を上回っていることにより出荷できないものや、出荷や摂取を差し控えなければならないものがあります。村といたしましても、お知らせ版等で村内の山菜等は採ったり他者に譲ったりしないよう周知しているところです。木材につきましては、平成30年度からふくしま森林再生事業を活用して村内の民有林の除間伐を進めており、このうち、県の樹皮モニタリング検査の基準をクリアして搬出することが可能となった杉などが令和2年度までに、チップ材1,231トン、木材351立方メートルあり、その全てが木材市場に出荷され風評被害もなく一般的な市場単価で販売に至っております。また、この事業は来年度以降も事業継続が見込まれておりますので、引き続き伐採、搬出、販売に向けて鋭意調整を進め、村の森林資源の活用を図ってまいります。

次に、ご質問1-4のホットスポットへの対応についてであります。平成29年3月の避難指示解除時と現在の線量の差につきましては、宅地については20行政区の1メートルの高さの平均値で避難指示解除時点の平成29年3月は1時間当たり0.39マイクロシーベルトでありましたが、直近の令和4年2月は1時間当たり0.15マイクロシーベルトであり、1時間当たり0.24マイクロシーベルト、率にして約61%減少しております。また、農地につきましては平成29年3月は1時間当たり0.41マイクロシーベルトでありましたが、令和4年2月は1時間当たり0.23マイクロシーベルトであり、1時間当たり0.18マイクロシーベルト、率にして44%減少しております。なお、ホットスポットと呼ばれる周辺に比して比較的線量の高い場所が存在することもあるため、村では除染後の宅地についてはガンマカメラを使用した確認を行った結果を環境省に共有することでフォローアップ除染が実施された箇所もあります。なお、その後も新たにそのような場所が認知された場合は、環境省に対しフォローアップ除染を要望し、実施していただくことになっております。関連して、もし放射線の追加被ばくに不安がある場合は、日常の行動の中で実際どの程度放射線量を受けたかが分かる個人線量計を貸出ししております。専門員が戸別訪問等により分析した積算データに基づきその期間の生活の中で体に向けた放射線量の数値をお知らせすることも行っておりますので、ホットスポットへの対応と併せて追加被ばくの低減に努めていく考えです。

次に、質問の5点目の原発事故被災地としての経過も含め、正しく状況を把握するための村全体を検証する担当部局の設置についてであります。村には震災後から現在まで様々な放射線量を測定したデータが多くございますので、その情報を整理分析し、これ

までの国県、民間によるモニタリング結果と比較することで経年変化などの状況を把握することができるのではないかと考えております。ただし、これを村独自に整理分析することは困難でありますので、来年度以降、専門機関との連携の中でこれまで収集したデータを整理し、経過と現状把握ができないかを検討してまいりたいと思います。

次に、ご質問の3項目め、恵みの村内産についての3点目の野焼きを行うことによる放射性物質の飛散及び焼却灰の処分についてお答えいたします。平成13年に改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、震災前から原則として廃棄物の野焼きは禁止されているところですが、全域が避難指示区域であった本村においては特に大規模な火災、災害につながることを防止するために平成30年度までは一切の野焼きを自粛してきたものです。一方で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、原発事故以前から、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却や、農業林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの等については、例外として認められているところです。村では、畦畔や法面等を除草した草の放置はイノシシによる畦畔、法面の崩落を招いており営農再開に大きな影響を及ぼしているため、野焼きの再開をという村民の要望を受け、平成28年12月8日に避難指示解除後の野焼きの再開について、国県に要請しました。国においては、平成29年度に農研機構、県農業総合センター、日本原子力開発機構が村内でサンプリングした雑草を用いて研究室での試験燃焼試験栽培等の研究を実施し、平成30年3月5日に農林水産省より村に対して研究結果が報告されたところです。これを受けて、村としては野焼きによる火災が懸念されること、野焼きにより1キログラム当たり8,000ベクレルを超える範囲が生じる場合があること、野焼きにより生じた灰の10%が飛散する可能性があることの3点を勘案し、平成30年度については野焼きを自粛することといたしました。しかし、カメムシなどの害虫による被害が多く発生しているので野焼きを認めてほしいという営農再開している方々からの強い要望を受け、村として再度検討した結果、実施月、期間、地区など条件を絞った野焼きについては平成31年度から認めてきているところです。また、焼却灰の空間線量に与える影響については、平成31年度に野焼きを実施した1地区で測定した結果、空間線量について有意な変化は見られませんでした。また、作付、収穫を行う圃場においては品目によって必要とされる十分な量の吸収抑制剤を散布する支援を行っており、収穫物については県のモニタリング検査、または村の自主モニタリング検査を受検し、これまで基準値1キログラム当たり100ベクレルを超過する農産物は確認されておりません。

もちろん、これをもっていかなる野焼きも安全であると言い切ることは難しいですが、野焼きについては村の農業再生のために必要なことであるとの認識に立ち、地域内での周知としっかりとした対策を取りながら、集落の農業組織等が管理する農用地に限ることや農業林業等を営む上でやむを得ない範囲であること、防火対策のためあらかじめ役場に届け出ることなどの決まり事を守って実施することを条件に、特別に認めているところでありますのでご理解をお願いいたします。

私からは以上です。

村づくり推進課長（村山宏行君） 私からは質問要旨 2、原発事故で奪われた村民生活についての 2-1 から 2-4 まで、関連がございますのでまず一括でお答えさせていただきます。

まず 2-1、原発事故で失ったものは何かではありますが、原発事故で失ったものとしては村内での居住、生活基盤、農業をはじめとする産業基盤、飯舘牛などのブランド、そして地域のつながりなど多岐にわたると考えております。

次に 2-2 の失ったことでの生活への経済的負担についてであります。村内での買物や医療環境が十分ではないため近隣市町村への移動頻度が増したことによる時間的負担などが代表されるものと思われま。

次に 2-3、加害者の言う賠償が村民被害者にとって正しかったのかのご質問ですが、こうした失った数々の価値を補うものが賠償であり、その賠償については被害が広範囲かつ多岐にわたることから、損害を被られた方々の賠償を早期に進めるため原子力損害賠償紛争審査会が定めた一定の基準に基づき包括的賠償が行われ、多くの村民の皆さんが該当する項目について賠償手続を進めたものと理解しております。一方で、賠償上の合意に至らなかったりその内容に不服がある場合などについては、ADR や裁判等により個別に賠償手続を進めているものと認識しております。なお、福島県町村会及び福島県町村議会議長会においても、被害の実態に見合った確かつ迅速な損害賠償の実施を要求しているところではございます。

次に 2-4、生活する上で賠償に算出されないコミュニティーや絆、互助精神などをどのように求めるかについてであります。議員おただしのとおり、コミュニティーや人同士のつながりなど、行政区ヒアリングでも大きな課題として行政区から挙げられているところでもあります。村としましてはこのコミュニティーの再生のため、道路の除草作業、地区の共同で行えるような事業や住民が自ら主催して各種イベントを行う心の復興事業など、国県100%補助事業を活用しているところですが、今後もそうした支援の継続を要望し地域のつながりを取り戻すための支援を進めてまいります。こうした様々なソフト事業を利用しコミュニティーや絆を呼び戻す取組を行っているわけですが、東日本大震災及び原子力発電所事故により失われたコミュニティーやお互いさまの精神、地域の絆は、あらゆる事業を活用したとしても完全に元のように戻すことは難しいと考えます。そこで、新しいコミュニティーやお互いさまの在り方を村民の皆さんとともに模索構築していくためにも、令和3年度予算においてみがき上げよう！ふるさと補助金を創設し、各地区において、地域みがき上げ計画を策定していただいているところがございます。この地域みがき上げ計画により計画された内容が実行されていく中で、各地区におけるコミュニティーやお互いさまといった絆や互助精神を取り戻す活動、あるいは新たに構築する活動につなげていただきたいと思いますと考えております。

繰り返しになりますが、村民の皆様とともに明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさとを目指し、コミュニティーやお互いさまを継続及び発展させるため、国県に各種補助事業を要望しています。

次に3、恵みの村内産についてのご質問ですが、まず3-1、それから3-2は関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず、ご質問の3-1についてであります。ご質問にありました作物等の売上げの損害分につきましては、賠償の対象となっております。請求の際には、震災以前に出荷していたことを証明できる書類が必要となりますので、その証明等を添付して賠償請求の手続を進めていただきたいと思いますと考えております。

次に、ご質問の3-2についてですが、以前からの繰り返しになりますが、原子力発電所事故に伴う損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会が定めた基準に基づいております。この基準は被害を受けられた方々に共通する事項について一定程度包括して、早期に賠償を進めるために設けられたものです。この基準に納得できない方については裁判あるいはADR等の手続によって請求をされております。村としましては、裁判あるいはADR等の申立ては被災者個々に異なり、複雑かつ多岐にわたっていることから、それぞれが個々の事情を陳述し東電に対し請求しているものと認識しております。また、風評による営業損害や損失など村民全体や広く共通して関わる事案につきましては、これまで同様に、東電及び国に対し要望要請をし、今後も村民に寄り添った支援を継続してまいりたいと考えております。

続きまして4番、原発事故は終了した事故なのかの3点目です。4-3の放射性物質及びそれに対する国、東電への要求への質問にお答えいたします。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質が広範囲に飛散し、村全体が汚染されたことは、議員ご指摘のとおり、事実でございます。一方で、除染作業が実施された宅地や農地等については空間線量が低下したことも事実であります。村としましては、空間線量数値として確認できるように各地区にモニタリングポストを設置しているほか、村が事故直後から定点観測している箇所の情報を継続して広報やお知らせ版等に掲載させていただいており、今後も継続してまいります。また、希望される方には個人線量計の無償貸与も行っており、追加被ばく線量の把握に加え行動経過との相関について専門家より相談も行っているところでございます。一方、東京電力に対しましては現在も福島第一、第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の安全確保など要求しており、こうした要求等も継続してまいります。

私からは以上でございます。

教育長（遠藤 哲君） 8番 佐藤八郎議員ご質問の5点目、放射線副読本と汚染水放出のチラシについての所見についてお答えいたします。

まず、放射線副読本についてであります。福島第一原子力発電所事故後、教育関係者、保護者は、情報の少なさと正確な知識が不足する中、大きな不安を抱きながら学校生活を送ってまいりました。このため、本村の学校においては子供たちが放射線に関する基礎的な知識を学び、より安全でより健康的な暮らしができることを願い、平成24年度より村独自の放射線教育指導計画書を作成し、活用してきたところです。その後、議員おただしの放射線副読本が文部科学省において作成され、全国の小学校から高校まで配付されたことから、本村においてもこれまでの放射線教育指導計画書に替え放射線副読本

を活用することにより、子供たちに対して村の実態に応じた放射線教育を行ってきたところではあります。

次に、汚染水放出のチラシについてであります。このチラシはALPS処理水について知ってほしい3つのこととして、誤った情報に惑わされ苦しむ人を出さないためとして復興庁より直接学校に配付されたものであり、教育現場としてはこのチラシをもって子供たちに対して直接的な指導を行うことはいたしておりません。いずれにいたしましても、放射線副読本及び汚染水放出のチラシについては文部科学省及び復興庁より直接学校に配付依頼があったものであり、その内容についてはそれぞれの省庁にて十分に監修されたものでありますので、放射線副読本については妥当な内容になっているものと考えておりますし、また、汚染水放出のチラシにつきましても誤った内容ではないものと認識しているところですが、汚染水放出のチラシが事前に教育委員会や学校に対して連絡もなく直接学校に発送されたことにつきましては誠に遺憾でありますので、県教育長、相双教育事務所や県教育委員会を通じまして、国に対して申入れを行ってまいります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 再質問、端的にしますので端的に答えていただきたいと思います。

1-1について、平成28年12月に事業を完了しておりますということですが、これは国の代弁として完了しておりますと言っているのか、村としても完了したと思っているのか確認しておきます。

あと、被ばくを抑制する対策、森林内の作業、先日長泥の平均部分で大丈夫だから、労働作業は大丈夫だみたいな話ありましたが、あれが村内全体の基準といいますか森林での働く作業の基準と村は位置づけるのか。それはどういう内容なのかご説明を願いたい。

産業振興課長（三瓶 真君） 2点ご質問があったかと思えます。

まず初めに、除染が平成28年に完了しているという答弁の中で、村も完了したと思っているのかというご質問であります。これにつきましては、環境省が定める除染の計画、この中のお話でありまして、環境省としては独自といいますか環境省の定める計画が全て進捗したので、完了したというふうになっているということでもあります。村としましてはこれで全てが完了ということではなくて、山林の部分を中心に未除染の部分が残っておりますので、答弁にありますように、これまでも各町村会等を通じて要望しているところでもありますので、この点の除染については引き続き求めていきたいという考えであります。

もう一つの作業の基準であります。森林作業の場合には2.5マイクロシーベルト以下であれば森林整備が可能ということでありまして、村内の森林整備に当たってはこの通知を基準として、あらかじめ作業予定地の空間線量を測り、問題ない場合には作業をするという取扱いをしております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 加害者側の国が言う完了ということ、村としては完了というのは考えてないというのは分かりました。それで被ばく抑制する対策作業についても、前のお

り2.5マイクロシーベルトということは分かりました。先ほど1-2、ダブって答えてるのであれですけども、出荷制限は県の基準しかなくて、村の制限は県の言いなりということで、特別村はそれにまた厳しくとかいうものはないという理解でいいのかどうか。産業振興課長（三瓶 真君） 出荷制限等の基準につきましては、実際は県のモニタリングによって最初にその数値を計測するわけでありまして、その基準となる数字につきましては、これは厚生労働省でしたか、国のほうで定める100ベクレル、ここがあくまで基準という形であります。村としてそのほかに何か対応していないのかということにつきましては、あくまで国の基準を基に県が定めるモニタリングの手法にのっとった制限解除をパスできるように、その基準にのっとった出荷ができるようにということになります。そこがもし満たされないということになれば、再度別な形で計測をし直すということもあるようですが、基本的には100ベクレルというところを遵守する形で今進めております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 特に、木材関係は佐須とか一部地域やって、風評被害もなく木材市場で売れたからというお話、前にも聞いていましたけれども、だから森林資源の活用は伐採搬出販売に向けてどうしていくのか分かりませんが、バイオマスもあるので、そうすると木材としての価値あるものを木材とするために伐採し、他のものは全伐はしないというような話を聞いたことがあるので、間伐材とかそういうものはバイオマスに向けるという、そういう森林資源の活用を考えているということでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご承知のように、令和6年春の運転開始を目指して今、木質バイオマス事業が進捗しているところであります。これの燃料の調達というものを村の中の森林の間伐材を使うということにしております。したがって、村のほうも今ふくしま森林再生事業も取り組んで間伐を進めているところでありますけれども、基本的にはその材を木質バイオマスの中に燃料として活用したい。これは間伐材だけではなくて今まで県内等で未利用でありましたパークとかそんなものを含めながら、森林の木、皮、そういった全ての枝葉も含めたものを活用することで森林再生を図っていきたいと考えているところであります。

なお、一部優良な木材については市場のほうにも出したいというような意向もあるものですから、その辺の調達については全く全てが燃料になるかということからは、これからの森林組合を始めたところとの相談にもある程度左右されるかなと思っております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 環境省に対してフォローアップを除染要望して実施していただくということではありますが、フォローアップを必ずするという基準は何か。以前、線量の高いところに行って、フォローアップしたのはどんなことをしたかと聞いたら、何か50センチメートルぐらいの確保をやってコンクリでも何でも切って、地下は何センチ掘ったのか知らないけれども、植え替えしててコンクリして、はいフォローアップを終わりました、みたいなことだったようなんですけども、実際、私ども定点であちこち私も測ってますけれども、風雪、雨、いろいろ自然界の森林に囲まれた中での移動によって

いろいろなところが変わるわけです。だから、フォローアップ除染は言ってやればやってくれるって言うけれども、先ほど私が言ったような50センチメートルか30センチメートルか20センチメートルだか知らないけれども、スタートした頃は国が5センチメートルの間にとどまっているから5センチメートル取ればいいみたいなことでした。そしてその後、いや年数とともに下がっているだろうからみたいな話で、何かごまかしだかやったふりというかして、11年も来ているんだけれども、今はどんな考えを持ってこのフォローアップというのを言っているのか。あと、個人積算線量計は、村に戻らない人は貸してもらえないのか。

産業振興課長（三瓶 真君） まずフォローアップ除染の現在の考え方ということでありますけれども、これにつきましては環境省のほうから除染の考え方が示されておりまして、この考え方にととってやっていると理解をしております。具体的には宅地内で、やはり年間の積算線量が20ミリシーベルトを上回る箇所が残る場合があるということが想定されるために、それを20ミリシーベルト以下となることを確実に満たすとは言えないときに、その原因となっている場所を限定して、事後モニタリングを待たずに本格除染後におのおの現場の状況に応じたフォローアップ除染を実施するというような考え方がありますので、これに基づきながら現場現場に応じた対応を取っていただいているものと理解をしております。

なお、2点目の積算線量計の貸出しでありますけれども、現在は村内に戻ってきた方々を対象に貸出ししておりまして、村外にお住まいの方からの相談が今あるかどうかというところ、私どものほうでは今把握してないところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 把握しているかしていないかよりも、同じ村民だから借りたい人がいたら貸すのは当たり前でしょう。差別したいの。したくないでしょう。同じく扱いたいでしょ。

あと、毎度同じだね。考え方。環境省のフォローアップの内容は同じなんですよ。3日置きに上がったらまた来てやってくれるのか、ならないのか。やらないでしょう、そんなことは。台風の後、大雨の影響でまた高くなったからまたやるとか、そうはならないでしょう。実際は山をやらない限りどこまで行っても続くんだけれども、その辺分かりましたけれども、賠償そのものは丸投げです。村が村民のために働こうとして、職員なり関係者が、浪江町は役場を挙げて職員が聞き取り調査してまとめられたものもあって、飯舘村では職員が村民のためにどう仕事をしようとして、どれだけやろうとしたり、やらなければならないと思ったのか。村長からはそんなことやる必要はないと言われてたり、いろいろしたと思うんです。この11年間、実際浪江町ではやっていますから、そのことをどれだけ知識として役場は知っていらっしゃるのか。どんなことをやって、どういうまとめ方をして、どういう請求をされていったのか。浪江町は同じ被災自治体としてやったことで、村はやっていない。7割近い方がADRで弁護士さんが、浪江町の役場職員がやることをやってくれたんです。全部ではないでしょうけれども、ある程度までただ役場の人がやったほうが早いのは間違いありません。それが飯舘村の賠償についての

取組姿勢でありましたから、これからももう終わったものとするのか。そういう賠償1人でなりADRにも参加できなかつたり、いろいろな事情あって今に至ってもされない人をどう救うかというお考えはありますか。

村長（杉岡 誠君） 今のお話は請求ができない方あるいはできていない方の把握という部分、あるいは村としての考えということでもよろしいでしょうか。請求できていない方について私が詳細に把握をしてるわけではないということが申し訳ない部分がありますけれども、村としては引き続き、賠償の窓口といいますか担当課はございますので、村づくり推進課がその担当とさせていただきますので、まずはこちらのほうにお問合せをいただきたいなと思っております。あるいは、これから住民懇談会をやっていきますので、そういった中でもお声を聞きながら、どういった対応が村としてできるかということも含め検討させていただきたいと思うところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 本当、寄り添うという言葉、絆という言葉、わくわくは人によって違うんだ。80歳の人と20歳の人と、いろいろな差があると思うんです。行政執行ですから、村民のために村民の生活が今日より明日がよくなったり、希望あるようにするために行政職があつて、公務員がいて、そのトップ。住民のトップランナーでもあるし、行政のトップランナーでもある村長がいかにか現実に実態を把握して本当はこうあるべきだった。もう元のをまねすることはできないけれども元に近づく、みんなが今これからしたいことはまとめ上げて続けなければならない、というのが大事だと思うんです。基本になると思うんです。そこはきちんと把握されて、賠償賠償と言うと何かお金欲しい欲しいと言っているように思えるけれども、先ほどの答弁の中にも何か憲法の権利の侵害など受けたこともないようなことしか答弁ずつとしてこないんです。同じ人が答弁書いているのかどうか知りませんが、とんでもない話なんです。教育権から、住居権から、私らの基本的人権まで奪われた11年間があるわけです。労働の権利からいろいろな意味で憲法に保障された基本的国民としての権利がこの11年間奪われてきた11年間があるわけです。そのことは一言も触れないで、誰に答弁しているのか分かりませんが、村民は村民のほうを向いて村民のために働いて国県に言ってほしいんです。議員ももちろん村民の負託を受けた代弁者ですから当然言うんですけれども、百何十人もいる職員が村民の代わりになって一生懸命言ってくれば、もっと違った成果が生まれるんです。違うと一丸となつてこういうことだと言っているとなるんです。そういう意味ではきちんと総括されてやるべきだと思っております。村長はいろいろ検討されるということなのでそれは検討していただいて、できないのであれば住民でいろいろな団体つくって直接やるほかないんですけれども、そういうことはしなくない10年間だったの。村民同士がだからまとまってやろうということでもずっと来たわけ。だから、今こそこれを区切りに、たまたま昨年の3月予算は継続予算的なものが多かったし、今年度初めて新たな村長の初めての自分の主体性のある予算のスタートだと私思っているんです。そういう意味では過去は過去できちんと総括されて、建物、施設全体もそうですけれども、この時期に何か要らないものを捨てたり、どこかを改良したり、もっと村

民の便利がよくなるように十分に考えてやっていращやるのは十分分かりますので、そこはそこできちんと検討されて前向きに進んでほしい。

だから、わくわくもいいんですけども、今日より明日がよくなること、希望が見えること、分かることが大事なんです。わくわくが何だか分からないんです。人によっては、私のわくわくは俺らの言うことみんな言ってくれる村長になったことだというのがわくわくだし、村民だってそういう思いいっぱいあるんだと思うんです。だから、昨日みたいに村長さん、なかなか見ないけれども元気なのか、なんて言われないようにしないと。前の村長は新聞とテレビで目立っていただけで、村民には目立っていないですから、そこは勘違いしては駄目です。それはそれで前向きに、ぜひ村民に見える、分かる、今日より明日がよくなる、希望が持てる、そういうわくわくづくりをやってほしいと思います。

あとは野焼きについてですけども、野焼きは必要だけれども、灰そのものはいろいろ問題あると村民の方も言っているわけで、野焼きして飛んだものを止められるのかという話があるわけです。消防団何人かで守っていても飛び上がっていくものを取りようも何もないわけだし、だったら集めてどこかで飛散しない中で燃やすとかというならそれは可能性あるだろうけれども、自然界の中で前みたいな私らの思う野焼きというのは、乾燥して燃えやすくなったとき火つけて、ぼわっと燃やすというのが野焼きなんだけれども、三瓶課長も同じ意識だと思うんです。だから、そこは前は草を刈り取って集めて処理していたでしょう。今度はそういうことをしなくても、乾いたら火をつけてぼわっと燃やしていいということを言っているんでしょう。許可さえ取れば、手続踏めばという話なんでしょう。火災は防げるかもしれないけれども、放射性物質はどうやって止めるのか私には分かりませんが、無理なのではないかと思うんですけども。それも道の駅とかある程度の土量を入れて完全に除染されたというか、線量は本当に下がったかという場所は分かるけれども、村全体、土手などは田んぼの土手も小川の堀の土手も除染もしてないんです。全部抜かしたんです。平らなやりやすいところしか除染しないんですから、ですから86%ももっとやらないところが多いのかもしれない。そういう意味でも農業再生のため必要だからと営農計画を持って生産する農地については野焼き認めて、それ以外のお年寄りやできない、やる人がいないような農地は野焼きはやらせないということになるのか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の農地、どこだったら大丈夫でどこは駄目なんだということでもありますけれども、ここの農地の基本的な考え方は、先ほどの答弁でお話したとおり村の営農再開、特にカメムシの被害というものが近年顕著であったり、いずれイノシシの被害にもつながるということもあって、特別に認めてきたという中でありますけれども、その場所につきましては私どもよりも一番は地元の方々が自分たちの地域の農地というところを考えたときに、どこの野焼きをしないと駄目なのかというところが詳しいというところで、場所の選定につきましては行政区の中での話合いにお任せをしながら、そこで行政区の中で合意を得た形で実施をしていただくということでもありますので、村としてそこに差別をしているということはありません。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 教育委員会ですけれども、放射線教育指導計画書は前に村で作成したのか。今度の放射線副読本も何回目かでしょう。何回か出したのか、毎年出したのかどうか知らないけれども、だからこれについて1ページごとに私と教育長がこうだああと議論しても何の意味もないので、大体全村民が持っているわけでもないし関心持っているわけでもないし、そういう意味では先ほどの答弁聞くと妥当な内容だと、あとこのチラシは誤った内容でないものだと教育長は認識している。村長はどう思いますか。

村長（杉岡 誠君） 副読本ではなくてそちらのチラシのほうのご質問かなと受け取りましたけれども、チラシを私も拝見しましたが、一つ一つの事柄は確かにうそは書いてないとか、そのようには見ております。ただ、その絵の描き方とか表現の仕方によっては受け取り方に誤りが生じる可能性があるなという私自身の個人的な感想でありますけれども、そう受け取ったところもあります。パーツパーツを見る限り、文字の表現とかその辺を見る限りは、うそというものはないし誤認ということもないかな。ただ、その安全とか安心という言葉をそれを公的なものを使うのはいかがという部分もありますので、淡々と事実という部分を表現するところにとどめるものがそういう媒体になるのかなと思っているところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 教育長とちょっとニュアンスは違うけれども同じようなご意見なのですけれども、これを見た父兄の方、子供の人に聞いたら飲んでも大丈夫、よく家建てたり何かするととてもいい合併浄化槽だったりするから、そこから出た水は飲めるぐらいだというのもあって、身近な問題として何かそういう感じなんです。だから、誤った情報に惑わされないためにと書いてあるけれども、これ自体が誤った情報だと私は思っているし、もっときちんと、国が復興庁という名の下に出すのであれば、誤解を招かないようにしないと。配慮が足りないものだという、中身も村長が今言ったようにうそではないけれども、安全安心と心に受け止められるものになっていないという点では非常に問題だし、私は内容的に疑問点いっぱいありますので、それはそれでやめますけれども、この放射線副読本と村が前に出した指導計画書の大きな違いは何かあるんでしょうか、伺っておきます。

教育長（遠藤 哲君） 大きな違いというのはもちろん村に特化したもの、村の実態により寄り添ったものということが大きな違いであります。大筋、大きなものとしては違いはありません。それから付け足しで申し訳ないんですけれども、そのチラシについてですが、これ副読本と併せて指導するという事で本村では配付はしておりませんし、個人にも配付もしておりません。学校にまだ保管してある状況ですので配付しておりません。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 私も岩手とか宮城とか福島とかいろいろなところ調べたりしたんですけれども、いろいろなところがあるみたい。保管したままのところもあれば、大体このやり方が県の教育委員会で確認されて、県教育委員会から各教育委員会に普通の国の文科省の通達みたいな感じで流れてきたものではなく、真っすぐ送りつけたり、配る配らな

いも校長判断、教育長判断になったり、教育長のところを通らないところは校長が勝手に配ったりばらばらのようです。だから、何で従来のやり方でやらないでこんなことをやったのかが非常にやり方として不思議だし、私はかなりの住民の運動なりいろいろ起きるという可能性を鑑みてやったのかと思いたくなるんです。そういう意味では非常に問題あるものだと思います。改めていろいろなことは今後やっていきたいと思いますので、こういうふうにより組織だからと、飯舘村全体が下部機関でも何でもないので、下請け機関でもないので、十分に村民の立場、被害者の立場になって周りの市町村の同じ被害を受けた住民のためにも間違いのない選択をしていただきたいし、要求をしておきます。

以上で終わります。

議長（佐藤一郎君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時36分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月4日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

同 会議録署名議員 高橋 孝雄

令和4年3月14日

令和4年第2回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和4年第2回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和4年3月14日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和4年3月14日 午前10時00分				
	閉会	令和4年3月14日 午後 3時28分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	1番 佐藤真弘		2番 横山秀人			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 糯田文也	
地方自治法の 第121条の1 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	高橋正文	○	村づくり 推進課長	村山宏行	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	教育課長	佐藤正幸	○	農業委員会 事務局長	三瓶 真	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○
	選挙管理委員会 委員長	伊東 利	○	代表監査委員	高野孝一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年3月14日（月）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 「ゼロカーボンビレッジいいたて宣言」並びに追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 議案第 6号 令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 4 議案第 7号 令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第 8号 令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第 9号 令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第10号 令和3年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第11号 令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第12号 令和4年度飯舘村一般会計予算
- 日程第10 議案第13号 令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第14号 令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第15号 令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議案第16号 令和4年度飯舘村介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第17号 令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第18号 飯舘村地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する
条例
- 日程第16 議案第19号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第20号 村民の森の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第21号 民家園ふるさとの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第22号 いいたて村の道の駅までい館の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第23号 メモリアルホールいいたての指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第24号 村道路線の認定について
- 日程第22 議案第25号 佐須辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第23 議案第26号 福島市及び飯舘村におけるふくしま田園中枢都市圏の形成に係る
連携協定の締結について
- 日程第24 議案第27号 飯舘村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第26 承認第 1号 専決処分の承認について
- 日程第27 閉会中の継続調査の件
- 日程第28 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第29 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本日、村長から人事案件2件、その他案件2件、計4件の追加議案が送付されております。

次に、予算審査特別委員長より令和4年度予算審査結果報告書がお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、議会運営委員会が3月10日に本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、会期中の議長公務及び議員の派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から所管事務調査について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 佐藤眞弘君、2番 横山秀人君を指名します。

◎日程第2、「ゼロカーボンビレッジいいたて宣言」並びに追加提出議案の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第2、「ゼロカーボンビレッジいいたて宣言」並びに追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） まず初めに、「ゼロカーボンビレッジいいたて宣言」についてご説明申し上げます。

近年、異常気象による大規模な災害が多発するなど地球温暖化に伴う弊害が顕在化しています。脱炭素社会を実現し、地球温暖化を防止することは全世界的な要請であると同時に、私たち地域の将来にも大きく影響する課題です。飯舘村はここに2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、「ゼロカーボンビレッジいいたて」を宣言します。

飯舘村は震災前から日本でも最も美しい村連合に加盟している自然豊かな村です。飯舘村はふるさとを愛し、楽しみ、その喜びをともにする「ふるさとの担い手」が手を携える「明日が待ち遠しくなるようなワクワクする楽しいふるさと」を目指し「ゼロカーボ

ンビレッジいいたて」の目標を村民、事業者とともに共有し、具体的な取組を進めてまいります。村民一人一人が将来に対する責任を自覚し、飯舘村の中山間地域特有の自然条件、立地条件を活かした持続可能な未来を創出するため「ゼロカーボンビレッジいいたて」を推進してまいります。

続いて、本日追加いたしました議案につきましてご説明いたします。

議案第25号は、佐須辺地に係る総合整備計画の変更についてです。これは村道豊栄佐須線は地域住民の生活に密着し、かつ県道白石月舘線と県道浪江国見線を結ぶ重要路線であるため、早急に改良整備を行う必要があることから所要の計画変更を行い、整備促進を図るものであります。

議案第26号は、福島市及び飯舘村におけるふくしま田園中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてです。これは昨今の人口減少、少子高齢化の急激な進行により生活圏や経済圏を同じくする近隣自治体が広域連携により施策を進めることで持続可能な都市圏を形成することが重要であることを踏まえ、福島圏域の各市町村との連携を一層深め、それぞれの持つ都市機能や強み、特徴等を生かし魅力あふれる圏域の実現に向けた取組を計画的に推進するため、本協約を締結するものであります。

議案第27号は、飯舘村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてです。福島市瀬上町字柳沼92の58、遠藤 哲君を飯舘村教育委員会の教育長に任命したいので、その同意を求めるものであります。

議案第28号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてです。飯舘村白石字町87番地、林 英滋君を固定資産評価審査委員会の委員として選任したいので、その同意を求めるものであります。

以上が提出いたしました追加議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時06分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時20分）

◎日程第3、議案第6号 令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）

議長（佐藤一郎君） 日程第3、議案第6号令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） 一般会計補正予算の質問をいたします。

まず31ページ、陽はまた昇る基金の利用についてであります。こちらについては事業費があつて、その事業費を基金から繰り入れて行うというものであります。この金額、

当初予算に比べて結構な金額が減額となっております。例えば、ふるさとの担い手スタートアップ事業ですと1,800万円の予算から1,510万円、実施率が16%。そして、魅力アップ支援事業については51万1,000円の減額ということで200万円の予算ですので約74%の実施。そして、生きがい農業ステップアップ事業については予算が285万2,000円のところから222万円の減額、約20%の実施率。畜産関係に関しても当初1,440万円が960万円ということでありまして、杉岡村長が初めて予算を組んで令和3年度新規で行ってほしいという事業であったわけです。この部分に関してはその中で計画どおりにどうしてもいかなかった。まずその原因を質問いたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 陽はまた昇る基金の部分でございます。ふるさとの担い手スタートアップ事業、これが金額が非常に大きいわけですが、実はこの事業につきましては村で要綱を改めて、新たな事業者の方々に使っていただくということで創設したのが10月1日でございます。年度後半でございます。それまでの部分で枠で何かといいますと、主にこの事業は農業関係の研修に使えるという事業だったわけです。ご存じのように研修ですから無給になってしまいますので、その部分の補填ということで早々当初は設けられていたということでございます。それよりも新たに事業を起こす方々、商工業の部分で活用できないかということで要綱を組み替えたのが10月1日からということで、なかなか募集はしましたが利用が少なかったというところでございます。

それから、ふるさと納税の返礼品魅力アップ、これにつきましても年度後半になります。といいますのも、ふるさと納税の製品の一番出る時期というのがどうしても年末、10月11月12月という形になりますので、それに合わせて事業を組んだというところであります。ただ、ご承知のようになかなか製品というのも村で戻っている方が少ないということもありますし、ようやく出てきたというところでありますので、利用が少なかった。そのような理由となっております。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまの質問の部分の産業振興課のほうですけれども、生きがい農業ステップアップ事業補助金につきましては、これも制度の要綱の整理が年度途中だったということもありまして、当初の見込みより大分少なく利用件数が4件、若干60万円程度にとどまってしまったということがございます。もう1つの畜産再開素牛導入事業につきましては、当初担い手の方が30頭ということで計画をしておりましたけれども、いろいろ準備の状況やら今後の展望を踏まえて令和3年度はひとまず10頭ということで計画の変更がございまして、それによって金額が減ったということでもあります。

以上です。

2番（横山秀人君） まず確認なんですけど、昨年この飯舘村で法人を設立した会社の個数は幾らなのか。

住民課長（山田敬行君） 昨年1年間、令和3年法人設立の届出があったものは5件・5社であります。

以上です。

2番（横山秀人君） 実はこのスタートアップ事業についてなんですけど、村民の方にお聞きしたところ、紙で案内が1回か2回あったけれども分からなかったというお話がござい

した。今法人が5社あった。そして商工会に確認したところ、商工会の加盟団体が法人は2社、個人が5事業者ということは、飯舘村に少なくとも10社以上の昨年事業所会社等が設立しているということは、このスタートアップ補助金を利用できる方たちと思うんです。ですので、村民の方知らないという声を聞かれましたので、特にこの事業所、この10社には直接お話しただいて、ぜひ有効活用してくださいということでお話が必要かと。これは今後も令和4年度も事業ありますので、よりよくなるようにまずここはお願いしたいと思います。

ほかの事業についても対象スタート時期が少し遅れたとかありますけれども、今回令和3年度の当初の説明の段階では目玉的な事業でありましたので、引き続き今年度にその課題点等を引き継いで有効活用いただければと思います。

続いて41ページ、まていな心の復興事業について853万5,000円の減額についてであります。まていな心の復興事業は当初予算では1,200万円でありました。このまていな心の復興事業は村民の交流事業に対して100%、10分の10で補助金が出るということですが、これはまず確認として村外、例えば村民の方が避難先で交流するものについても該当するのかどうか。また、例えばそこのお世話をする団体の職員の給料も対象となるのかを確認いたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） まていな心の復興事業ではありますが、こちら対象は村内と認識しております。それからお世話する方々の人件費等ですが、こちらについては基本的には対象とはなりません。あくまでも中に使用する事業の部分のみということでございます。

2番（横山秀人君） こちらのPR、広報時期なんですけれども、これはいつ頃村民の皆さんに広報されましたでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 基本的にこの事業、補助金のほうが100%ということで、交付金は村づくり推進課で対応しておりますが、それぞれ各内容が文化事業であったりそれから民間的な事業であったりというところがありますので、募集についてはそれぞれの課で行っているところでございます。なお、こちらの事業、国のヒアリングを受けるということがありますので、大体半年ぐらい前から動かないと間に合わない、そういう事業なんです。ですので、ご指摘のように多分なかなかハードルは高いのかもしれません。

2番（横山秀人君） 昨日の予算委員会で今年4団体が利用しているということで確認しましたが、この心の復興事業は正直PRが不足しているのかと思います。これは村民が主体となって行う交流事業であります。ですので、役場側とすればPRすればするほどこの補助金を利用して村内各地で交流事業ができるのかと思いますので、ただ、PRしたからといって先ほどのように少し難しいのであれば、きちんとした相談窓口とかあとは今年度行った4団体が多分ノウハウをお持ちだと思いますので、こちらの方からいろいろなノウハウをお聞きして、そして新しい交流の場を積極的に村民主体でつくっていける、そういう事業だと思いますので、正直ここで800万円が残るとということは800万円分の交流の機会ができなかった。それもこれは国費であります。村のお金使わなくてもできた

のにできなかった。ここの課題を再度整理されて、新年度もあると思いますので、ぜひ当初から有効活用、そして途中で予算が余りそうであれば追加で募集をかけていただきたいということでもあります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 29ページにおける原町川俣線の関係の土地売却収入、説明あったかもし
れませんが聞き漏らしたので、どういうものでどういうこの予算となるのか。

建設課長（高橋栄二君） 申し訳ございません。調べて報告させていただきます。

8番（佐藤八郎君） それでは、23ページの保険基盤安定事業費、内訳、成果、お聞きしたい
と思います。

住民課長（山田敬行君） 23ページの保険基盤安定事業費のご質問であります。こちらは国民
健康保険特別会計に県からの低所得者の支援ということでこの分、予算の見込みよりも
多く入ってくるということでの増額の予算要求であります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 何名というか実態としては全体の事業かな。

住民課長（山田敬行君） 何名ということではなく、一定の算定基準といえますか県の市町村
に対する国民健康保険特別会計の分の算定の中で当初予算よりも多く算定されるという
ことでの増額の部分であります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 25ページの避難解除等区域等商業機能回復促進事業費1,200万円ほど上
げてありますけれども、この内訳なり成果というのはどうなのか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 25ページの県の総務費補助金、避難解除等区域等商業機能
回復促進事業費であります。こちらにつきましては道の駅までい館の運営に対する補
助でございます。避難解除から5年間のみ出るところで、今年度というか令和4
年の夏、開店のところまでそこで満了という形になっておりますので、県から出るとい
うことでございます。

8番（佐藤八郎君） 実際開店されて運営してから5年間なんですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） そのとおりでございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 43ページの少ない額で地方バス路線維持対策補助金243万円ということ
なんですけれども、今後はどう見通しなり継続していくという流れなのかどうか。

住民課長（山田敬行君） 地方バス路線の補助金のご質問であります。震災前は運行している
市町村で福島交通から求められた補助金を出しておりましたが、震災以降は国交省から
の補助で今走っております。今回、この補助金というのは国の算定で補助金以上に減収
になった。具体的には新型コロナの部分の影響があったということで飯館村にこの243万
円の追加の要求がありまして、予算計上したものであります。今後につきましては国の
予算措置が終了になれば元と同じように走っている市町村でその赤字補填というわけ
ではないんですが、その不足分を関係市町村に福島交通が要求してくるということであり

ます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、この路線の経営状況によって負担が今後も出てくる見通しだということですか。

住民課長（山田敬行君） その区間、今震災前と違ったのは、福島医大経由で福島駅まで行っておりますが、その区間にかかる経費を算出して、収入の見込額から不足している分は関係市町村に補助を求めるとというのが福島交通の基本的な考え方でありまして。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 医大までの関係市町村がそれぞれが負担割合が人口比か何かで決まっています、飯館の6,000人というのが基準の人口とどこを通過して行くのかあれですけども、そういうことなんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 関係市町村は飯館村、福島市、川俣町、南相馬市、この4市町村であります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 49ページの人工透析患者通院交通費39万4,000円減額ですけども、これは使う人の人数が減ったのか。実態はどうなんでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今回の人工透析患者の交通費については実績に基づいて減額をさせていただきました。限度額があって、1回当たり幾らという金額になっております。

8番（佐藤八郎君） 村に戻っている方で透析患者さんと、村に戻らないで福島市とかにいる患者とか、全体含めての通院費は出るんですよね。そういう意味からして、村内村外の人数は今どのような状況なのか分かりますか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 令和3年度実績はゼロ人となっておりますが、村内村外にかかわらず、村民であれば対象になるということでありまして。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

総務課長（高橋正文君） 補正予算書29ページの先ほどご質問あった原町川俣線道路橋梁整備事業土地売払収入の内容でございますが、これは2通りございまして、原町川俣線と県道浪江国見線の村有地の売払い収入ということでありまして。具体的に申し上げますと、公民館の周辺、これが原町川俣線関係。浪江国見線関係では昔のバスの車庫、佐藤造花店の辺りに橋梁道路の付替えが入っておりますが、あそこの村有地の売却ということで合わせて694万円でございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番（佐藤健太君） 確認も含めて二、三質問させていただきます。No.2の資料の29ページ、16款1項2目1節のいいたてまでいな再エネ発電株式会社株式配当金、こちらの減額の理由をお聞かせください。

村づくり推進課長（村山宏行君） こちらは予算的には3,880万円で当初予算で計上しております。ただ、事業者から太陽光のパネルの下が洗掘されたりいろいろあったこと、そ

れから発電所ですが、見込んだほど上がらない時期があったというところで最終的な配当がこのような形になったということでございます。

5 番（佐藤健太君） パネルの下が洗掘等々修繕という部分で減額が出たというところと、あとは発電が天候の状況で少し発電量が下がったということでしょうけれども、そういったものも含めて恐らくこのぐらいの金額が大体例年ということになってくるのかなと思うんですけども、そういう見込みで考えていてよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 当初ですと約4,000万円近く計上しておりました。今回の場合については事故的なものが大きかったかなと思っております。この1,000万円程度が毎年の配当金とは思ってはおりません。もう少し配当があるものと考えております。

なお、事業者にいろいろ確認をしながら運営がよりよくなるように努めてまいりたいと思っております。

5 番（佐藤健太君） ぜひしっかりと発電事業が行えるように指導しながら進めていただきたいと思えます。

続けて、同じページなのでいきたいと思えます。29ページ、17款1項2目1節東日本大震災義援金とありますが、こちらはどこからの義援金でしょうか。

総務課長（高橋正文君） これは今現在も、過去のように日赤等からまとまった義援金というのは来ていないですが、一般の方からの義援金ということで一般の方の寄附と同じなんですけど一般寄附、あとは子供たちに使ってくれ、あとは東日本大震災義援金としてという名称で指定してお振込みいただくというのもございます。ですから、一般の方の寄附の義援金という指定があるのが320万円ということでございます。

5 番（佐藤健太君） この義援金は今どのような取扱いというか、使っていく目的としてはどのような位置づけになっているのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 他の寄附金についてはまで復興基金等に積み立てておりますが、義援金については一般財源として現在は取り扱っております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第7号 令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤一郎君） 日程第4、議案第7号令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第8号 令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

議長(佐藤一郎君) 日程第5、議案第8号令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) 今回の補正で大体年度の精査なんでしょうけれども、例えば119ページの標識機能回復工事が減額していますが、今後水道全体は村の震災前のものと比べて来年度はどんな状態になっていくのか、教えていただきたい。

建設課長(高橋栄二君) 119ページの工事請負につきましては、請け差もご置きます。最初は全ての箇所を計画しておったんですが、復興庁との協議によって目視で確認できないものだけという協議の結果からという数字でもご置きます。

来年度の水道の事業としましては、利用促進も含めて取り組んでいければと考えております。あとは企業誘致等も考えられるというところもご置きますので、その辺、水道としても何か取り組むことができないかという視点も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

8番(佐藤八郎君) 震災前の水道の普及状況も含めて、どのぐらい回復されて、公共施設いろいろ含めて公営住宅含めて全部そういう集落ものは改善されたんだと思いますけれども、どの程度に震災前と比較して回復していくものですか。

建設課長(高橋栄二君) 約半数でございます。

議長(佐藤一郎君) ほかに質疑ありませんか。

2番(横山秀人君) 117ページの水道使用量未収繰越し分が当初予算では3万円と計上されているんですが、この段階で繰越し分を減額する補正というのはどのような内容でしょうか。

建設課長(高橋栄二君) これは繰り越したもので、収入として見込んでいたという部分なんですけど、実際には収入見込みが立たないということでの減額でございます。

以上です。

2番(横山秀人君) そうすると、その債権は放棄するという形、不納欠損という形になるわけですか。

建設課長(高橋栄二君) 不納欠損とかではございません。

2番（横山秀人君） 繰越しをここで減額するというとき、通常ですとそのまま残していくのかなという気はするんです。国保もそのような形で幾ら残るかなというところには手をつけていなかったのですが、ただ、今回水道であったものですから確認させていただきました。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採択します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第9号 令和3年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤一郎君） 日程第6、議案第9号令和3年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第10号 令和3年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（佐藤一郎君） 日程第7、議案第10号令和3年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第11号 令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議長(佐藤一郎君) 日程第8、議案第11号令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第12号 令和4年度飯舘村一般会計予算

日程第10、議案第13号 令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計予算

日程第11、議案第14号 令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算

日程第12、議案第15号 令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算

日程第13、議案第16号 令和4年度飯舘村介護保険特別会計予算

日程第14、議案第17号 令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算

議長(佐藤一郎君) 予算審査特別委員会に付託しておきました日程第9、議案第12号令和4年度飯舘村一般会計予算について、日程第10、議案第13号令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計予算について、日程第11、議案第14号令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算について、日程第12、議案第15号令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算について、日程第13、議案第16号令和4年度飯舘村介護保険特別会計予算について、日程第14、議案第17号令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算についてを一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長(佐藤健太君) ただいま議題となりました予算審査特別委員会に付託をされました議案第12号から議案第17号までの令和4年度飯舘村一般会計予算外5つの特別会計予算、計6議案について、提出された予算書に基づき、3月8日から3月10日の3日間にわたり慎重に審査をいたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

審査の経過は、初めに各担当課長等により事務事業及び予算の内容についてそれぞれ詳細説明を受けました。その後、令和4年度各会計の予算書並びに説明書、予算説明資料、一般会計、各特別会計当初予算の概要書などの資料に基づき事業計画執行に対する基本方針等について村長はじめ各担当課長等にただしました。

審査の観点は、原発事故により全村避難から11年が経過し、一部地域を除き避難指示解除となつて5年目の状況下において、1つにはいまだ避難状況が続く中で村民福祉向上のための事業内容であるか否か、2つ目には村に戻り安心かつ安全な生活環境確保ができるような事業内容であるか否か、3つ目には村民一人一人に寄り添った事業として計画されているか否か等について審査を行いました。

質疑では、村民の健康管理をはじめ日常生活の安全安心、特に帰村と復興、新しい村づくりに向けた新規事業など多くの事務事業についての質疑と確認がなされました。

結論として、各会計それぞれに村民が安心かつ安全な生活が営めるよう予算執行段階において村民一人一人に寄り添った丁寧な事業実施を望むものであり、今後の村政運営に期待をするものであります。

以上、審査の結果を踏まえて採決を行った結果、議案第12号令和4年度飯舘村一般会計予算、議案第13号令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計予算、議案第14号令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算、議案第15号令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算、議案第16号令和4年度飯舘村介護保険特別会計予算、議案第17号令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算の6議案について、本委員会は採決の結果、一般会計予算並びにほかの5つの特別会計全てにおいて全会一致で可決すべきものと決定したので、飯舘村議会規則第77条の規定により、お手元に配付の報告書のとおり議長へ報告をいたしました。

なお、委員会での審議の詳細については、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後ほど会議録によりご確認くださいようお願いを申し上げ、審査の経過と結果のみの報告といたします。

以上で令和4年度飯舘村予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（佐藤一郎君） これから報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第12号から議案第17号までの各議案に対する討論を行います。

8番（佐藤八郎君） 議案第12号令和4年度一般会計予算について、反対の立場で発言をいたします。

最初に、この予算に対しては村長を中心にこの10年間に原発事故の村民と同じ体験した多くの職員、関係者の英知と村民のために職員としての責任と役割が示されているものは多々ありますけれども、前村長の村長としての役割責任をきちんと総括検証して、わくわくする明日が待ち遠しい村とするためには村民の立場で村民に寄り添ってこの10年間の行政としての役割責任はどうであったかが重要であります。あの想定外の原発事故は国、東電の起こした人為的事故であります。その中であつて村長である村民の代表がスタートからボタンのかけ違いをし、国、東電と一緒になつてうそとごまかし、そして隠す。ある避難前の村の対策本部会議において、私は議会議員として毎日会議に出ていましたけれども、ある会議で資料を置いて会議室から退室させられたこともあり、そし

てそのことを議長に申し上げるに抗議したということもあります。そのときに決めたことが特別養護老人ホームは避難させないことです。そんなことを繰り返し、議会の提案よりもマスメディア発表を先に優先をしてきた10年間の情勢でありました。最初は避難しなくても暮らせると。そして、津波被害者の相馬地方の人々を受け入れ、そしてスピーディの数値と実測値が同じと分かって長泥の方々を深谷に避難させた。そんな中で村民は既に自主的に6割以上が自主避難したのであります。村として栃木県に希望者を避難させたのは後になってからであります。そうこうしている中で国が県庁に村長、議長を呼んで危険で住めない地域となったので避難を指示発令すると伝えたのであります。

しかし、村民から早期避難の要望や良識ある専門家からの危険実態を知らされながら、村長は実態が分かっているのに避難指示は受け入れないとしたのであります。避難しないで生活すると国への返答をしたのであります。しかし、国は避難指示発令をしました。それから行政に関わる総職員が被災した市町村とやっと同じ立場で行動がスタートしたのであります。したがって、飯舘に近い地域のところは原発事故発生と同時に行動していますので、飯舘は残りの地域場所しか、遠いところしか探せない状況になっていました。しかし、今の副村長を中心として多くの職員が村民を早期に避難させなくてはとしたのです。村長が2年で帰れるとし、生活する経済にとって重要な生活賠償などについては村民個々の問題として、それ以上のことは国が用意したADRでの申立てを村民各自がすべきとしたのです。

隣町の浪江町などでは町長を先頭にして職員が町民に寄り添って、町民のために親切丁寧に仕事をしたのですが、飯舘村の村長は国、東電の言いなりとなって、全国の大企業が金もうけとなるような事業ばかり組み立てて、村に群がる関係者をアドバイザー、コンサルタントなどの名の下に事業を展開したのです。隣の川俣町の山木屋地区の皆さんの請求する権利も奪うような言動を繰り返し、その方々への謝罪に村長、副村長が数回行き来しているビデオまでも出回る状況になりました。そして学校においては業者と交渉して土地を確保したと手柄を上げる発言をし、福島市からの学校提供も無視して、今となっては更地の土地売買の不動産屋になっているではありませんか。同じ村民の子供を村が用意した幼稚園、保育所、小学校、中学校に通わせない、村民と子供を差別し、現在も継続されている予算であります。

私がこの10年間で最も悔やみ悲しんでいることは、この予算委員会で死因別表をいただきましたが、年齢的な死亡者数はどうなのか見えません。この10年間で放射能被ばくを要因として早死に、孤独死、そして放射能による細胞破壊による合併症での病気などで死んでいった村民の悔しさ、悲しみであります。死んでまでも、村長の言う審議会により弔慰金を支給される村民、されない村民とされたのであります。被災地市町村よりなぜ支給者が少ないのか。追及すると新潟県長岡市の事例と言い、その後は岩手県の事例を参考にしていると答えた。私は何を言っていると。この原発事故で放射線被ばくした飯舘村の人々と条件が違うのは、誰が見ても長岡や岩手とは違うのは、誰が見ても常識的に分かるものだと強く追及したら、死んだ方全員にあるときの予算で30万円のみは支給しましたが、村長、行政職職員は誰のために仕事をし、役割責任はとつくづくそのと

きに考えさせられたものであります。国、東電の代理者、現場代理人なのか。違うでしょう。村長は村民の代表であり、個人的な上級階級のパフォーマンスをして、自分中心でいいのか。職員の村民のために働き、行動することを抑え、命令するだけでいいのか。つくづく多くの人々が死んでいく中で考えさせられました。死んだ村民まで差別することなど許されるものではありません。

この提案された予算が、これまで発言したような村民無視、国県に踊らされる行政執行のためとならないことを強く要求をしておきます。主人公の村民のわくわくする明日が待ち遠しい生活を考えたときに、私は現実が存在する限り、過去、村の歴史、村民それぞれの生きてきた暮らしがあります。そして村そのものは、一人一人個人、家族、地域の集合体であります。動植物、土地の自然界との共存であります。本年度これまでの特に原発事故により危険で住めない地域とされてからの11年間を、多くの村民との対話、実態把握をしたことを総括して考えたとき、来年度に向けた提案されている予算は村民の憲法に保障される生き方ができる予算なのか。一人一人の村民に向けてのこの予算が行政執行されると希望がある、見える、分かる生活となるのか。予算委員会での説明を受け審議いたしました。これまでの継続、国県の依存、交付金、助成金、補助金ありき、そして目先の対応の予算ともいえるものがたくさん見受けられます。

前村長が本来やるべきであったがしなかった村民の生活、村自然界の実態の検証を実勢生かして把握すること。歴史上なかった原発事故放射線物質、いわゆる自然界になかった毒物が村全体に降散され、被害を受けたものについて、存在するものは存在する、駄目なものは駄目と、村民主人公の村づくり、村民あっての村の代表として、村民の立場で貫き通すことについて、予算審議の中では見えてきません。

11年過ぎて、復興されているので、昨日過ぎて今日あって、明日と月日が過ぎ去っていくのだから、明日が待ち遠しいではありません。この飯舘村で生きていくのに必要な自然、なりわい、教育、医療、福祉環境、そして生活全体のインフラ整備が、村民にとって、村にとってどう進化し、村民主人公、自然豊かな村、経済的ななりわい、雇用の場づくりとなるのか。例えば、力が入れている営農再開ですが、農業に関わって生業として生活がどう成り立っていくのか。国県絡みの多額の交付金を使っての補助事業によりスタートする。もちろん、事業認可のための計画書、事業期間厳守などあります。成果も求められますが、それだけの努力のみで生業とならないのが、私28年議員をやりそして農業をやってきた者として、実感している農業の困難さであります。自然需給バランス、流通必要経費、世界的な農業をめぐる情勢もあり、生業としての難しさ、特に補助事業利用者の苦難の実態を、私はこれまで体験し、見て、検証してきたので、有利な補助でスタートしての行き着く先がとても心配であります。

前村長も言っていました。村、村民生活をきちんと真実、実態把握をして、亀や馬は背中に乗るものを大事にして、それ以上の背で背負えないものをやるものではないという昔の言葉がありますけれども、いわゆる自主財源やこの今の予算は多額の予算になっていますけれども、実際いろいろなことを引けば、40億円から50億円の村の予算が、本来の飯舘村の背負える事業執行ではないか。自分で責任役割任務を果たせることでの村

づくりも考え方にありましたが、IT化されている現代にあっては思考も多種多様になっているのが現実であり、幸いに村長が町村会などの奉職にあられるので、村民の立場での役割を果たしてくれるものと期待するところでもあります。

待ち遠しいのと、見える分かる情勢とは意味合いは違うのではないか。わくわくと楽しみをよいこととしても、村民一人一人の違いがあるのではないか。個人、家族、地域集合体と自然界の村であります。原発事故の前のような村づくりよりは新たな村づくりであり、年月の流れ、地球規模での人々の生き方、自然界の存在が重要になっている現在であります。役場職員、農業者、商工業者、農商官の現実である飯館村であります。村民のために、自然界のために、何をし、成果を上げるかが問われ、村民から求められるところでもあります。村民生活での収入は生活手腕、人々のコミュニケーションは真実と実態を現実経過未来ときちんと検証されていくべきであります。村で生活する人々の、労働者の収入、そして高齢者の年金収入と生活費だけでの生活経済、公的負担など具体化して考えたときに大変な暮らしであると思います。村に人々を呼び寄せる施策も必要ですが、村民として生きる居場所、村に居住していない村民や移住された方々にとって飯館村は正業雇用の場など不安心配なことはたくさんあります。行政職の事業評価、復興の名の下に振り回されることのないような仕事づくりが重要であります。住民主人公、自然環境再生を基本とした、村民のためになる、村民のために働く行政執行を強く求めるものであります。

村長が替わり、10年が過ぎ去った今だからこそ、本来の自治体の在り方が問われるのであります。国県、東電に向けて真実実態を基本として村民代表として要求すべきことは要求してほしいということを村民の代弁者として強く申し上げ、発言いたします。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午前11時26分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時26分）

議長（佐藤一郎君） ほかに討論ありませんか。

9番（高橋孝雄君） 佐藤八郎議員の反対に対して、私は賛成を申し上げたいと思います。

令和4年度一般会計予算審査に関わる賛成討論でございます。

令和4年度予算額は112億8,800万円と昨年度より増加しているものの、震災前の平成22年度と比較すると約2.5倍の予算となっています。今後、予算規模は縮小に向かうと思いますが、財政計画に基づき健全な財政運営を引き続き求めます。今期の予算は、1つ目に次世代等継承、2つ目になりわい、3つ目に10年後を見据える、4つ目に帰還困難区域を指標とししっかりと日常生活の安全安心、そして帰村と復興、新しい村づくりに向けた事業に気を配っていると思われることから、賛成いたします。

以上、賛成討論いたします。

議長（佐藤一郎君） ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) これで討論を終わります。

これから議案第12号令和4年度一般会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」という声あり)

議長(佐藤一郎君) この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤一郎君) 起立多数です。

着席ください。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計予算についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第14号令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第15号令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号令和4年度飯舘村介護保険特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第18号 飯舘村地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例

議長(佐藤一郎君) 日程第15、議案第18号飯舘村地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案とおり可決されました。

◎日程第16、議案第19号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長(佐藤一郎君) 日程第16、議案第19号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案とおり可決されました。

◎日程第17、議案第20号 村民の森の指定管理者の指定について

議長(佐藤一郎君) 日程第17、議案第20号村民の森の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番(横山秀人君) 今回村民の森が4月から再開するというので、すごく喜ばしいことで

ありますが、その指定管理について一般財団法人飯舘村振興公社が行うという案件であります。まず1点確認は、この指定管理の指定管理者への支払い、委託料についてであります。これは実績で再度精算するという形になりますでしょうか。それとも、どのような運営状況になろうが1年間これで全額これで決まりという形になるのか。どちらの方法で委託料の精算が行われるのか確認いたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 今回振興公社に指定管理ということになりました。震災前は森林組合に行っていたというものでございます。今現在きこりがこの振興公社に運営を行っていただいております。そちらの振興公社の業務によってあいの沢全体の相乗効果が見込まれるということで期待したいということでございます。

経費でございますが、まだ1年目ということでもありますので計上した部分をそっくりということにならないかなと思っております。ただ、実績重視でそれを全て減額するというところにも多分ならないのだろうと思っております。これから整備していかなければならないこともございますし、あいの沢自体、もう少し手を入れていかなければならない。また、今後に向けてそういったこともいろいろやることもあるということですので、そこら内部を詳しく相談させていただきながら、よりよいものになるようにしていきたいと考えております。

2番（横山秀人君） こちらは議案第21号と重なりますけれども、今きこりを振興公社で委託されて指定管理を受けているということで、この2つが追加することによって人員的なところについては振興公社さんのほうにはどのような確認等取られていますでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） こちらの2つを加えることについて、振興公社からは特に異論という形は出ておりません。というのは、今現在ご承知のようにきこりの状況、宿泊棟がなかなか活用できていないところでございます。来場者の交流を図るため、こうした宿泊施設、あるいはキャンプ場の利用というのは重要でございますし、逆にキャンプ場の利用される方もきこりの施設、お風呂でありますとかそういったところを使っただけということでは相互に有効な施策が打てるかなと思っております。

2番（横山秀人君） まず、村民の森あいの沢に入っていくところすぐに管理棟がありますけれども、そうしますとこの村民の森の指定管理者についてはあそこに常駐という形になるのでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 現在のところ、従前の形によればあそこが管理棟ということでキャンプ場の受付となりますので、そちらに常時受付を置くという形になるかと思っております。ただ、中の連絡そういったこともうまく取りながら、例えば管理で管理人が空けるようなときでもきこりがそこをカバーできるような、そんな体制は十分整えたいと思っております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第21号 民家園ふるさとの指定管理者の指定について

議長（佐藤一郎君） 日程第18、議案第21号民家園ふるさとの指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第22号 いいたて村の道の駅までい館の指定管理者の指定について

議長（佐藤一郎君） 日程第19、議案第22号いいたて村の道の駅までい館の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

5番（佐藤健太君） 数点お聞かせいただきたいところがあります。道の駅の売上げ等々上がってきて黒字経営になってきたということで非常に嬉しいかなと思っているんですが、この指定管理の期間ですが5年間とするこの理由と妥当性をお示してください。

村づくり推進課長（村山宏行君） 道の駅までい館であります。までいガーデンビレッジによって運営がようやく黒字化してきたというところがございます。1期ごとの実績を上げていくということも大切でございますが、長期的な視点に立って安定的な経営を心がけていた。そういったことの長期ビジョンを図る上でも5年間というのは有効なのだろうと思っております。そちらの安定性を見込んだということでございます。

5番（佐藤健太君） その理由であれば、これまで指定管理をしてきた5年間の評価という部分はどのように行って、また、この5年間の指定管理をするに至ったのかというところと事業計画、次の5か年計画などというものは示されているのでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） まず評価であります。ご存じのように立ち上げからようやく黒字になったということで、今現在累積の赤字はなくなったという状況まで改善いたしました。今後の5年間ということではありますが、具体的な計画というのはまだ示されてはおりません。といいますのは、この任期替えが来年度から新たにということでありまして、決算時期がまでいガーデンビレッジの場合は5月末で締めるという形になっ

てございますので、その関係でということもあります。また、売上げの中身を見ていきますと、開店当時からすると今建設業関係、復興事業者関係の売上げというのが減っているというところがございますので、かなり中身のほう、客層なりターゲットを絞るなりという形でいろいろな見直しというのが必要なんだろうとっております。そこで、村である程度そういった部分のてこ入れをしながら一緒に運営計画自体を考えていく、そういったことが必要なんだと思いますので、今後も連携を図りながら運営に努めたいと考えております。

5番（佐藤健太君） この5年間、順調に売上げを伸ばしてこられたという部分と、また、この後お客さんが減ってくる見込みももちろんあるので、この次の5年間の事業計画という部分はしっかり持ちながら、計画的に経営をしていっていただきたいと思っております。無計画にだらだらという運営はしないようにぜひ気をつけて運営をしていただきたいと思っております。

村長（杉岡 誠君） 今大事なご指摘いただきましたので、まさしくそういったことでしっかり計画的にということを念頭に置きたいと思っております。ただ、今担当課長から売上げが少し落ちているというお話をしましたけれども、セブンイレブンのほうの売上げが少し冬期間ということもありまして下がっているということがあります。川俣にも新しいセブンイレブンができましたのでそういったことも影響しているかと思っておりますが、逆に直売所のほう、皆様にお野菜等々加工品を出していただいているところは実は売上げが増えているという状況がありますので、むしろ村民の皆様にご還元できるような部分に今力を込めながらやらせていただいているというところがあります。セブンイレブンと直売コーナー、あとは飲食コーナー、3つ大きな部分がありますので、後ろの風の子広場とかドッグランと連携をした取組をさらに深めながら、おっしゃるとおりしっかりした経営を村としても指導していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 最初から飯館の道の駅にふさわしくない建物だとずっと思っていて、非常に何をやっても使いづらい。ご立派過ぎて何か非常に村民が気軽にコミュニケーション取るたまり場的なものになっていかない。だから、買うだけ。物をそろえるだけの拠点であってはならないと私は思っています。そういう意味で今後5年ごとみたいになりますけれども、この議案と直接ではないですけれども、長期的に見て、あそこをどうしてどうやったら本当の村民の交流拠点になるのかという部分では、大きなリフォームも含めて考えるものが必要ではないかと私には思っているんですけれども、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 道の駅の中の配置等々、その辺のご指摘かなと思っておりますが、まさしく今回の指定管理の長期的な部分が示すことができればそういった長期計画の中でこういった改革が必要かと、配置の替えが必要かということも検討できるかと思っております。

ただ、村としては道の駅に全てを集約するというのではなく、例えば交流センターがございますし、あるいは地域防災センターということで旧飯樋小学校もございますし、

あるいはこれからまごころ、そちらの活用ということも進めていきますので、不特定多数の方が多く集まることを想定し、道の駅にいろいろなコミュニティー機能まで盛り込もうとするとちょっと難しい部分があるかと思っておりますので、村の中の様々な施設を有効に活用しながら、いろいろな方がコミュニティーを形成したり、あるいは新しいコミュニティーを創出するということにご活用いただけるようなことを考えていきたいと、そのように考えております。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第23号 メモリアルホールいいたての指定管理者の指定について

議長（佐藤一郎君） 日程第20、議案第23号メモリアルホールいいたての指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第24号 村道路線の認定について

議長（佐藤一郎君） 日程第21、議案第24号村道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

議長(佐藤一郎君) 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

(午前 11時50分)

◎再開の宣告

議長(佐藤一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時10分)

◎日程第22、議案第25号 佐須辺地に係る総合整備計画の変更について

議長(佐藤一郎君) 日程第22、議案第25号佐須辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) 要するに豊栄佐須線の改良と申しますか、いい道路にしていくということなんでしょうけれども、全線を拡張していくような見通しなのか。大火比曾線みたいに待機所をあちこちに何メートルか置きにしていくのか。通常、今通っている限りでは非常に豊栄を過ぎますと狭い道路が延々と続くみたいな、雪などがあると非常に危険な場所もかなりあって事故も起きているということですけども、どんなふうになっていくものなのかお知らせを願いたい。

建設課長(高橋栄二君) 豊栄佐須線の改良でございますが、この路線につきましては危険な箇所等の局部改良だったり、側溝を入れ替えることによって拡張したりという計画でございます。

8番(佐藤八郎君) 5年間の予算なのかな。これは幾らもできないのか。毎年1か所ぐらいとか2か所ぐらいなのか。

建設課長(高橋栄二君) 道路改良と申しますと結構お金もかかるということもあって、5年間で2,000万円ちょっとずつということでございますので、現在も進めてはおりますが、ご覧のとおり数年かかっているということもございましてご理解いただければと思います。

議長(佐藤一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第26号 福島市及び飯舘村におけるふくしま田園中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

議長（佐藤一郎君） 日程第23、議案第26号福島市及び飯舘村におけるふくしま田園中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） こちらの連携協約についてはパブリックコメントということで締切りを設け、対象地域の方から意見等を募集していたと思うんですけども、実際どのような内容があってどのように対応されたかご回答お願いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） ふくしま田園中枢都市圏ビジョンということでパブリックコメントをホームページ等で載せておりました。取りまとめが福島市で行ったということですので、福島市でそういった意見を、当然字句の訂正であったり、それから内容の追加ということも聞いておりますが、大筋ではあまり変更なかったと把握はしております。

2番（横山秀人君） ありがとうございます。

続いて、この計画なんですけれども連携協約については飯舘村の第6次総合振興計画と合致しており、同程度の計画という認識でよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 基本的に6次総については村のマスタープランでありますので、それと同義ではございません。ただ、当然このふくしま田園中枢都市圏のビジョンは集中審議が昨年度、それから今年度ということで2か年にわたって行われておまして、当然6次総の内容は網羅している。中に飯舘村の部分について記載されている項目ありますが、こちらについても改めて見直しをしながら、不足する分についてはこちらで加筆修正などを願ったところでございました。

2番（横山秀人君） そうしますと、中身読んでみますとすごく広域で取り組めばより効果的だと思うわけですが、実際事務レベルの会議というのはいつ頃からスタートし、例えば令和4年度中にどの分野においてある程度の基本方針というか事業計画というのを立てる予定でしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） この福島を中心とする圏域の構想でありますけれども、これは前議会からのですので多分5年以上はなるのかなと思っております。具体的な事務の部分の詰めということではありますが、今後共有できるような事務事業について部署ごとこれから行っていくという形になります。大まかにこういったものについて一緒にやっていきたいと思いますところは定められてはおりますけれども、当然中身について各自自治体で持っている部分、それから課題も若干異なりますし、そういったところの調整はこれからと思っております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 今朝ほど頂いたので理解深めるために聞きますけれども、今横山議員からもあったように、連携協約して打合せなり協議など定例化されてやっていくのか。また、どういう人たちでの協議の場となるのか。今ほどありましたように5年間みたいな

話もありますけれども、ただ、6、7、8ページ見ると甲の役割、乙の役割とあって、ほとんど飯館は乙の役割か、甲と協力して進めるだけの話なんですけれども、具体的に何をどうなるのかという何か素案みたいなものはあるのかないのか。全くこれからそれをつくりながらスタートさせていくのか。連携協約してからのことになるのか。その辺、お聞かせください。

村づくり推進課長（村山宏行君） 現在までにできておりますのはビジョン、あくまでも計画でございます。こちらの協定を締結をしてから各分野について具体的な部分を詰めていくという形になるかと思っております。現在挙げられておりますのは、例えば6次産業化であるとか道の駅の連携であるとかそういったことは挙がっておりますし、また、子供たちのコロナワクチン接種を広域で取り組む。そんな取組なども既に一部は進んでいるというところがございますので、今後様々な分野で広域で連携できるそういった取組が増えてくるものと考えております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第27号 飯館村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議長（佐藤一郎君） 日程第24、議案第27号飯館村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

遠藤 哲君の退席を求めます。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本件について採決します。

本件に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定しました。

遠藤 哲君の入場を許可します。

ここで、教育委員会教育長に任命されました遠藤 哲君から挨拶を許します。

教育長（遠藤 哲君） ただいま議員の皆様方よりご同意をいただきまして、2期目を務めさせていただきますこととなります。大変光栄なことですし、責任の重さに身が引き締まる思

いであります。1期振り返ってみますと、小中学校の閉校、そして義務教育学校の開校、村の特色ある教育の推進、そして新型コロナウイルスの対応策等々あつという間の3年間でした。これまでご理解ご支援いただきました全ての皆様に心から御礼を申し上げます。2期につきましても震災の年に飯館中に勤めたときの思い、全ては子供たちのためにという思いを忘れずに、また、村のため、子供たちのために努力してまいりますので、今後ともご支援ご指導をよろしくお願いいたします。

◎日程第25、議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（佐藤一郎君） 日程第25、議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本件について採決します。

お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定しました。

◎日程第26、承認第1号 専決処分の承認について

議長（佐藤一郎君） 日程第26、承認第1号専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第27、閉会中の継続調査の件

議長（佐藤一郎君） 日程第27、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第28、閉会中の所管事務調査の件

議長（佐藤一郎君） 日程第28、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員長及び総務文教常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。両委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、両委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

◎日程第29、議員派遣の件

議長（佐藤一郎君） 日程第29、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回飯舘村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後1時28分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月14日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 佐藤 眞弘

同 会議録署名議員 横山 秀人